

かまがや レインボープラン21

KAMAGAYA RAINBOW PLAN 21

緑とふれあいのあるふるさと
鎌ヶ谷



鎌ヶ谷市総合基本計画
後期基本計画

はじめに

このたび、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までの10年間の鎌ヶ谷市のまちづくりの基本的な方向を示す「後期基本計画」を策定しました。この計画は、「目標を市民と行政が共有し、協働で達成する計画」としています。

21世紀初頭の10年間、本市は「鎌ヶ谷市総合基本計画」の「前期基本計画」に基づいてまちづくりを行ってきました。「前期基本計画」では達成すべき目標として主に「行政が何をどれだけつくるか・するか」といった目標を掲げ、いわば「行政主導型」の計画となっていました。

また、この10年間には、計画策定時に行った人口推計・財政推計が共に実際の状況を大きく下回ったこともあり、計画した事業の達成度が5割を下回る状況となりました。

「後期基本計画」の策定にあたって、こうした状況を市民の皆さんにお示したところ、「私たちに出来ることはまかせてほしい」といった多くの声をいただき、「市民との協働で達成する計画」を作るべきだと感じました。目標についても、「どういう施設をいくつ建設するか」といった目標にするのではなく、「めざすべきまちの姿」は何で、「そのためにどのような状況を作るか」を目標として掲げることとし、それを市民と共有できるようにするとともに、市民・事業者・行政がそれぞれ果たす役割を明記しております。そして、多くの事業を「あれもこれも」計画に入れるのではなく、重点的に実施する分野を絞る必要があると考え、「かまがやレインボープラン21」に掲げた11の政策のうち、「安全・安心」「福祉」「教育」「魅力あるまちづくり」の4つの政策を「重点政策」として掲げました。

市民の皆さんとの協働で目標を達成するためには、市民お一人おひとりの協力が欠かせません。「後期基本計画」の策定にあたっては、課題抽出期と計画案策定期の2期にわたり全コミュニティエリアで開催した「地域懇談会」や市内各種団体代表者などによる「まちづくり市民会議」、パブリックコメントなど過去に例のないほどの市民参加をいただき、計画案に対しては400件近いご意見をいただきました。計画開始後も、今後事業の実施にあたっては、こうした市民の皆さんのご協力が不可欠と考えておりますので、積極的な参加をよろしくお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心に審議、検討いただきました総合基本計画審議会、まちづくり市民会議の各委員の皆様をはじめ、地域懇談会やパブリックコメント、市民意識調査等でご意見をお寄せくださいました市民の皆様、市議会、その他計画策定にご協力いただきました多くの皆様に心より御礼申し上げます。

平成22年2月

鎌ヶ谷市長 清水 聖士

鎌ヶ谷市総合基本計画 後期基本計画 目次

第1編 序論

第1章 後期基本計画の枠組み	1
第1節 計画の趣旨	1
第2節 計画の名称	1
第3節 計画の構成と期間	1
第4節 計画の性格	3
第2章 計画策定の前提	4
第1節 鎌ヶ谷市の特性	4
第2節 社会環境の変化	5
第3節 まちづくりに対する市民の意識	7
第4節 前期基本計画の進捗状況	13
第3章 計画の基礎条件	14
第1節 人口	14
第2節 財政	16
第3節 産業	17
第4節 土地利用	20
第4章 まちづくりの主要課題と重点政策	23
第1節 まちづくりの主要課題	23
第2節 重点政策	25

第2編 分野別計画

第1章 分野別計画の策定にあたって	28
第1節 施策の体系	28
第2節 「行政評価」の考え方の導入	31
第3節 分野別計画の見方	33
第2章 分野別計画	35
■基本目標1「健康で生きがいのある 福祉・学習都市」をめざして	35
政策1-1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくれます	35
施策1 地域で支えあう福祉社会の形成	35
施策2 いきいきとした高齢社会の形成	37
施策3 健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	39
施策4 社会参加に向けた障がい者（児）福祉の推進	41
施策5 安心して暮らせる社会保障の充実	43
施策6 健康を支える保健・医療の充実	45

政策1-2	生きがいのある暮らしができる生涯学習社会をつくります	47
施策1	いきいきとした生涯学習の推進	47
施策2	生涯スポーツ・レクリエーションの振興	49
施策3	芸術・文化の振興	51
政策1-3	人間性豊かな子どもの育成環境をつくります	53
施策1	豊かな人間性を育む幼児教育の充実	53
施策2	生きる力を育てる義務教育の充実	55
施策3	児童・生徒の健康と安全の確保	57
施策4	高等教育の充実	59
施策5	青少年の健全育成	61
政策1-4	個人が尊重しあう多様な市民交流をつくります	63
施策1	個性豊かなコミュニティづくり	63
施策2	市民生活を支える地域情報化の推進	65
施策3	男女共同参画社会づくり	67
施策4	世界と結びつく国際化の促進	69

■基本目標2「自然と社会が調和する 環境共生都市」をめざして……………71

政策2-1	人と自然にやさしい地域社会をつくります	71
施策1	環境保全の促進	71
施策2	循環型社会の構築	73
政策2-2	快適な暮らしの環境をつくります	75
施策1	良好な住宅の整備	75
施策2	快適な公園・緑地環境の整備	77
施策3	うるおいある河川・水路の整備	79
施策4	上・下水道の整備	81
施策5	環境衛生の充実	83
政策2-3	安全に暮らせる社会システムをつくります	85
施策1	交通安全の推進	85
施策2	防犯対策の促進	87
施策3	防災対策の強化	89
施策4	消防力の強化	91

■基本目標3「躍動感と魅力あふれる 交流拠点都市」をめざして……………93

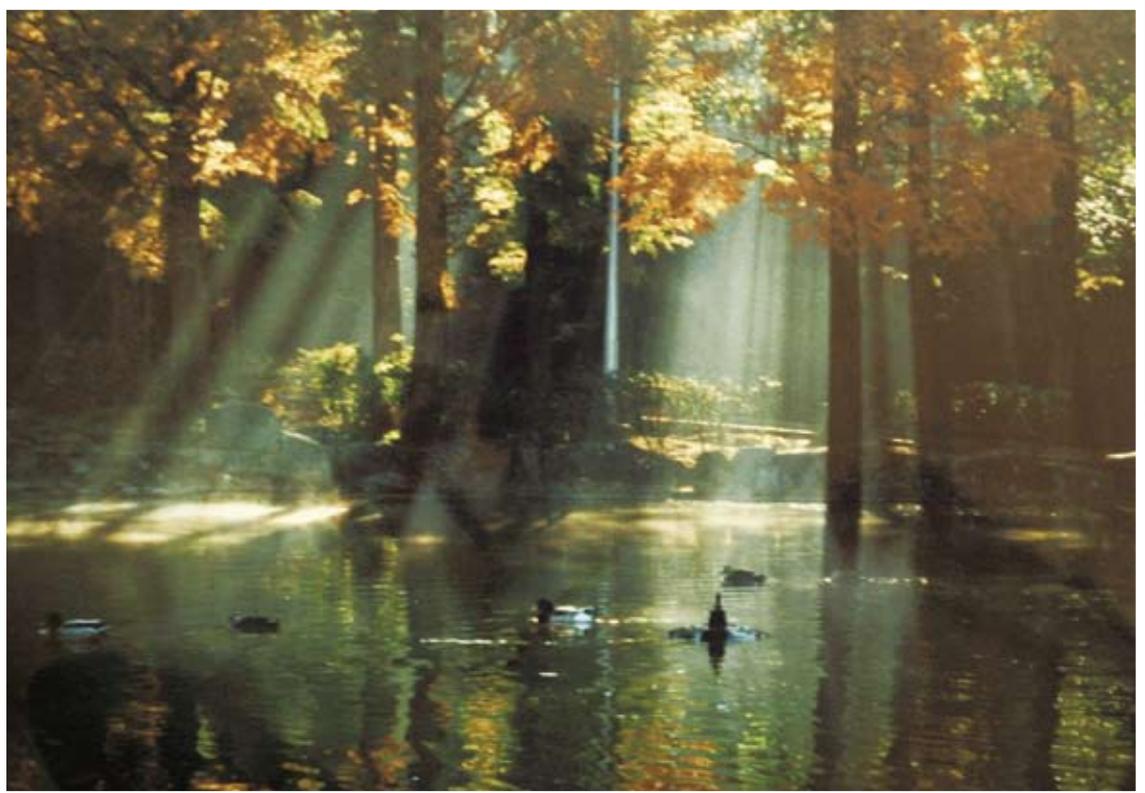
政策3-1	魅力あふれるまちづくりを進めます	93
施策1	広域交流拠点の整備	93
施策2	鉄道新線開業等に対応した新市街地の整備	95
施策3	質の高い既成市街地の整備	97
施策4	鎌ヶ谷市の魅力あふれるまち並みづくり	99
政策3-2	都市活動を支える交通網整備を進めます	101
施策1	安全でゆとりある道路の整備	101
施策2	利便性の高い公共交通体系の充実	103
政策3-3	活力ある産業を育成します	105
施策1	都市農業の育成	105
施策2	魅力ある商業の育成	107
施策3	活力ある工業の育成	109
施策4	安心できる消費生活の推進	111

■計画の実現のために	113
政策4-1 計画の実現のために	113
施策1 地方分権と市民参加の推進	113
施策2 効率的で健全な行財政運営の推進	115
施策3 広域行政の推進	117

資料編

用語解説	119
基本構想	123
第1章 まちづくりの基本理念	123
第2章 21世紀の鎌ヶ谷市の姿	124
第1節 都市像	124
第2節 人口	125
第3節 土地利用	125
第3章 基本目標と施策の基本方向	128
第1節 基本目標	128
第2節 施策の基本方向	129
第4章 基本構想の推進のために	138
計画の策定過程	139
(1) 計画策定フロー	139
(2) 計画の策定経過	140
(3) 鎌ヶ谷市総合基本計画審議会	143
(4) 鎌ヶ谷市総合基本計画策定まちづくり市民会議	149
(5) 計画策定の庁内体制	151
各施策成果目標一覧	155

第1編 序論



私の好きなかまがや 絵画・写真展(平成20年度) 一般の部

高橋寛さん 「晩秋の光」

第1編 序論

第1章 後期基本計画の枠組み

第1節 計画の趣旨

この計画は、平成13年度（2001年度）にスタートした「鎌ケ谷市総合基本計画－かまがやレインボープラン21－」（計画期間；平成13～32年度）における「前期基本計画」の計画期間が平成22年度で終了することから、平成23～32年度を計画期間とする「後期基本計画」を策定するものです。

第2節 計画の名称

この計画の名称は、「鎌ケ谷市総合基本計画－かまがやレインボープラン21－後期基本計画」とします。

第3節 計画の構成と期間

鎌ケ谷市総合基本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成されており、この「後期基本計画」は、「基本構想」に掲げた施策の基本方向に基づく平成23～32年度の施策推進の指針となります。

「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」のそれぞれの内容は次のとおりです。

1. 基本構想

基本構想は、まちづくりの基本理念や21世紀の鎌ケ谷市の姿、それを実現するための基本目標と施策の基本方向などを示し、最も基本的な市政運営の指針となるものです。

計画期間は、平成13年度（2001年度）から平成32年度（2020年度）までの20年間となっています。

2. 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げた施策の基本方向に基づき、各施策の基本方針や内容などを示すもので、基本構想を具体化した施策推進の指針となります。

計画期間は10年間であり、平成13年度（2001年度）から平成22年度（2010年度）を前期基本計画、平成23年度（平成2011年度）から平成32年度（2020年度）を後期基本計画としています。

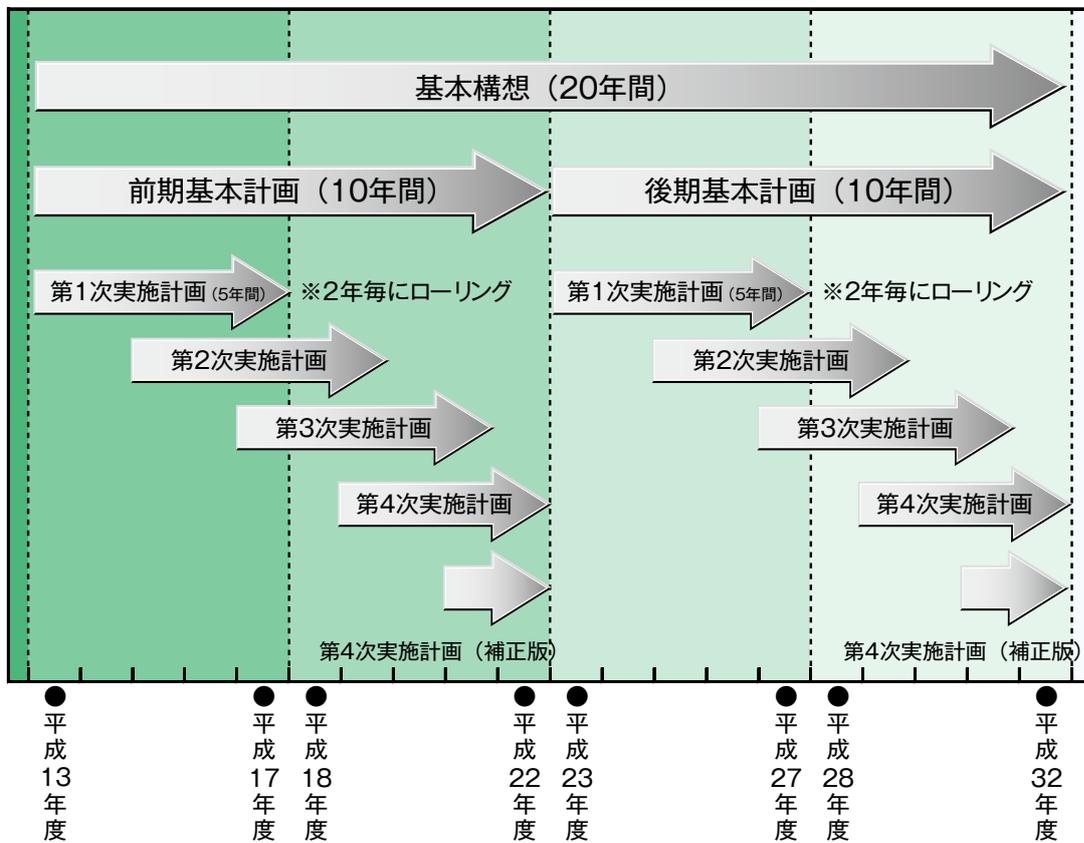
3. 実施計画

実施計画は、基本計画に掲げた施策のうち、当面の行財政能力の中で実施する最適な事務事業を示すもので、予算編成の指針となるものです。

計画期間は5年間とし、平成13年度（2001年度）から原則として2年毎のローリング方式（※）により見直しを行っていますが、「後期基本計画」においても同様の取扱いをしていきます。

※「ローリング方式」…実施計画と基本計画の間の相違を定期的にチェックし、計画を修正する方式

図表1-1-1 鎌ケ谷市総合基本計画の構成と期間



第4節 計画の性格

この計画は、「基本構想」を実現するために、鎌ヶ谷市のまちづくりの基本的な方向を総合的、体系的に示すとともに、市政運営の指針となるものです。

また、この計画は、市民の参加により策定されたものであり、市民や各種団体の自主的・積極的なまちづくりへの参加と行動の展開に向けた指針となるものです。

これまでの総合計画は、「鎌ヶ谷市として何を行うのか」を明示した、言わば「行政主導型の計画」といった側面がありましたが、今回の「後期基本計画」は、「目標を市民と行政が共有し、協働でそれを達成する計画」としました。

また、「めざすべき目標」についても、従来の総合基本計画では、「どういう施設をいくつ建設するか」といった点に主眼が置かれていましたが、今回の「後期基本計画」では、「めざすまちの姿」は何で、「そのためにどのような状況を作るか」に主眼を置いています。

たとえば、「安全に暮らせるまち」をめざすのであれば、「前期基本計画」においては、「防犯センターの設置数」といったような指標が目標数値となっていますが、「後期基本計画」では、市民との協働で防犯対策を行った結果、「犯罪発生件数を減少させる」といった形です。

このため、以下に示すような特徴を備えています。

1. 分かりやすい計画

めざす姿、ビジョンを明確に示し、施策の進行状況を客観的に評価し、その成果を分かりやすく示すための指標（ものさし）を設定し、市民に分かりやすい計画としました。

2. 行政だけでなく市民との協働で達成する計画

施策の成果を分かりやすく示すための指標は、行政だけでなく、市民や事業者との協働で達成するものとして設定し、それぞれの施策に、目標達成のために市民・事業者・行政のそれぞれが果たす役割を記載し、市民と共に作り、市民と共に実行していく「市民が主役」の計画としました。

3. 計画策定後も評価と進行管理を絶やさぬ計画

指標の目標値と実績値の比較などにより、成果を検証しやすくなり、計画の進捗状況が分かりやすくなるようにしました。

この結果、評価結果によって、進捗が思わしくないものには財源を重点配分するなど、次期の施策や予算編成などに反映していくといった、進行管理しやすい計画としました。

第2章 計画策定の前提

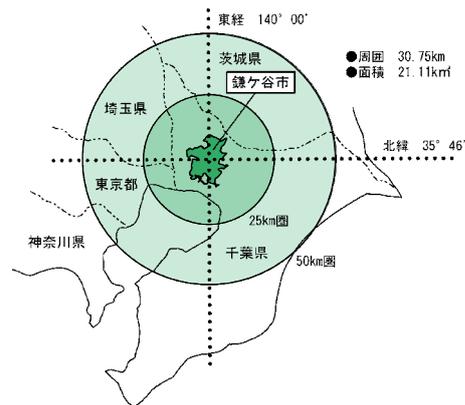
市では、「後期基本計画」の策定にあたっての基礎資料とするため、「後期基本計画基礎調査」（平成20年12月）を行いました。第2章では、この調査等に基づき、計画策定の背景を明らかにします。

第1節 鎌ヶ谷市の特性

図表1-2-1 鎌ヶ谷市の位置図

(1) 都市の概要

- ・ 都心から25km圏内にあり、鉄道による交通は1時間以内という恵まれた立地条件にあります。
- ・ 市域の土地利用は、おおよそ半分は畑、山林等で占められており、都市農業が盛んです。



(2) 市街地形成

- ・ 新鎌ヶ谷駅周辺では、鉄道3線の結節点という優位性を生かしたまちづくりが進められています。平成22年開通予定の成田新高速鉄道の整備が進められており、さらなる立地優位性が期待されています。

(3) 地域資源

- ・ 市内にある8つの駅を中心に商店街や住宅地が広がり、緑と調和した落ち着いたまち並みを形成しています。
- ・ 果樹や野菜の栽培が盛んで、特に梨は全国屈指の生産地として知られています。
- ・ 国内に12球団しかないプロ野球球団の拠点である「ファイターズ鎌ヶ谷スタジアム」があります。
- ・ 国史跡である「下総小金中野牧跡」や「鎌ヶ谷大仏」などの文化的資源も豊富です。

第2節 社会環境の変化

(1) 価値観や生活様式の多様化

- ・健康で活動的に暮らせる期間である健康寿命が伸びる中で、生きがいづくりや、心の豊かさをより重視した多様な生活様式の広がりなど、一人ひとりの個性、感性を尊重する傾向が強まっています。これらを背景に、新たな公共サービスへのニーズの高まりや、個人の能力をより活かせる地域社会の創造が求められています。

(2) 安全や安心への意識の高まり

- ・近年、国内外で地震や異常気象による災害が頻発しており、国民の防災に対する意識が高まっています。
- ・治安の側面では、一時期よりも犯罪発生件数は少なくなっているものの、全国的に空き巣やひったくりなど生活に身近な犯罪の発生、凶悪犯罪の増加・低年齢化などが問題となっています。また、児童虐待、ドメスティックバイオレンスなど、家庭内においても様々な問題が生じています。

(3) 環境問題の深刻化と持続可能な社会への転換

- ・地球温暖化に伴う異常気象と、それに伴う水資源や食糧生産の不安定さなども懸念されており、「持続可能な社会」の形成に向けた取り組みが世界共通の課題となっています。また、省資源・省エネルギーなど、低炭素型社会への転換が求められています。

(4) 人口減少・超高齢社会の到来

- ・少子化は、将来労働人口が減少し、経済活動の低下や国・地方自治体における歳入の減少による財政の悪化をもたらす恐れがあることのほか、子ども同士の交流機会の減少などにより、子どもの社会性がはぐくまれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念されています。
- ・我が国における高齢化は、世界に例をみないほど急激に進行しています。こうした高齢化は、医療や社会保障の分野において若年層への負担を増大させることが懸念されています。
- ・一方で、退職者が地域に帰って来ることにより、地域活動の担い手が増加し、こうした方々が生きがいをもって暮らすことができるような仕組みづくりが必要になっています。

(5) 国際化の進展

- ・日常生活において、外国の文化に触れる機会や海外渡航の増加、在住する外国人の増加など、外国人との交流機会が増えています。こうした国際化の進展に対応して、外国人が暮らしやすく、行動しやすい多文化共生のまちづくりに加え、日本の文化などの情報発信なども一体的に行うことで、外国人観光客が増加し、観光関連産業が発展することが期待されています。

- ・また、平成22年に成田国際空港まで開通予定の成田新高速鉄道の整備が進められており、国際化に対応したまちづくりが必要になっています。

(6) 高度情報ネットワーク社会の到来

- ・今後の情報通信技術は、いつでも、どこでも、何でも、だれでもがネットワークに接続でき、情報の自在なやりとりを行うことのできるユビキタスネット社会の実現に向かいつつあります。これにより、様々な側面で生活様式が変化していくことが予想され、一方で個人情報の保護も重要な課題となっています。

(7) 地方分権

- ・地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しています。今後の地方分権の時代にあっては、住民の日常生活や経済活動の広域化、多様化、高度化に対応したより高度な行政サービスを提供するため、基礎的自治体である市町村の行財政能力の向上、効率的な行政体制の整備・確立が重要な課題となるとともに、分権の進展に伴い、市民自治の観点もより必要となってきます。

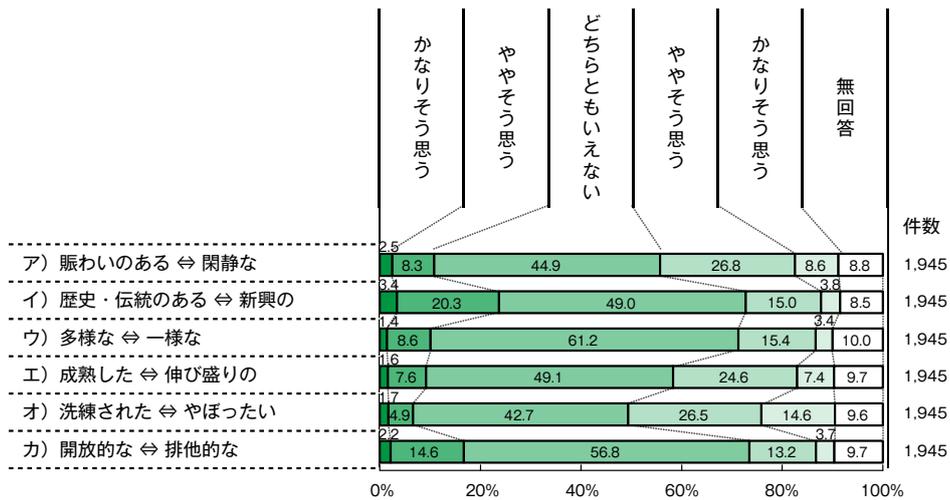
第3節 まちづくりに対する市民の意識

平成20年度に実施した市民意識調査結果の中から、後期基本計画を策定する上で、留意すべき点を以下に示します。

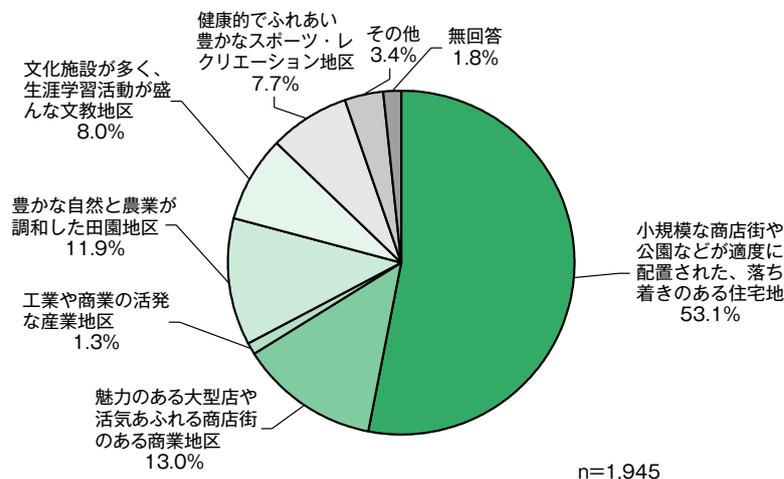
(1) 今後のまちづくりの方向性

- ・現状の本市の「イメージ」を表す言葉としては、「閑静な」（35.4%）、「伸び盛りの」（32.0%）が多くなっているものの、「やぼったい」（41.1%）が最も多くなっています。
- ・そのような中、現在、住んでいる地域を、将来に向けてどのような地域にしていくべきかという設問に対しては、「落ち着いたある住宅地」が53.1%と最も多く、次いで「商業地区」（13.0%）、「田園地区」（11.9%）と続いています。

図表1-2-2 鎌ヶ谷市のイメージ



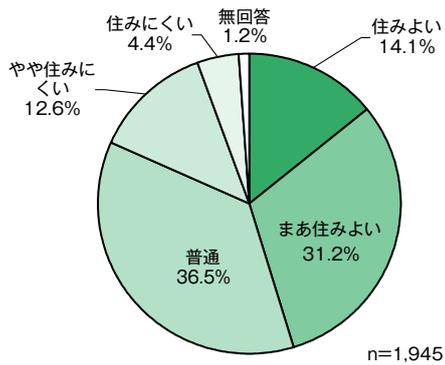
図表1-2-3 将来に向けてどのような地域にしていくべきか



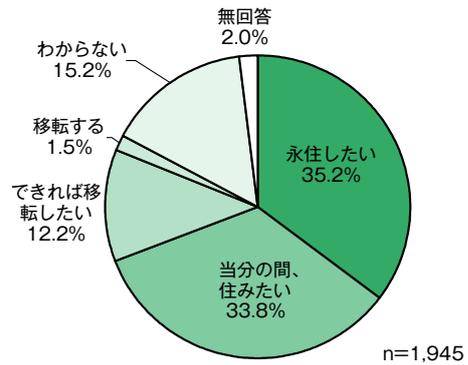
(2) 生活環境に対する満足度・重要度からみる今後の施策の方向性

- ・本市の住みよさについて、市民の45.3%が「住みよい（住みよい+まあ住みよい）」と感じており、「住みにくい（住みにくい+やや住みにくい）」（17.0%）と感じている市民を上回っています。
- ・また、定住意識については、市民の69.0%が「住み続けたい（永住したい+当分の間、住みたい）」としており、年代が上がるほど定住意識は強くなっています。

図表1-2-4 住みよさ意識

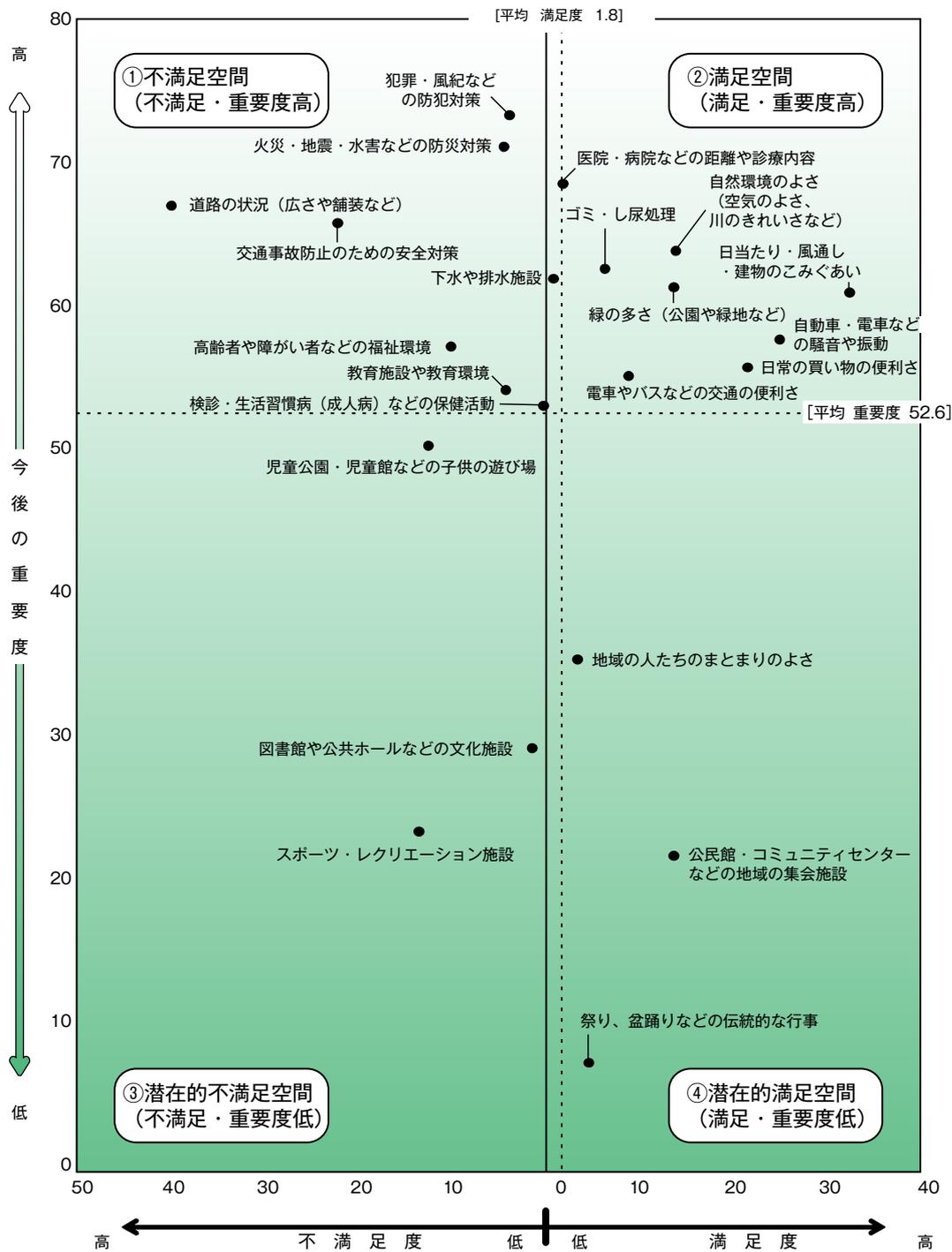


図表1-2-5 定住意識



- ・そのような中、生活環境に対する「現在の満足度」と「今後の重要度」についてみると、今後、最も改善すべき点（不満足度も今後の重要度も高い）として「道路の状況（広さや舗装など）」、「交通事故防止のための安全対策」、「犯罪・風紀などの防犯対策」、「火災・地震・水害などの防災対策」などが挙げられています。

図表1-2-6 生活環境の満足度・重要度



注) 満足度・重要度の算出方法

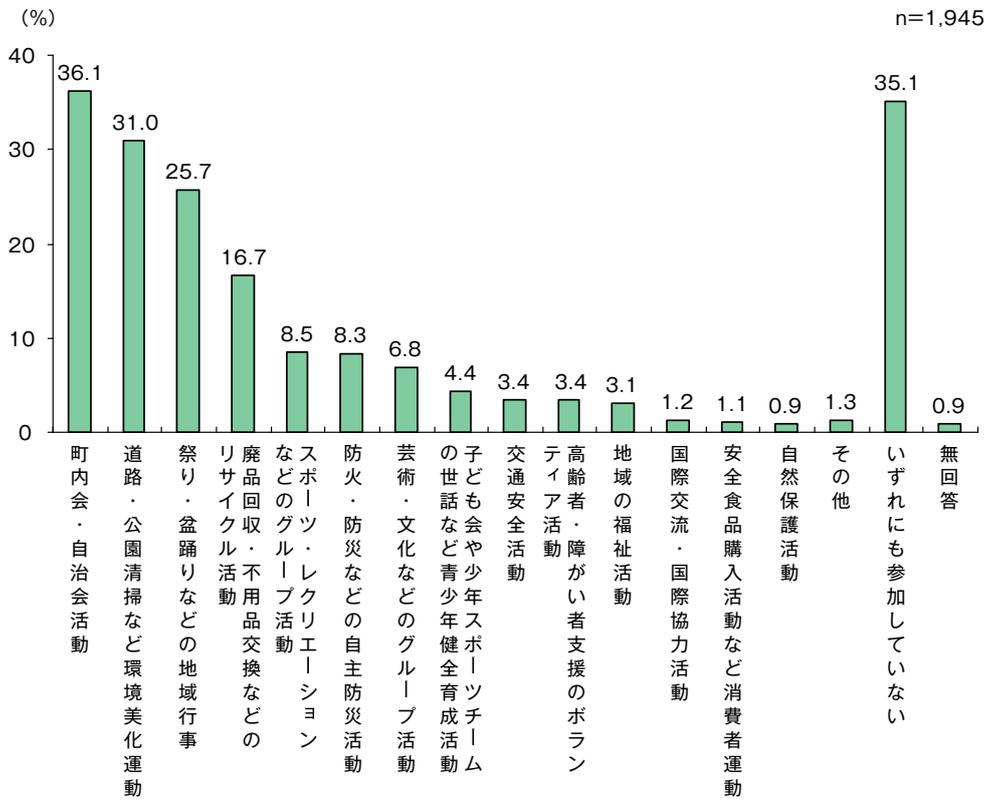
満足度 = (「満足している」×1点 + 「まあ満足している」×0.5点 + 「やや不満である」×-0.5点 + 「不満である」×-1点) ÷ 回答者数 × 100

重要度 = (「重要である」×1点 + 「やや重要である」×0.5点 + 「あまり重要でない」×-0.5点 + 「重要でない」×-1点) ÷ 回答者数 × 100

(3) 地域活動への参加意向

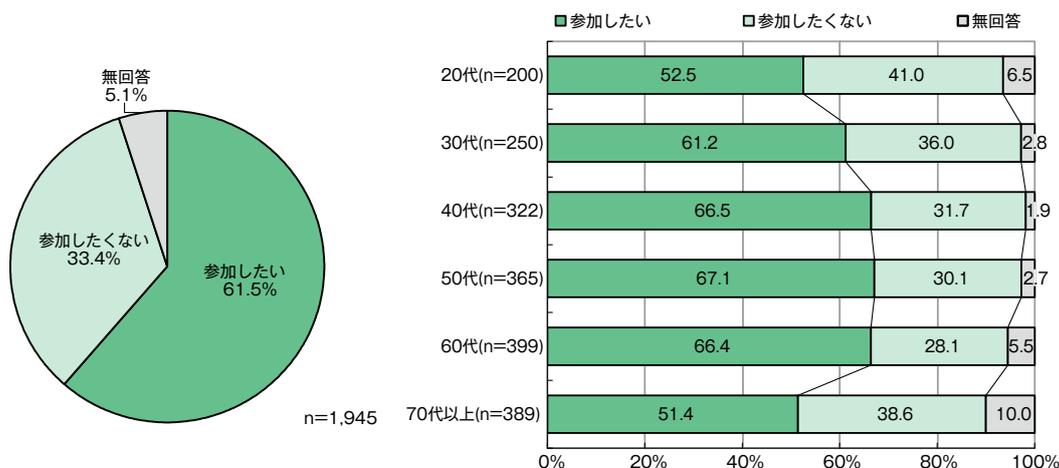
- ・現在、市民が参加している地域活動としては、「町内会・自治会活動」(36.1%)が最も多く、次いで「道路・公園清掃など環境美化運動」(31.0%)、「祭り・盆踊りなどの地域行事」(25.7%)となっています。
- ・一方で、「いずれにも参加していない」も35.1%と高くなっています。

図表1-2-7 地域活動への参加状況

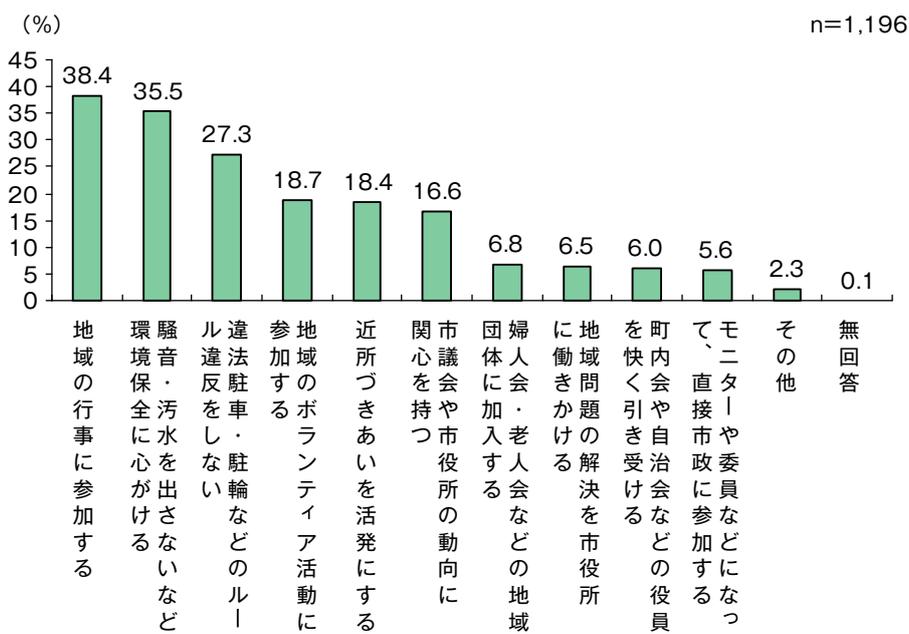


- ・今後の地域活動への参加意向は、「参加したい」が61.5%、「参加したくない」が33.4%となっており、年代別にみると30代～60代で60%を超えています。
- ・また、自分自身ができる地域活動としては、「地域の行事に参加する」(38.4%)が、最も多く、「騒音・汚水を出さないなど、環境保全に心がける」(35.5%)、「違法駐車・駐輪などのルール違反をしない」(27.3%)となっています。

図表1-2-8 今後のまちづくり活動への参加希望の有無



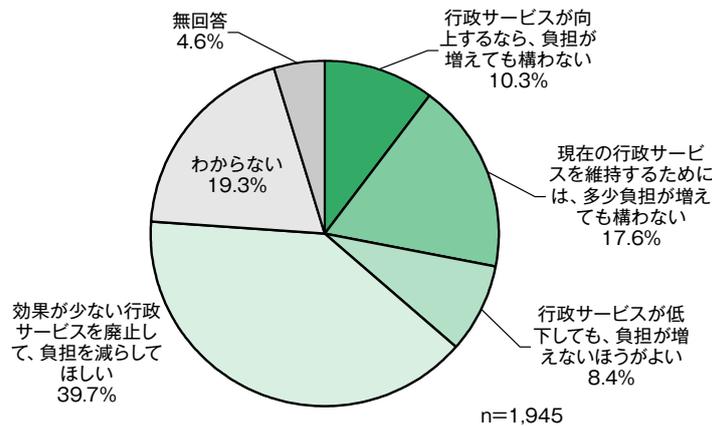
図表1-2-9 自分自身ができるまちづくり活動



(4) 行財政運営について

- ・「効果が少ない行政サービスを廃止して、負担を減らしてほしい」が39.7%と最も多く、次いで「わからない」(19.3%)、「現在の行政サービスを維持するためには、多少負担が増えても構わない」(17.6%)となっています。

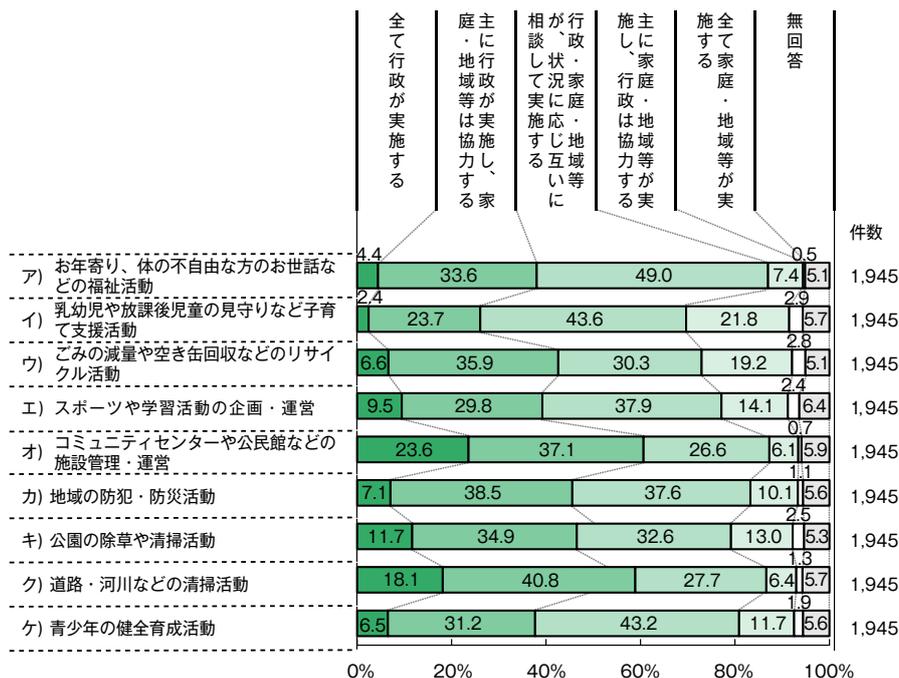
図表1-2-10 行政サービスと市民の費用負担



(5) まちづくりにおける役割分担

- ・「お年寄り、体の不自由な方のお世話などの福祉活動」、「乳幼児や放課後児童の見守りなど子育て支援活動」、「青少年の健全育成活動」、「スポーツや学習活動の企画・運営」等を進めていく上での役割分担は、「行政・家庭・地域等が、状況に応じ互いに相談して実施する」と回答している割合が特に高くなっています。

図表1-2-11 まちづくりにおける役割分担



第4節 前期基本計画の進捗状況

「後期基本計画基礎調査」（平成20年12月）を行った結果、前期基本計画の進捗状況は次のとおりです。

(1) 前期基本計画の進捗状況

前期基本計画における主な事業の進捗状況は、「平成19年度、完了済み」と「平成22年度、完了見込み」を合わせて45.7%、「着手したものの平成22年度までに完了見込みなし」と「平成22年度までに完了見込みなし」を合わせて54.3%となっています。

図表1-2-12 事業状況

項目	事業数	割合
平成19年度、完了済み	25	35.7%
平成22年度、完了見込み	7	10.0%
平成22年度までに完了見込みなし（着手済み）	25	35.7%
平成22年度までに完了見込みなし（未着手）	13	18.6%
合計	70	100.0%

図表1-2-13 事業状況（事業例）

項目	事業例
平成19年度完了済み	子育て支援センター設置事業、保育所整備事業、地域医療拠点施設整備事業、東部学習センター建設事業、コミュニティセンター建設事業、男女共同参画推進センター設置事業、準用河川整備事業、防災行政無線更新事業、東武野田線連続立体交差事業 など
平成22年度完了見込み	特別養護老人ホーム整備助成事業、主要市道整備事業 など
平成22年度までに完了見込みなし（着手済み）	児童遊園等整備事業、給食センター建替事業、都市公園整備事業、近隣商業拠点都市機能誘導整備事業、新京成線連続立体交差事業 など
平成22年度までに完了見込みなし（未着手）	（仮称）文化センター設置事業、（仮称）国際交流センター設置事業、東京10号線延伸新線沿線市街地整備事業 など

(2) 前期基本計画の達成が遅れている要因

計画期間内に完了済み、または完了見込みのものがあわせて45.7%という低い進捗状況になっている要因としては、主に次の2つが考えられます。

①人口推計の乖離

前期基本計画策定時（平成12年度）には、平成22年度の市の人口を11万2千人と推計しておりましたが、国立社会保障人口問題研究所の推計（平成15年12月）では平成22年度の当市人口を約10万6千人と推計しており「前期基本計画」の人口推計と大きな乖離が生じています。

②財政推計の乖離

前期基本計画に充てることを見込んだ財源は約600億円でしたが、国の地方交付税削減の影響等もあり、実際に充てられる財源は約300億円と、約半分の財源しか確保できませんでした。

(3) 前期基本計画の進捗状況を踏まえての対応

前期基本計画期間中に完了できない事業については、継続を前提とするのではなく、「後期基本計画」に基づく「実施計画」策定時にはゼロから見直しをします。

前期基本計画策定時には、人口や財政状況などいわゆる右肩上がりの時代背景がありましたが、「後期基本計画」では、厳しく推計しています。

第3章 計画の基礎条件

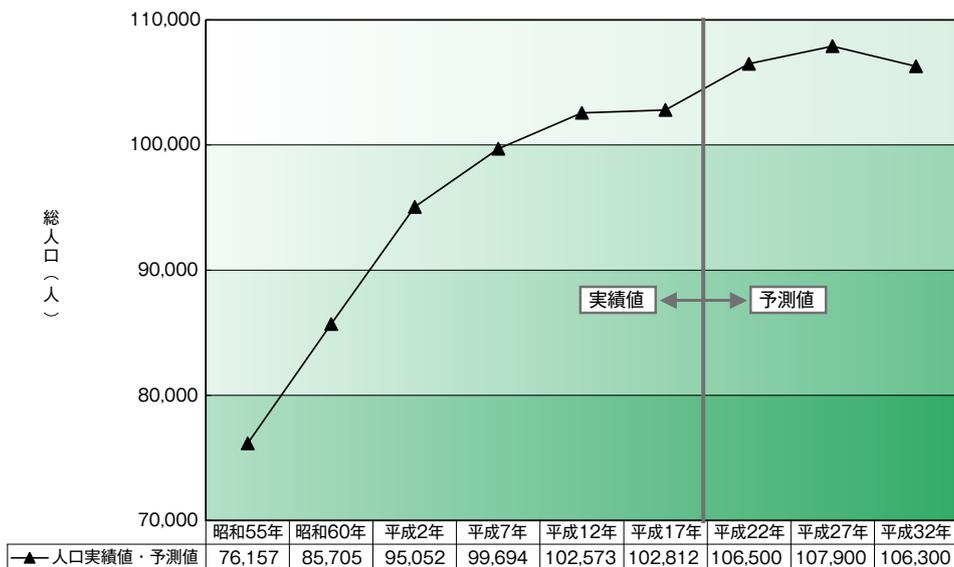
「後期基本計画基礎調査」（平成20年12月実施）の結果から、「人口」「財政」「産業」「土地利用」について計画の基礎条件を示します。

第1節 人口

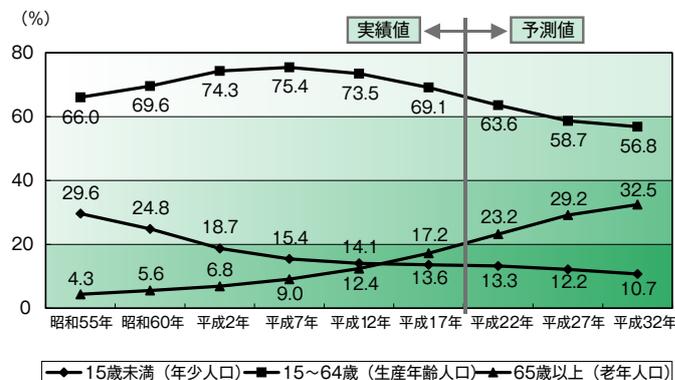
平成17年10月1日現在102,812人だった本市の人口は、推計の結果、新鎌ヶ谷地区の開発等により今後数年は微増し、平成27年にピーク（107,900人）を迎えた後、減少に転じると見込まれます。

また、年齢3区分人口の推移をみると、65歳以上の人口比率は平成32年に32.5%となり、市民の3人に1人が65歳以上になると見込まれます。

図表1-3-1 本市の人口の推移



図表1-3-2 年齢3区分人口の推移

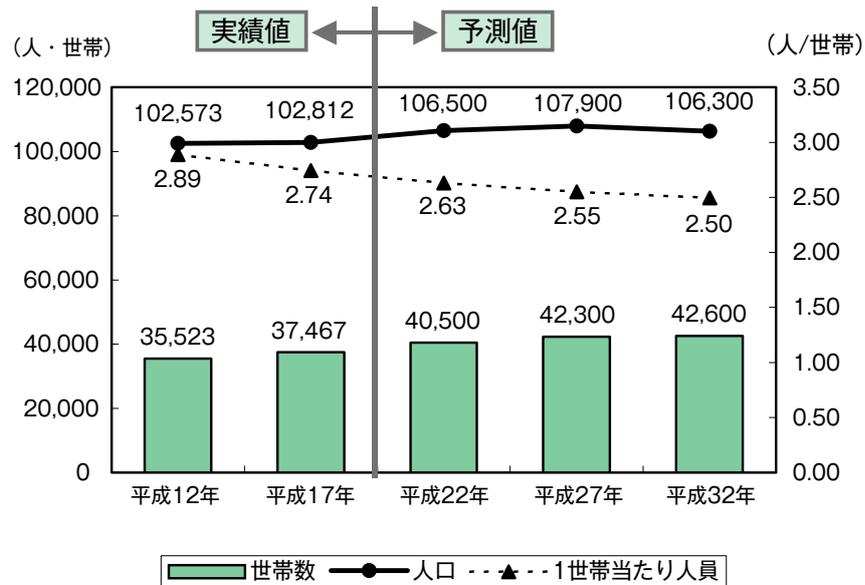


※調査時点 平成20年12月「後期基本計画基礎調査」

平成17年10月1日現在37,467世帯だった本市の一般世帯数は、今後とも増加し、平成32年には42,600世帯になると見込まれます。

また、1世帯当たり人員は、平成17年10月1日現在の2.74人から減少傾向が続き、平成32年には2.50人になると見込まれます。

図表1-3-3 一般世帯数の推移



第2節 財政

計画期間中（平成23～32年度）の財政フレームについては、基礎調査の結果から、2,373億3百万円と推計します。

なお、基礎調査では平成20年度現在の行財政運営を前提とした場合、歳出超過が発生するとしておりますが、さらなる行財政改革を行い、厳しい状況に対応する行財政運営を行うことで、計画期間中に200億円の投資的経費を確保することとして推計しました。

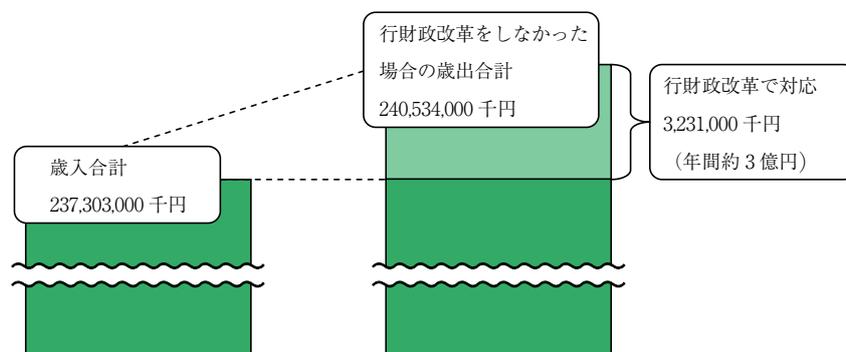
図表1-3-4 歳入

歳入区分	推計額（単位：千円）
市 税	131,430,000
地方交付税	17,075,000
国県支出金	31,053,000
市 債	17,000,000
そ の 他	40,745,000
合 計	237,303,000

図表1-3-5 歳出

歳出区分	推計額（単位：千円）	
義務的経費	人件費	63,298,000
	扶助費	39,503,000
	公債費	24,116,000
	小 計	126,917,000
投資的経費	20,000,000	
その他経常的経費	90,386,000	
合計	237,303,000	

図表1-3-6 行財政改革の効果



※基礎調査の財政推計では、10年間の歳入合計は2,373億300万円、行革をしない場合の歳出合計は2,405億3,400万円と推計しており、差額の32億3,100万円は行財政改革（歳入確保・歳出削減）により対応し、その効果額は、「実施計画事業」等、後期基本計画の目標達成のための事業に充ててまいります。

第3節 産業

(1) 就業人口及び従業人口

※就業人口：鎌ケ谷市に居住している人のうち働いている人
 従業人口：鎌ケ谷市で働いている人（鎌ケ谷市に居住している人のうち市内
 で働いている人と市外から鎌ケ谷市に働きに来ている人の合計）

本市における就業人口、従業人口は、ともに減少していくと見込まれます。

図表1-3-7 就業人口

分類	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
第1次産業	1,062	1,038	1,000	955
第2次産業	12,445	12,166	11,716	11,193
第3次産業	36,386	35,571	34,254	32,726
合計	49,893	48,775	46,970	44,874

図表1-3-8 従業人口

分類	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
第1次産業	1,020	1,015	998	962
第2次産業	6,335	6,305	6,197	5,975
第3次産業	18,908	18,817	18,494	17,835
合計	26,263	26,137	25,689	24,772

図表1-3-9 従業人口（業種別）

分類		平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
第1次産業	農業	1,019	1,014	997	961
	林業	1	1	1	1
	漁業	0	0	0	0
第2次産業	鉱業	2	2	2	2
	建設業	3,018	3,004	2,952	2,847
	製造業	3,315	3,299	3,243	3,127
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	40	40	39	38
	情報通信業	249	248	244	235
	運輸業	1,812	1,803	1,772	1,709
	卸売・小売業	5,217	5,191	5,103	4,920
	金融・保険業	445	443	435	420
	不動産業	392	390	383	370
	飲食店、宿泊業	1,348	1,342	1,319	1,271
	医療、福祉	3,203	3,188	3,133	3,021
	教育、学習支援業	1,365	1,358	1,335	1,288
	複合サービス事業	208	207	203	196
	サービス業(他に分類されないもの)	3,609	3,592	3,530	3,404
公務(他に分類されないもの)	1,020	1,015	998	962	
合計	26,263	26,137	25,689	24,772	

※就業人口及び従業人口について、平成17年の産業分類不詳分は、按分してそれぞれの分類に加算

(2) 農業粗生産額

推計の結果、平成17年現在、経営耕地面積は41,453aとなっていますが、今後、減少傾向が続き、平成22年には37,030a、平成32年には35,458aになると見込まれます。

また、農業粗生産額は平成17年現在、427千万円となっていますが、今後、減少傾向が続き、平成22年には375千万円、平成32年には359千万円になると見込まれます。

図表1-3-10 農業粗生産額の推計結果

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
経営耕地面積 (a)	45,015	41,453	37,030	35,458	35,458
農業粗生産額 (千万円)	486	427	375	359	359

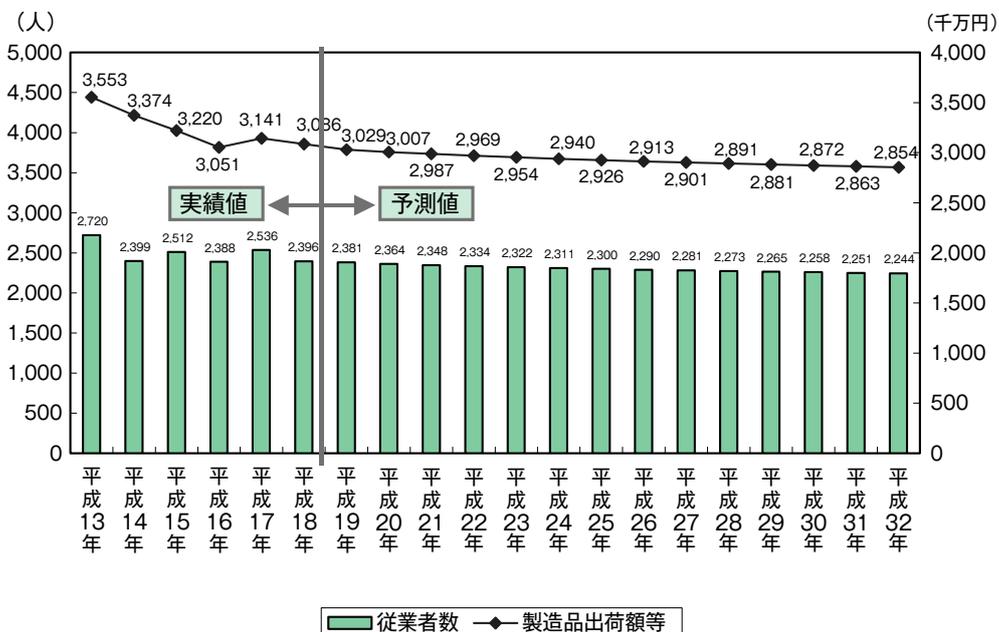
※「農業粗生産額」については、「千葉県生産農業所得統計」による把握が、平成18年をもって終了する予定

(3) 製造品出荷額等

推計の結果、平成18年現在、従業者数4人以上の事業所の従業者数は2,396人となっていますが今後、微減傾向が続き、平成22年には2,334人、平成27年には2,281人、平成32年には2,244人になると見込まれます。

製造品出荷額等は今後、285～300億円程度で推移すると見込まれます。

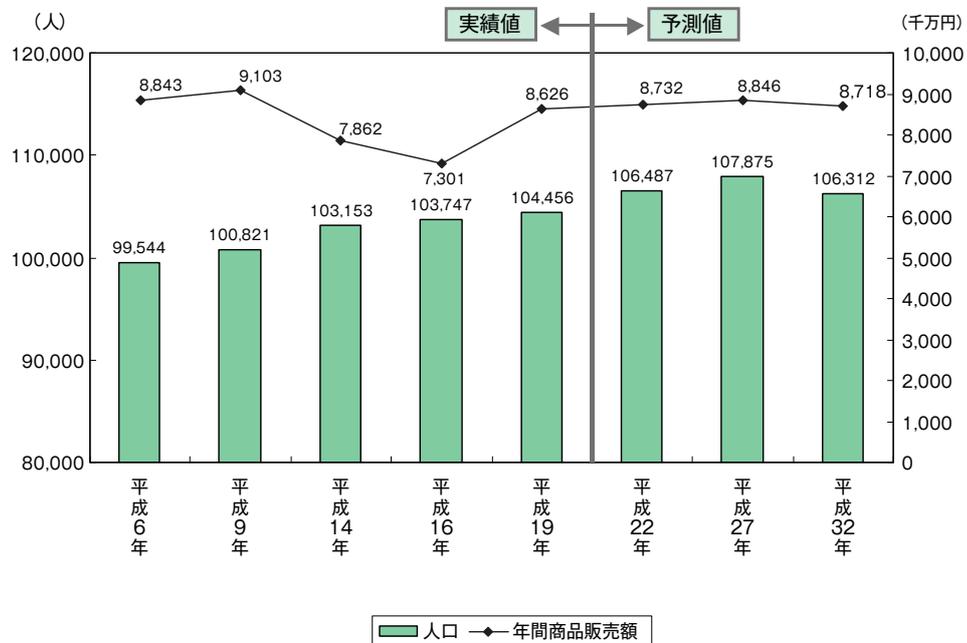
図表1-3-11 製造品出荷額等の推計結果



(4) 年間商品販売額

推計の結果、平成19年以降横ばいで、870～880億円程度で推移すると見込まれます。

図表1-3-12 年間商品販売額の推計結果



第4節 土地利用

1. 土地利用の方針

鎌ケ谷市は、市内に立地する複数の鉄道駅周辺及び主要道路に沿って市街地が形成されてきた都市であり、各駅が地域核として機能する都市構造となっています。

今後の土地利用は、こうした都市構造を踏まえ、社会経済の変化に的確に対応しつつ、全体として、人と自然環境と都市活動が調和した秩序ある有効利用をめざし、都市計画制度の運用に主体性、自主性を最大限発揮しながら、総合的かつ計画的に行います。

市の中心部に位置する新鎌ケ谷駅周辺を基点として、東武鎌ケ谷駅に至る地域を、鎌ケ谷市の商業・業務などの機能が集積する都市軸として形成します。

都市軸を取り囲む住宅地については、計画的・段階的に秩序ある整備を進め、住宅環境の向上を図ります。

市街化調整区域については、都市農業の振興及び良好な自然環境を確保し、優良な農地及び都市環境上重要な樹林地の保全に努めます。

工業地については、公害対策や工場の緑化などによって周辺環境と調和を図るとともに、物流面での利点を活かした新しい工場適地への集約化に努めます。

2. 土地利用の方向

(1) 商業・業務ゾーン

① 広域交流拠点

新鎌ケ谷駅周辺地区は、鉄道交通の結節機能を活かしながら、鎌ケ谷市の顔にふさわしい地区として、市外から集客可能な商業・文化・情報・娯楽などの多様な機能が複合的に集積する広域交流拠点として機能充実に努めます。

② 地域商業拠点

東武鎌ケ谷駅周辺地区と新京成初富駅周辺地区は、新鎌ケ谷駅周辺地区との機能分担を図りながら、市民に日常的な買い物や飲食、各種サービスを提供する地域商業拠点として機能充実に努めます。

③ 近隣商業拠点

新京成鎌ケ谷大仏駅、北初富駅、くぬぎ山駅周辺地区は、市民が毎日の生活に直結した買物が手軽にできるとともに、地域コミュニティづくりの場にもなる、利便性の高い近隣商業拠点として機能充実に努めます。

なお、東京10号線延伸新線（仮称）中沢駅の周辺地区は、鉄道新線に対する動向等を踏まえ、対応します。

④ 都市軸

広域交流拠点である新鎌ケ谷駅周辺地区から地域商業拠点である東武鎌ケ谷駅周辺地区に連なる都市軸は、各拠点の機能充実や、軸上の道路沿道や高架下を機能的に利用することにより、にぎわいあふれる鎌ケ谷市のシンボル空間として機能充実に努めます。

また、都市軸と周辺に位置する近隣商業拠点や住宅ゾーン、スポーツ・レクリエーション拠点ゾーンとの間は、都市計画道路などによってネットワークし、効率的で魅力あふれる土地利用を図ります。

(2) 住宅ゾーン

東武鉄道野田線及び新京成電鉄線の各駅を中心に広がる既成市街地の住宅地は、今後も住宅地として配置し、建物用途の純化を図り、住環境の整備に努めます。計画的に開発、整備された住宅や団地については、良好な環境の維持に努めます。

また、現在、市街化が進行している地域については、市街地整備事業などにより計画的で良好な住宅地を整備するとともに、新鎌ヶ谷駅周辺などの新市街地についても、住宅地として整備します。（仮称）中沢駅周辺については、東京10号線延伸新線の進捗を見極めて対応を図ります。

さらに、住工混在地区については、相互機能の阻害防止に努めます。

(3) 農地・樹林・緑地ゾーン

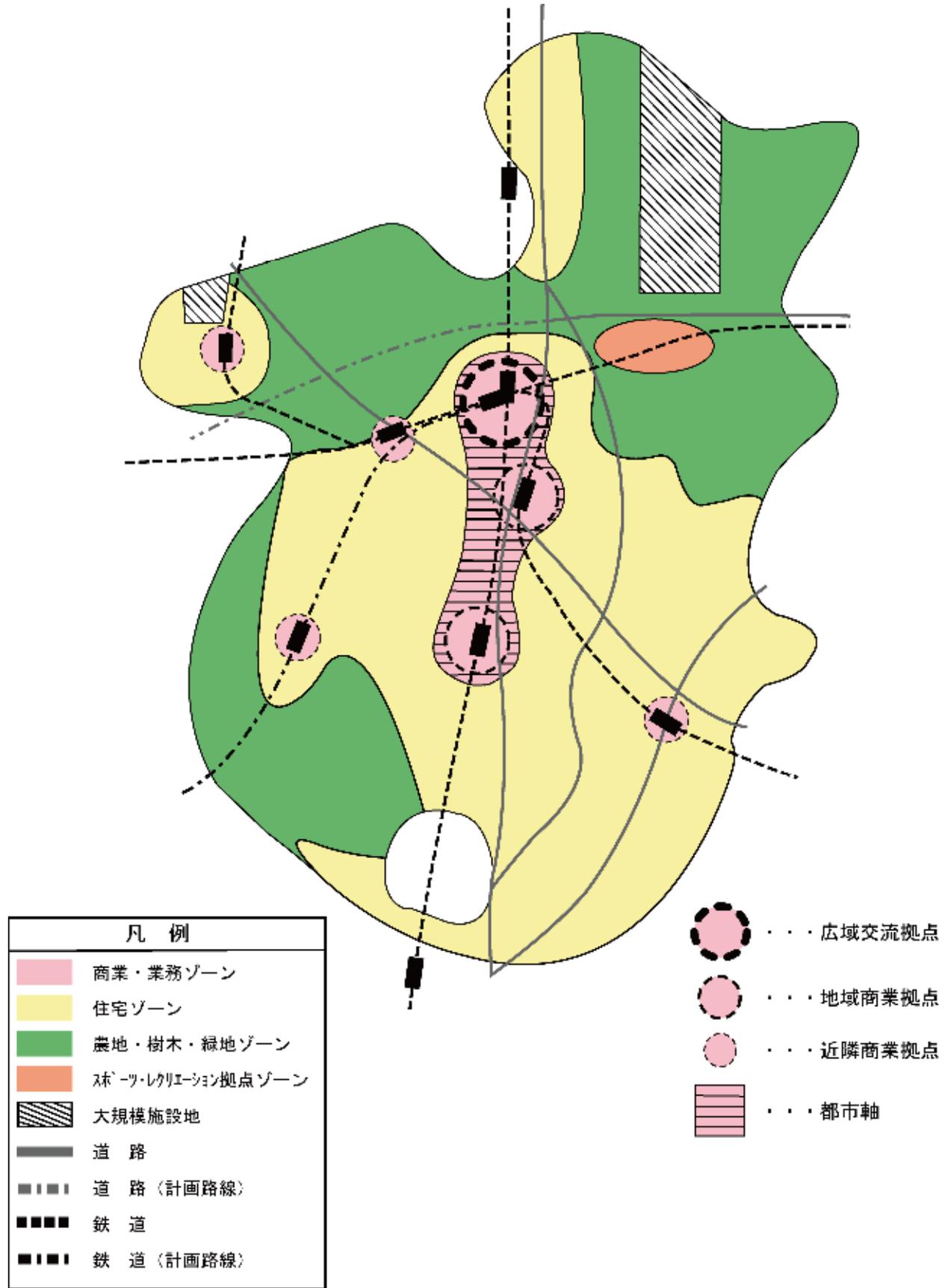
農地は、都市農業のモデルとして、果樹栽培を中心とする農業振興や観光農園としての機能強化を図りながら優良農地の保全に努めます。

また、樹林や斜面緑地などの緑については、良好な都市環境を形成するうえからも欠くことのできない重要な資源であり、積極的な保全や新たな創造を図り、緑のネットワークづくりを推進します。

(4) スポーツ・レクリエーション拠点ゾーン

市制記念公園から陸上競技場、市民体育館に連なる地域は、交通アクセスの良さや緑の多い立地条件を活かしながら、多目的なスポーツ・レクリエーション機能を有する（仮称）総合運動公園として計画的に整備を図ります。

図表1-3-13 土地利用イメージ



第4章 まちづくりの主要課題と重点政策

第2章で述べた、「前期基本計画」に掲げた事業の完了見込みが50%を下回る状況であるという反省、また、第3章で記載した少子高齢化の進展とそれによる厳しい財政状況を踏まえると、「後期基本計画」においては、「実現可能な計画」を策定すべきで、「あれもこれも」ではなく、重点的に実施する分野を絞る必要があり、「まちづくりの主要課題」と「重点政策」を以下のとおり設定いたしました。

第1節 まちづくりの主要課題

「後期基本計画」における「まちづくりの主要課題」は、9ページの図表1-2-6の「生活環境の満足度・重要度」調査にある通り、市民の皆さんが重要度が高いと考えている「安全・安心」、少子高齢化への対応のためにも重要な「福祉」や「教育」、今後の歳入確保といった点から「魅力あるまちづくり」、という4つの方向が考えられ、これらの「主要課題」に取り組むために「市民との協働による持続可能な行財政運営」が必要です。

(1) 安全・安心

国内外の治安に対する不安の高まり、地震や災害が頻発する状況から、市民の「安全・安心」に対する意識が高まっています。今後、「市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら取り組みを行っていく」といった視点を踏まえ、災害や犯罪などから身を守ることができるような地域社会を築いていくことが求められます。

- 災害に強い都市の形成
 - ・ 避難所・避難路の系統的確保と整備
 - ・ 住宅の耐震化、狭隘な生活道路の整備等による都市の防災性の向上
 - ・ 河川・下水道の整備と連携した都市型水害の解消
 - ・ 地域毎の自主防災組織の充実
 - 防犯まちづくりの推進
 - ・ 地域ぐるみの防犯体制の整備
- など

(2) 福祉

少子高齢化が進展する状況下では、子どもを持ちたい人が、安心して子どもを産み育てることができるよう社会の環境を整備していくことや、高齢者が安心して生きがいをもって暮らすことができるような社会の仕組みづくりが必要となっています。

- 支えあいによる心豊かな地域福祉社会の形成
 - ・ 子どもから高齢者、障がい者まで地域コミュニティを基本とした見守り支援の充実
 - 少子・高齢化への対応
 - ・ 家庭と仕事を両立させる子育て応援体制の構築
 - ・ 健康寿命を延ばし、安心して暮らし続けることができるサービス基盤の整備
- など

(3) 教育

また、少子高齢化への対策といった意味では、安心して子どもを育てられる社会環境を整え、子どもたちの安全への対応や教育環境の充実を図る必要があります。

- 安心して学べる教育環境の整備
 - ・小・中学校の耐震化
 - ・地域との連携による通学路の環境整備
- 鎌ヶ谷の特色を生かした義務教育
 - ・少人数指導教育や特別支援教育などによる一人ひとりの個性に応じた教育など

(4) 魅力あるまちづくり

厳しい財政状況の中では、まちの魅力を高めていって住みたくくなるような、また、企業等が進出したくなるようなまちにしていくことで税収を増やすことが大切です。このため、鎌ヶ谷市の特性を生かし、他都市と比較して魅力あるまちづくりを行っていく必要があります。

- 良好な住環境の保全・整備
 - ・自然環境と調和した集約的な市街地整備
 - ・規制、誘導を中心とした周辺環境と調和した良好な住環境形成
 - 質の高い生活を支える拠点の形成
 - ・新鎌ヶ谷駅周辺地区では、居住機能にも配慮し、市民生活を支える多様な機能の集積を誘導
 - 歩いて暮らせる魅力あるまちづくり
 - ・都市的サービスが充足し、歩行系ネットワークが確保された徒歩生活圏形成
 - 歩行系・公共交通機関・道路が連携した環境負荷に配慮した円滑な交通体系整備
 - ・中心市街地の歩行系ネットワークの整備と公共交通体系との連携
 - ・通過交通の抑制による体系的な道路ネットワークの形成
 - 水と緑・道・市街地景観等によるうるおいの創出
 - ・自然環境の保全と「水・緑・道」のネットワーク形成
 - ・個性と魅力ある市街地景観の創出
 - 循環型社会の実現
 - ・廃棄物のリサイクルシステムや河川・下水道・雨水対策等による水の循環システムの構築
 - ・市街地と農村地域が調和する土地利用と相互連携による地産地消システム構築
- など

(5) 市民との協働による持続可能な行財政運営

鎌ケ谷市の財政状況は、依然として厳しい状況が予想されますが、その一方で、まちづくりに対する市民の参加意欲は、高い状況にあります。(1)～(4)で示した主要課題に対応するための視点・手法として、このような市民と行政のパートナーシップの構築により、持続可能な行財政運営を行っていく必要があります。

このため、「分野別計画」では、「まちづくり主体ごとの役割」として、「めざすまちのすがた」を実現するために、市民や事業者、行政がそれぞれ果たすべき役割を明確に示しています。

- 市民との協働
 - ・ 行政・民間企業・市民がそれぞれの役割のもとに鎌ケ谷市のまちづくりに参加する
 - 持続可能な行財政運営
 - ・ 行政評価を活用した事業の重点化
 - ・ さらなる行財政改革の推進
- など

第2節 重点政策

まちづくりに充てられる財源には限りがあり、「前期基本計画」における「あれもこれも」という行財政運営から、「選択と集中」により重点化を図る行財政運営への転換が必要です。

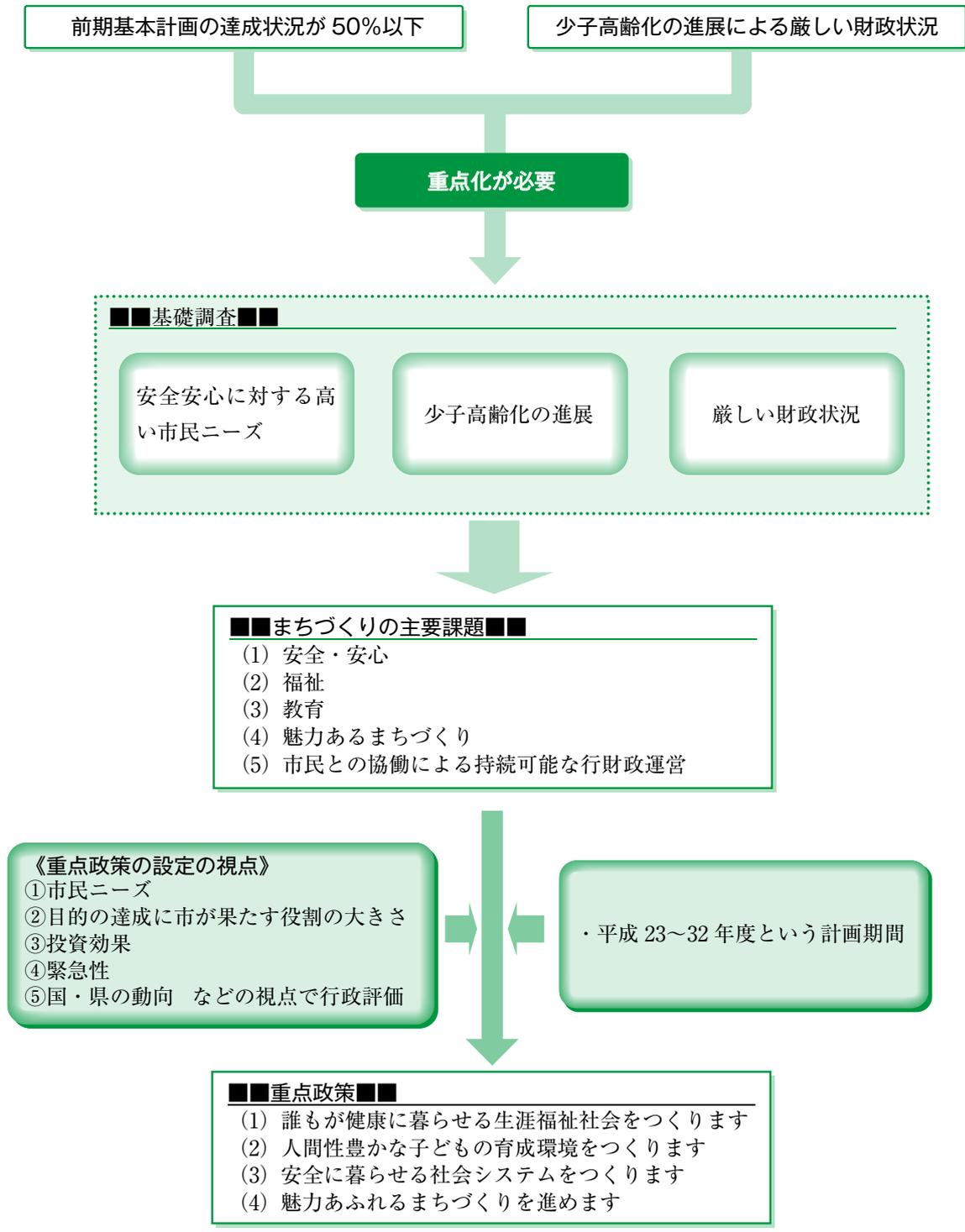
第1節「まちづくりの主要課題」を踏まえ、この「選択と集中」を明確にするため、図表1-4-2に示すとおり、「基本構想」に掲げる11の政策のうち4つを重点政策として設定しました。

重点政策の設定にあたっては、①市民ニーズ、②目的の達成に市が果たす役割の大きさ、③投資効果、④緊急性、⑤国・県の動向などの視点で行政評価を行い、その結果を活用しました。

「後期基本計画」では、施策ごとに目標値を設定し、その目標を達成するための手段を明確にしておりますが、厳しい財政状況の中では、施策ごとの目標値達成に必要な財源が制約されます。その場合、すべての分野にわたって目標値を達成すべく努力することは当然ですが、「あれも、これも」ではなく、優先的に目標値を達成する分野を設定しておくことが必要です。上記の「重点政策」は、このような視点から、計画に取り組む姿勢と財源配分の優先度を相対的に示したものであり、絶対的な財源投下量を示すものではありません。

また、28～31ページに後述されている通り11の「政策」の下には42の「施策」がありますが、その中でどの施策を重点的に実施するかを示す重点施策は、その時々々の社会情勢等により大きく変化することが想定されるため設定しませんが、9ページの図表1-2-6「生活環境の満足度・重要度」で「不満足空間（不満足・重要度高）」に分類された「道路の状況（広さや舗装など）」、「犯罪・風紀などの防犯対策」、「火災・地震・水害などの防災対策」、「交通事故防止のための安全対策」、「高齢者や障がい者などの福祉環境」、「教育施設や教育環境」については、市民ニーズが高い施策と認識し、「後期基本計画」の期間中に重点的に取り組みを行い、具体的には、2年ごとに見直す「実施計画」の中で取り組んでまいります。

図表1-4-1 重点政策の設定過程



図表1-4-2 重点政策

重点	政策
★	1-1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります
	1-2 生きがいのある暮らしができる生涯学習社会をつくります
★	1-3 人間性豊かな子どもの育成環境をつくります
	1-4 個人が尊重しあう多様な市民交流をつくります
	2-1 人と自然にやさしい地域社会をつくります
	2-2 快適な暮らしの環境をつくります
★	2-3 安全に暮らせる社会システムをつくります
★	3-1 魅力あふれるまちづくりを進めます
	3-2 都市活動を支える交通網整備を進めます
	3-3 活力ある産業を育成します
	4-1 計画の実現のために

※重点政策には「★」を付しています。

第2編 分野別計画



私の好きなかがや 絵画・写真展(平成20年度) 一般の部

小高魁さん 「百庚申」

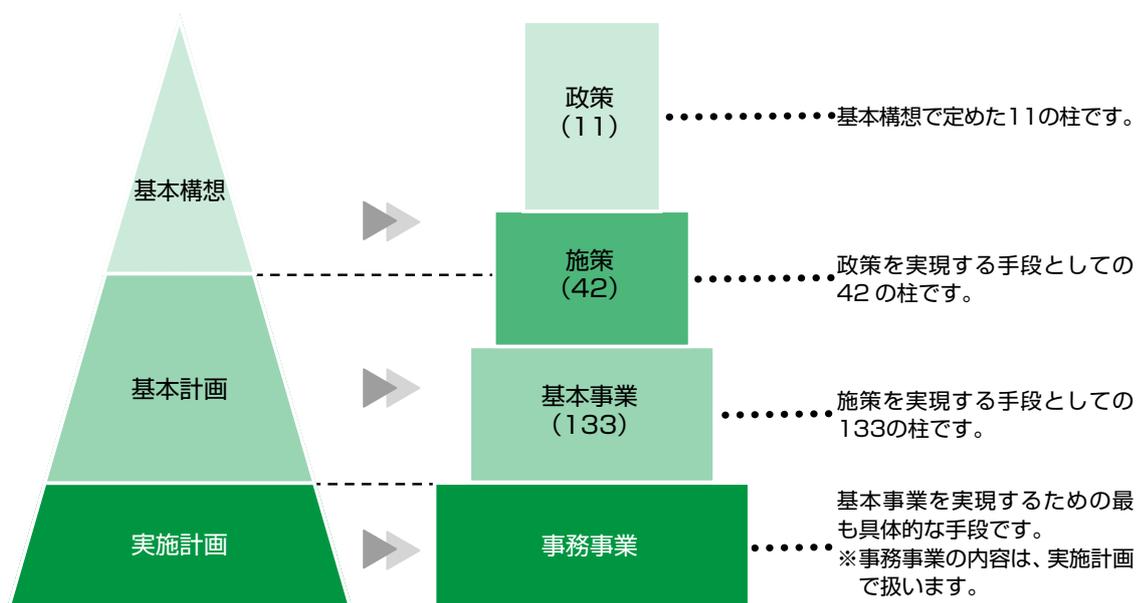
第2編 分野別計画

第1章 分野別計画の策定にあたって

第1節 施策の体系

(1) 分野別計画の体系

分野別計画では、総合計画を次のように体系化しています。



(2) 施策の体系

基本目標 1	「健康で生きがいのある福祉・学習都市」をめざして	
	政策 1-1	誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります
	施策 1	地域で支えあう福祉社会の形成
	施策 2	いきいきとした高齢社会の形成
	施策 3	健やかに子どもが育つ児童福祉の推進
	施策 4	社会参加に向けた障がい者(児)福祉の推進
	施策 5	安心して暮らせる社会保障の充実
	施策 6	健康を支える保健・医療の充実
	政策 1-2	生きがいのある暮らしができる生涯学習社会をつくります
	施策 1	いきいきとした生涯学習の推進
	施策 2	生涯スポーツ・レクリエーションの振興
	施策 3	芸術・文化の振興
	政策 1-3	人間性豊かな子どもの育成環境をつくります
	施策 1	豊かな人間性を育む幼児教育の充実
	施策 2	生きる力を育てる義務教育の充実
	施策 3	児童・生徒の健康と安全の確保
	施策 4	高等教育の充実
	施策 5	青少年の健全育成
	政策 1-4	個人が尊重しあう多様な市民交流をつくります
	施策 1	個性豊かなコミュニティづくり
施策 2	市民生活を支える地域情報化の推進	
施策 3	男女共同参画社会づくり	
施策 4	世界と結びつく国際化の促進	

基本目標2	「自然と社会が調和する 環境共生都市」をめざして	
	政策2-1	人と自然にやさしい地域社会をつくれます
		施策1 環境保全の促進
		施策2 循環型社会の構築
	政策2-2	快適な暮らしの環境をつくれます
		施策1 良好な住宅の整備
		施策2 快適な公園・緑地環境の整備
		施策3 うるおいある河川・水路の整備
		施策4 上・下水道の整備
		施策5 環境衛生の充実
	政策2-3	安全に暮らせる社会システムをつくれます
		施策1 交通安全の推進
		施策2 防犯対策の促進
		施策3 防災対策の強化
	施策4 消防力の強化	

基本目標3	「躍動感と魅力あふれる 交流拠点都市」をめざして	
	政策3-1	魅力あふれるまちづくりを進めます
		施策1 広域交流拠点の整備
		施策2 鉄道新線開業等に対応した新市街地の整備
		施策3 質の高い既成市街地の整備
		施策4 鎌ヶ谷市の魅力あふれるまち並みづくり
	政策3-2	都市活動を支える交通網整備を進めます
		施策1 安全でゆとりある道路の整備
		施策2 利便性の高い公共交通体系の充実
	政策3-3	活力ある産業を育成します
		施策1 都市農業の育成
		施策2 魅力ある商業の育成
		施策3 活力ある工業の育成
		施策4 安心できる消費生活の推進

計画の実現のために

政策4-1 計画の実現のために

施策1 地方分権と市民参加の推進

施策2 効率的で健全な行財政運営の推進

施策3 広域行政の推進

第2節 「行政評価」の考え方の導入

「後期基本計画」は、①「目標を市民・事業者と行政が共有し、協働で成果を達成する計画」、②「どういう施設をいくつ建設するかではなく「めざすまちの姿」は何で、そのためにどのような状況を作るのか」という計画」とし、「行政評価」の考え方を導入いたしました。

(1) 「施策・基本事業のねらい」の設定

まずは、「めざすまちの姿」を行政だけでなく市民・事業者などと共有するため、基本構想で定めた11の政策の具体的手法である施策、さらに施策の展開方向である基本事業には、それぞれのめざす姿である「ねらい」を設定しています。

(2) 成果指標の活用

その上で、施策および基本事業ごとに、「ねらい」の達成度を把握するための「成果指標」を設定するとともに、施策については「目標値」を設定して、まちづくりの目標や進捗状況がわかりやすくなるようにしています。

成果指標については定期的にデータを調査し、施策や基本事業の成果を把握することで計画の効果的・効率的な推進に活用します。

「成果指標」は、これまでの総合計画における「行政が何をどれだけつくるか・実施するか」という「活動指標」ではなく、「活動の結果、「ねらい」の達成に対してどれくらい効果や成果があったか」を把握する指標として設定しています。（データが取れないなど設定が困難な場合には、一部活動指標で代替しています）

例えば、「犯罪のない街をめざす」という目標については、「防犯センターをいくつ作るか」ということではなく、防犯センターを作った結果として犯罪発生率がどれだけ下がったか、という目標を掲げます。

〔活動指標と成果指標〕

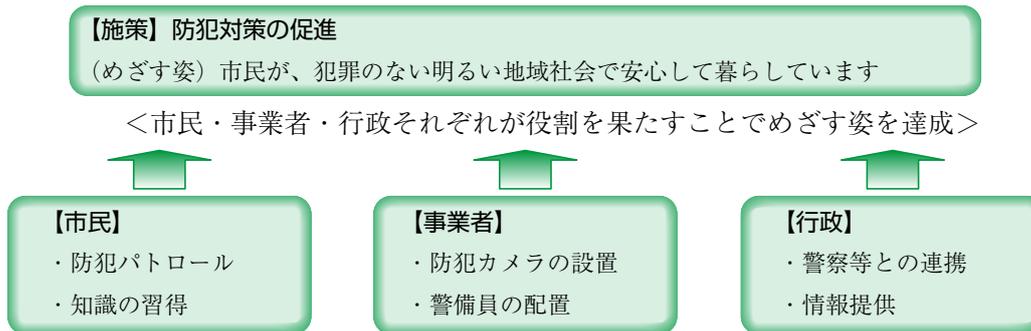
施策	活動指標 ※前期基本計画 (何をどれだけつくるか・実施するか)	成果指標 ※後期基本計画 (どれくらい効果や成果があったか)
生涯スポーツ・レクリエーションの振興	・スポーツ施設整備数	・スポーツに親しむ市民の割合
防犯対策の促進	・防犯センター設置数 ・防犯啓発事業実施回数	・犯罪発生率

(3) まちづくりの主体ごとの役割

さらに、「目標値」は、行政だけでなく市民や事業者との協働で達成するものとして設定し、それぞれの施策に、目標達成のために果たす役割を記載しました。

このため第2章では、協働のまちづくりにおけるそれぞれの主体ごとの役割分担が明確でわかりやすくなるよう、「まちづくりの主体ごとの役割」としてまとめています。

〔まちづくり主体ごとの役割〕 (例)



第3節 分野別計画の見方



鎌ヶ谷市のめざすまちの姿を実現するための柱となる「政策」の名称です。

政策を実現するための手段となる「施策」の名称です。

重点政策に属するものは【重点政策】と明記しています。

この施策がめざす鎌ヶ谷市の将来の姿です。「基本構想」に基づいて記載しました。

第2章 分野別計画

政策1-1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくりまします【重点政策】

施策1 地域で支えあう福祉社会の形成

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

すべての市民が、地域で支えあい、助けあいながら生活しています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆ 少子高齢化が進行し、生活上の支援を必要としている人が増えています。
- ◆ 都市化や核家族化の進行などにより、家庭や地域での人間関係の希薄化や相互扶助機能の弱体化が指摘されています。
- ◆ 少子高齢化への対応のため、市の予算のうち福祉に充てられる民生費の額が年々増加しています。



<基礎調査では…>

◇「お年寄り、体の不自由な方のお世話などの福祉活動」は、「行政・家庭・地域等が、状況に応じ互いに相談して実施する」との市民意識が示されています。

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) パートナーシップ（※1）による地域福祉活動の推進	市民が様々な機会において地域福祉活動に積極的に参加しています。	◆ ボランティア登録団体会員数 ◆ ボランティアでの実施サービスメニュー数
2) 総合的な健康福祉サービス利用の促進	市民が健康福祉に関する情報を入手でき、ニーズに応じたサービスを利用しています。	◆ 市ホームページ掲載の健康福祉情報数 ◆ 健康福祉に関する啓発メニュー数

この施策での環境変化と課題を整理しています。様々な課題に対する取り組みとして基本事業を設定します。

平成20年12月の「後期基本計画基礎調査」から、各施策に関する内容を抜粋しました。



施策を実現するための手段となる「基本事業」の名称です。

この基本事業がめざす鎌ヶ谷市の将来の姿です。

「基本事業のねらい」の達成度を測る指標（ものさし）です。



まちづくりの主体ごとに主な役割を掲げています。
 「施策のねらい」を実現するために、市民や事業者、行政などが一体となってまちづくりを進めていきます。
 本来、行政が果たすべき役割を市民・事業者に担っていただくということではなく、それぞれが果たすべき役割を担いながらまちづくりを行っていきます。
 市民・事業者が役割を果たしやすいよう、行政からも働きかけていきます。

3) 地域福祉推進のネットワーク(※2)化	地域福祉に関する市民・事業者・行政の役割が明確化され、連携が強化されています。	◆地域ネットワーク組織数
4) ひとにやさしい福祉のまちづくり	バリアフリー(※3)化が推進され、誰もが安全・安心に暮らしています。	◆バリアフリー化に関連する事業数

まちづくり主体ごとの役割

□市民

- 地域活動に参加し、自己実現や自己啓発に取り組みます。
- ボランティア活動に積極的に参加します。
- 地域での支えあいに積極的に取り組みます。

□事業者

- 地域の一員として、地域活動に参加します。
- 地域の生活課題の解決に、地域と協働して取り組みます。
- 地域の支えあいネットワーク形成に参加します。

□行政

- 公的サービスの充実を図ります。
- 鎌ヶ谷市社会福祉協議会など関係団体と協働し、地域福祉を推進します。
- 地域の支えあいネットワーク形成の支援を行います。

「施策のねらい」の達成度を測る指標(ものさし)です。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
◆福祉環境満足度(市民意識調査)	12.5% (平成20年度)	13.0%	14.0%
◆ボランティア登録団体会員数	1,511人 (平成20年度)	1,550人	1,600人

この施策の関連する他の計画です。

部門計画名 「鎌ヶ谷市地域福祉計画」

- 用語説明
- ※1 **パートナーシップ**: 立場の異なる人同士が信頼の上に協働し、地域福祉サービスを必要としている人へ支援を行うことにより地域福祉を推進すること。
 - ※2 **ネットワーク**: 複数の要素が個々に機能するのではなく、有効に作用し合えるよう互いに網状に連続させ、相互の機能を高めること。
 - ※3 **バリアフリー**: 誰もが安全・安心に移動できるまちをめざし、高齢者、障がい者等の活動の妨げとなる生活分野における障がい(バリア)をなくすこと。

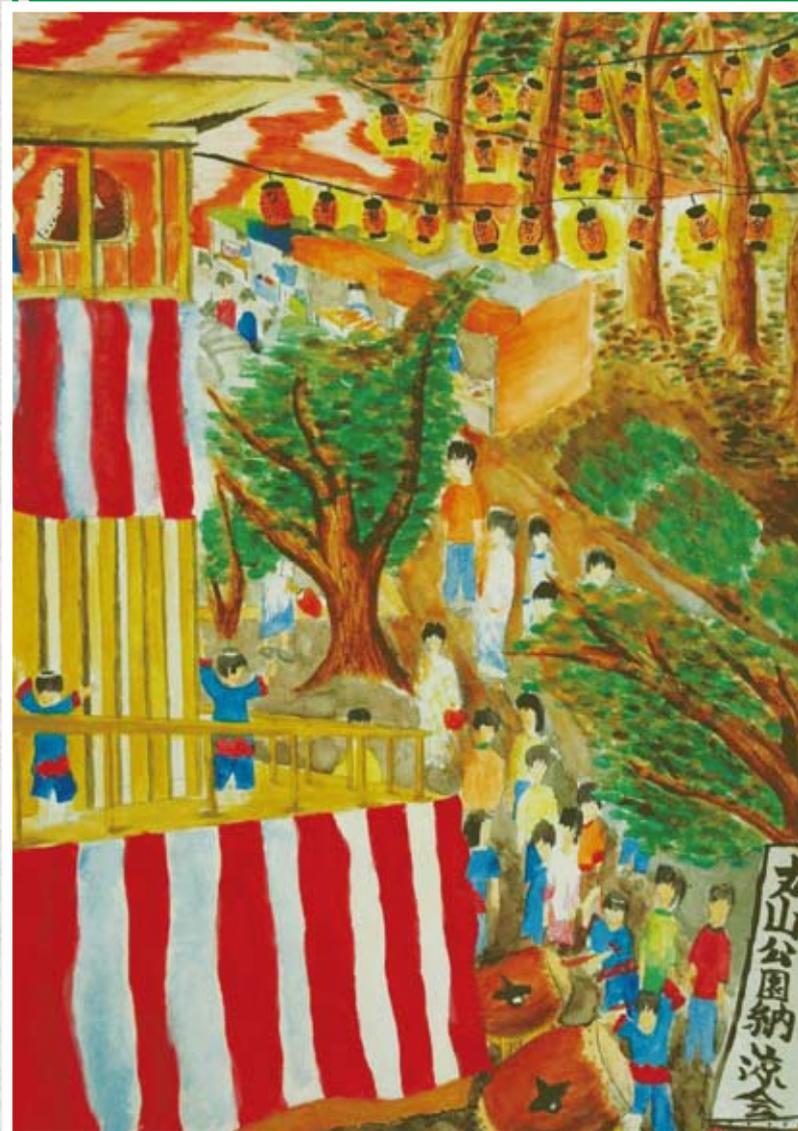


目標を設定する基準となる数値で、アンケートや業務データ等から取得しています。

計画期間の中間年度と最終年度の目標値を示します。達成状況は、中間・最終年度それぞれの時点で取得できる最新の数値で把握します。
 原則として具体的な数値で目標値を示しますが、具体的な数値を示すことが難しいものは、「増加」「減少」など方向を示します。
 本来、ゼロであるべき値も、後期基本計画期間中の目標として原則、具体的な数値を掲げました。

基本目標 1

「健康で生きがいのある
福祉・学習都市」をめざして



私の好きなかがや 絵画・写真展(平成20年度) 中学生の部

沼倉慧さん 「鎌ヶ谷東ふれあい町内丸山」

第2章 分野別計画

政策1-1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくりまします【重点政策】

施策1 地域で支えあう福祉社会の形成

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

すべての市民が、地域で支えあい、助けあいながら生活しています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆ 少子高齢化が進行し、生活上の支援を必要としている人が増えています。
- ◆ 都市化や核家族化の進行などにより、家庭や地域での人間関係の希薄化や相互扶助機能の弱体化が指摘されています。
- ◆ 少子高齢化への対応のため、市の予算のうち福祉に充てられる民生費の額が年々増加しています。



<基礎調査では…>

- ◇ 「お年寄り、体の不自由な方のお世話などの福祉活動」は、「行政・家庭・地域等が、状況に応じ互いに相談して実施する」との市民意識が示されています。

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) パートナーシップ（※1）による地域福祉活動の推進	市民が様々な機会において地域福祉活動に積極的に参加しています。	◆ ボランティア登録団体会員数 ◆ ボランティアでの実施サービスメニュー数
2) 総合的な健康福祉サービス利用の促進	市民が健康福祉に関する情報を入手でき、ニーズに応じたサービスを利用しています。	◆ 市ホームページ掲載の健康福祉情報数 ◆ 健康福祉に関する啓発メニュー数

3)地域福祉推進のネットワーク(※2)化	地域福祉に関する市民・事業者・行政の役割が明確化され、連携が強化されています。	◆地域ネットワーク組織数
4)ひとにやさしい福祉のまちづくり	バリアフリー(※3)化が推進され、誰もが安全・安心に暮らしています。	◆バリアフリー化に関連する事業数

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 地域活動に参加し、自己実現や自己啓発に取り組みます。
- ボランティア活動に積極的に参加します。
- 地域での支えあいに積極的に取り組みます。

□事業者



- 地域の一員として、地域活動に参加します。
- 地域の生活課題の解決に、地域と協働して取り組みます。
- 地域の支えあいネットワーク形成に参加します。

□行政



- 公的サービスの充実を図ります。
- 鎌ヶ谷市社会福祉協議会など関係団体と協働し、地域福祉を推進します。
- 地域の支えあいネットワーク形成の支援を行います。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
◆福祉環境満足度(市民意識調査)	12.5% (平成20年度)	13.0%	14.0%
◆ボランティア登録団体会員数	1,511人 (平成20年度)	1,550人	1,600人

部門計画名 「鎌ヶ谷市地域福祉計画」

用語説明

- ※1 **パートナーシップ**:立場の異なる人同士が信頼の上に協働し、地域福祉サービスを必要としている人へ支援を行うことにより地域福祉を推進すること。
- ※2 **ネットワーク**:複数の要素が個々に機能するのではなく、有効に作用し合えるよう互いに網状に連続させ、相互の機能を高めること。
- ※3 **バリアフリー**:誰もが安全・安心に移動できるまちをめざし、高齢者、障がい者等の活動の妨げとなる生活分野における障がい(バリア)をなくすこと。

政策1-1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくれます【重点政策】

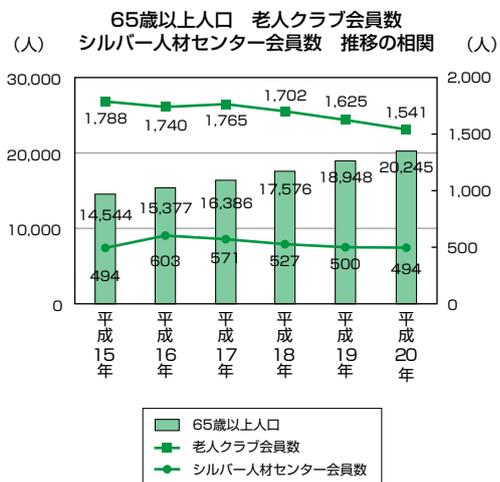
施策2 いきいきとした高齢社会の形成

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

高齢者が生きがいを持ち、その人らしく暮らしています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆ 高齢者人口は増加しているにも関わらず、シルバー人材センター・老人クラブの会員数は減少しており、価値観の多様化に合わせた社会参加（シルバー人材センター・老人クラブ等）のメニューを見直す必要があります。
- ◆ 認知症高齢者は年々増加しており、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守ることが求められています。
- ◆ 地域にあるネットワークや自治会、民生委員等との協力体制が必要です。



資料：住民基本台帳、高齢者支援課

<基礎調査では…>

- ◇ 重点施策の方向性として、「介護予防や健康指導による健康寿命の延伸や安心して暮らし続けることができるサービス基盤の整備」が掲げられています。

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 活力ある高齢者の活動支援	高齢者が、健康で生きがいをもって暮らしています。	◆ 「健康である」と答えた高齢者割合（高齢者アンケート） ◆ シルバー人材センター会員数
2) 介護予防の推進	高齢者が、元気なうちから現状を維持またはアップさせるために自分自身と向き合っています。	◆ 特定高齢者介護予防事業参加者数

3)介護サービスの充実	高齢者が、住み慣れた地域での生活を可能な限り継続できています。	◆地域密着型サービス定員総数
4)地域ケアシステムの推進	地域での支え合いにより、高齢者が安心して暮らしています。認知症になっても地域で共に支えあって安心して暮らせます。また、福祉サービス利用者は、多様な相談ができています。	◆地域包括支援センター整備数 ◆認知症サポーター養成講座受講者数

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 認知症に対する正しい知識を習得します。
- 自らの知識や技能を生かしながら社会参加をします。
- 自ら進んで健康を管理します。

□事業者



- 適切なサービスの提供を行います。
- 新たな事業展開を検討します。(シルバー人材センター)

□行政



- 認知症ケアに取り組みます。
- 地域活動への参加促進を目的とした事業を行います。
- 相談体制を整え、その人にあった専門サービスへの橋渡しを行います。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
◆ 65 歳以上要介護認定率	13.0% (平成 20 年度)	14.5%	15.5%
◆ 趣味や習い事などを行っている高齢者の割合 (高齢者アンケート)	60.7% (平成 19 年度)	増加	増加

※ 65 歳以上要介護認定率は、将来推計に比べて上昇を抑制することを目標としています。

部門計画名 「鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」

政策 1 - 1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくれます【重点政策】

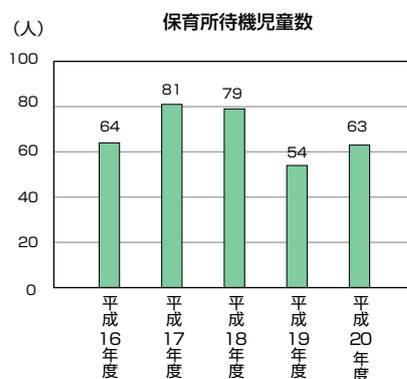
施策 3 健やかに子どもが育つ児童福祉の推進

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

地域ぐるみで子育てできる環境の中で、子どもが健やかに育っています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆共働き世帯・ひとり親世帯の増加により、保育需要は年々増加しています。
- ◆市街地では、都市化の進行により、子どもたちの遊び場が限定されています。
- ◆核家族化の進行により、子育てに悩む世帯が増加しています。



<基礎調査では…>

- ◇重点施策の方向性として、「家庭と仕事を両立させる子育て応援体制の構築」が掲げられています。

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1)たくましく生きる力の育成	子どもの人権が尊重され、生きる力・心が育っています。	◆家庭児童相談室相談受付件数
2)すべての子育て家庭への支援	子どもを産み育てる家庭が安心して子育てを行っています。 保護・援助を必要とする家庭には特に支援が行われています。	◆保育所定員数 ◆ひとり親世帯等医療費等助成（※1）利用者数

3)子育て親育ての地域での支え合い	地域全体で子育てを行い、子育て家庭を見守っています。	◆ファミリーサポートセンター(※2)利用者数 ◆児童センター利用者数
-------------------	----------------------------	---------------------------------------

まちづくり主体ごとの役割

□市民



■地域での支えあいに積極的に取り組みます。

□事業者



■労働条件の整備を進め、子育てしやすい職場環境づくりに努めます。

□行政



■子育てに関する相談・指導や各種手当などの支給を行います。
■保育所の待機児童の解消や多様な保育ニーズに対応した保育体制を整備をします。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
◆合計特殊出生率(※3)	1.34 (平成20年)	1.34	1.34
◆保育所待機児童数	63人 (平成20年度)	0人	0人
◆就学前人口に対する保育所入所率(※4)	15.0% (平成20年度)	16.5%	18.0%

※「合計特殊出生率」は、将来の下降を抑制し、現状を維持することを目標としています。

部門計画名 「こどもサポートプラン」

用語説明

- ※1 ひとり親世帯等医療費等助成：18歳未満の児童がいる母子家庭や父子家庭に医療費の一部を助成する制度
- ※2 ファミリーサポートセンター：育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織
- ※3 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性が一生の間に産む子の数
- ※4 就学前人口に対する保育所入所率：保育所入所者数 / 就学前人口 × 100

政策1-1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります【重点政策】

施策4 社会参加に向けた障がい者（児）福祉の推進

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

障がい者（児）が、住み慣れた家庭や地域で安心して自立した生活をしています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆障がい者の増加と高齢化が進行しています。
 - ◆3障がい（身体・知的・精神）の一元化による福祉サービスの再編成が進められています。
 - ◆施設入所・長期入院から地域生活への移行が促進されるようになり、居宅生活を支援する各種サービスの充実が求められています。
 - ◆地域での安心した生活のために、防災体制の整備、バリアフリーの推進が必要となります。
 - ◆新たな障がい分野（発達障がい、高次脳機能障がい等）へのサービスの拡充を図る必要があります。
 - ◆障がい者の生活を支えるための医療費等の助成が増加しています。
- <基礎調査では…>
- ◇団体懇談会にて「障がい者（児）福祉サービスの充実」が提起されています。



資料：鎌ヶ谷市福祉統計

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 自立した生活を支えるしくみづくり	障がい者（児）自身が、主体的な選択と決定により各種サービスを利用できています。	<ul style="list-style-type: none"> ◆手話通訳・ガイドヘルパー派遣数 ◆地域活動支援センター（※1）利用者数 ◆介護給付・訓練等給付費（※2）の受給者数
2) 自己実現や社会参加がしやすい環境づくり	障がいの早期発見と療育体制の強化により、障がい者（児）が自己の能力・可能性を高め、自立を目指しています。	<ul style="list-style-type: none"> ◆身障センター講座参加者数 ◆親子教室参加者数 ◆マザーズホーム利用者数

3)安心して暮らせる環境づくり	障がい者（児）が必要な情報を得られています。また、災害時等における避難・救助体制や権利擁護の仕組みが構築されています。	◆障がい者の防災訓練参加者数 ◆重度心身障がい者（児）医療費助成額
4)共生社会のための基盤づくり	障がい者（児）に対する理解が深まり、誰もが地域で支えあいながら生活をしています。	◆啓発事業参加者数

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 障がい者（児）に対する理解と協力を進めます。
- 障がいが進まないように、予防や健康管理に努めます。
- 防犯・防災体制の向上を図るため、地域協力を努めます。

□事業者



- 利用者ニーズを把握します。
- 提供するサービスの質の向上に努めます。
- 社会環境の変化に対応したサービスを提供します。

□行政



- 福祉サービスの充実を図ります。
- 相談支援体制を確立します。
- 関係機関との連携強化を図ります。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
◆障がい者手帳所持者のうち施設入所者を除いた割合	98.1% (平成 20 年度)	98.4%	98.7%
◆訪問系サービス（※ 3）利用者数	65 人 (平成 20 年度)	90 人	110 人
◆日中活動系サービス（※ 4）利用者数	223 人 (平成 20 年度)	360 人	390 人

※障がい者施策は、施設入所や入院から地域生活への移行を目標としています。

部門計画名 「障がい者計画」「障がい福祉計画」

用語説明

- ※ 1 地域活動支援センター：軽作業や創作的活動を行う通所施設
- ※ 2 介護給付・訓練等給付費：障がい者（児）が事業者から介護や訓練などのサービスを受けるために市から給付される費用
- ※ 3 訪問系サービス：ホームヘルパーが居宅を訪問して行うサービス
- ※ 4 日中活動系サービス：施設において行う介護や訓練などのサービス

政策1-1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくれます【重点政策】

施策5 安心して暮らせる社会保障の充実

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

すべての市民が必要な社会保障制度を活用し、安心して暮らしています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆急速な少子高齢化の進展とともに人口減少社会を迎え、年金、医療、介護等の社会保障制度は、市民生活にとって大きなウエイトを占めてきており、市民の関心は高まっています。
 - ◆ライフスタイルの変化により、生活習慣病が増え、医療費の増加につながっています。
 - ◆特定健康診査、特定保健指導の充実を図る必要があります。
 - ◆無年金又は年金額が低い高齢者が多く、高齢者の自立が難しい状況です。
 - ◆核家族化により、相互扶助機能が低下しています。
 - ◆低所得者については、高齢化や傷病、障がいにより就労が困難な人が増加しています。
 - ◆生活保護費は増加の傾向にあります。
- <基礎調査では…>
- ◇各種懇談会にて「本当に困っている人へのセーフティネット等の整備」が提起されています。



資料：年度末 鎌ヶ谷市国民健康保険の概要

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 保険制度の適正な運営	社会保障における保険制度が適正に運営されています。 また、市民は保険制度を理解し、適正な負担をし、適正な給付を受けています。	◆国民健康保険一人当たりの医療費

2)保健事業の充実	特定健康診査を受診することにより、生活習慣病に注意して生活でき、医療費の増加が抑制されています。	◆特定健康診査受診率
3)年金制度の周知	誰もが年金制度を理解し、保険料を納め、適正な年金を受給しています。若年層についても年金への関心が深まっています。	◆資格異動届数
4)生活保護と自立生活の支援	生活困窮者が生活保護法に基づいた生活を送ることができています。また、自立した生活に移行できています。	◆就労等による生活保護廃止件数

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 社会保障制度を正しく理解し、必要な制度を活用しています。
- 自立した生活に向けた意欲をもち、努力しています。

□事業者



- 雇用の機会を創出します。

□行政



- 医療費適正化のための施策を展開します。
- 年金に関する広報活動を行います。
- 日常生活での自立を支援します。

施策の成果目標値

※この施策は国の制度に基づいて推進していくため、国が行う施策の影響が大きく、市としての成果目標値は設定しません。

政策 1-1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくれます【重点政策】

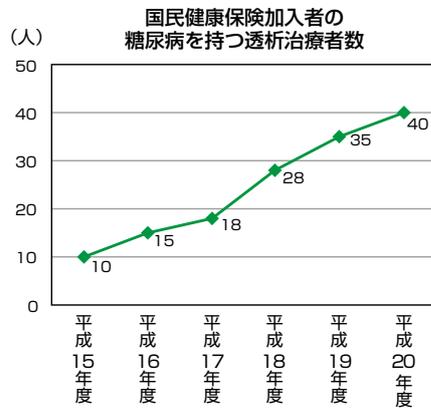
施策 6 健康を支える保健・医療の充実

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

すべての市民が生涯にわたって、健康で明るく、元気に暮らしています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆全国的な傾向と同様、鎌ケ谷市でも生活習慣病、精神疾患、歯科疾患が増加しています。
- ◆妊娠中健診を受けずに出産する人や、乳幼児健康相談、健診において「疲れやすい、眠れない」と訴える母親が増加しています。さらには子育てへの不安を訴える相談も増加しています。
- ◆地域医療の連携が必要不可欠です。
- ◆一人当たり国民医療費（※1）が増加しています。
<基礎調査では…>
- ◇各種懇談会にて「扶助費・民生費等の抑制もにらんだ健康づくりの推進」が提起されています。



資料：健康増進課

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 健康づくりの推進	市民が健康に関する必要な情報を入手できるとともに、正しい知識を習得し、健康によい生活習慣を身につけています。	<ul style="list-style-type: none"> ◆健康のため食事に気をつけている市民割合 ◆運動習慣者の割合 ◆自分に合ったストレス解消法を持つ人の割合 ◆フッ化物洗口実施者数
2) 地域医療体制の整備	市民が、かかりつけ医を持つことにより安心して生活できています。また、入院、高度医療等、必要に応じた医療の提供を受けています。	<ul style="list-style-type: none"> ◆かかりつけ医の役割を知っている人の割合 ◆一般診療・医療機関数 ◆市内への救急搬送割合

3) 疾病予防・早期発見・
早期治療の推進

予防可能な感染症のまん延が防がれているとともに、病気の早期発見・早期治療がなされています。

- ◆予防接種率
- ◆各種健（検）診の受診率

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 定期的に健（検）診を受診します。精密検査が必要となった場合は、早急に医療機関を受診します。
- 健康に対する正しい知識を習得し、自ら進んで健康づくりプログラムに参加します。

□事業者



- 従業員に定期的な研修会等を通じて、啓発を行います。
- 健康づくりの発信源となります。
- 健康づくり事業に協力します。

□行政



- 健康に関する情報提供を行い、市民自らの健康づくりを支援します。
- 健診の受けやすい環境をつくり、受診率の向上を目指します。
- 地域医療との連携を図ります。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
◆平均寿命（男）	79.3 歳 (平成 17 年)	延伸	延伸
◆平均寿命（女）	86.0 歳 (平成 17 年)	延伸	延伸
◆自分の健康に満足している率 (市民健康意識調査)	49.5% (平成 17 年度)	53%	55%
◆乳児死亡率（出生千対）	6.3 人 (平成 20 年)	減少	減少

部門計画名 「いきいきプラン健康かまがや21」「母子保健計画」「食育基本計画」

用語説明 ※ 1 国民医療費：医療機関における傷病の治療に要する費用

政策 1-2 生きがいのある暮らしができる生涯学習社会をつくります

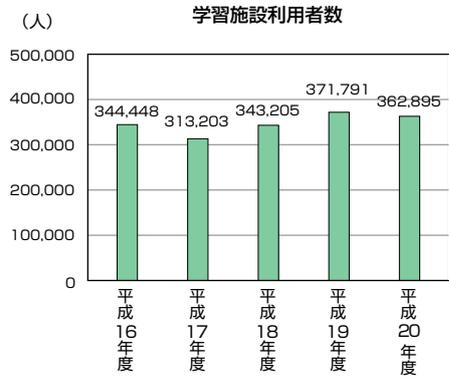
施策 1 いきいきとした生涯学習の推進

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

市民が生涯を通じて学習に取り組み、その成果を地域で活かし、生きがいをもって生活しています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆全国的な傾向と同様、鎌ケ谷市でも生涯学習への意欲が高まっています。
- ◆少子高齢化に伴う問題、環境問題、国際化・情報化に伴う問題などの「現代的課題」に関する学習活動が必要になっています。
- ◆平成 13 年に、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、鎌ケ谷市でも平成 18 年に「子ども読書活動推進計画」を策定するなど、子どもの読書活動の重要性に対する認識が高まってきています。



<基礎調査では…>

- ◇「生涯学習の充実」に対する満足度は、「比較的高い」との市民意識が示されています。

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 生涯学習の環境づくり	市民が生涯にわたり自ら学ぶための環境が整えられています。	◆まなびいネットアクセス数
2) 生涯学習活動の推進	多くの市民が生涯学習活動に参加し、自己を高めています。	◆学習センター登録サークル・団体数 ◆市主催講座参加者数

3) 学習成果を活かす場づくり 生涯学習活動の成果を地域で活かしています。 ◆公民館まつり参加者数

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 多種多様な学習の場に積極的に参加します。
- 学習した成果を地域で活かします。
- 市民の団体・サークルが交流・連携を通じて活動の輪を広げていきます。

□事業者



- 生涯学習への理解を深め、市民の生涯学習活動の支援に努めます。

□行政



- 多様な学習機会の提供を行います。
- 学習情報を収集し、情報提供を行います。
- 地域的バランスを考慮しつつ、学んだ成果を活かす活動の場・発表の場を提供します。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
◆生涯学習をしている市民割合 (市民意識調査)	64.3% (平成 20 年度)	67.0%	70.0%
◆学習施設利用者数	362,895 人 (平成 20 年度)	385,000 人	400,000 人
◆図書館資料貸出数	424,600 冊 (平成 20 年度)	435,000 冊	450,000 冊

部門計画名 「鎌ヶ谷市生涯学習推進基本計画」「鎌ヶ谷市子ども読書活動推進計画」

政策 1-2 生きがいのある暮らしができる生涯学習社会をつくります

施策 2 生涯スポーツ・レクリエーションの振興

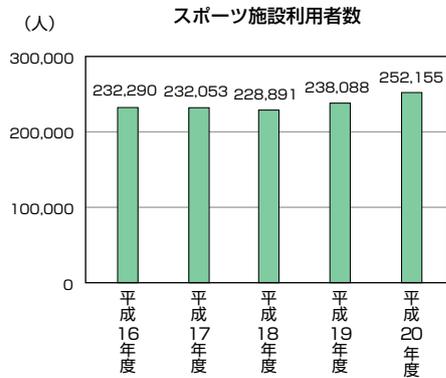
※以下、「スポーツ」という表現に「レクリエーション」も含まれます。

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

スポーツをする市民が増え、一人ひとりが健康で明るい生活を送っています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆高齢化が進み、健康的な生活や生きがいを求めて、スポーツをする人が増加しています。
- ◆市民ニーズにあったスポーツ活動の機会を提供するとともに、生涯を通じた健康体力づくりを行えるような取り組みが求められています。
- ◆スポーツ施設の老朽化に伴い、適切な施設管理が課題となっています。



資料：文化スポーツ振興課

<基礎調査では…>

- ◇子ども懇談会にて「10年後の鎌ヶ谷市の姿」として、「スポーツが盛んで健康に暮らせるまち」が提起されています。

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) スポーツ活動の充実	スポーツ活動に参加する機会が増え、より多くの市民がスポーツに親しんでいます。	◆スポーツイベント・教室参加者数
2) スポーツ関係団体・指導者の育成	スポーツ団体・指導者が育成され、地域でのスポーツ活動が活発になっています。	◆体育協会登録団体数

3) スポーツ施設の整備・充実

スポーツ施設をより多くの市民が快適に利用しています。

◆スポーツ施設利用者数

まちづくり主体ごとの役割

□市民



■スポーツに親しみ、自らの生きがいや健康づくりに役立っています。

□事業者



■イベントの開催や場の提供などを通じて、市民のスポーツ活動を支援します。

□行政



■市民がスポーツをするための場を提供します。
 ■スポーツ関係団体の支援を行います。
 ■スポーツ施設を安全に維持するため、適正な管理に努めます。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
◆1年間継続してスポーツをしている市民割合 (市民意識調査)	21.0% (平成 20 年度)	23.0%	25.0%
◆余暇時間にスポーツを行っている市民割合 (市民意識調査)	12.0% (平成 20 年度)	13.5%	15.0%

部門計画名 「鎌ヶ谷市生涯学習推進基本計画」

政策 1-2 生きがいのある暮らしができる生涯学習社会をつくりまします

施策3 芸術・文化の振興

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

地域に根ざした市民文化が創造され、その活動が広く展開されています。また、歴史、文化遺産が適切に保存・継承され、周知・活用されています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆市民との協働による芸術文化事業が増加傾向にありますが、今後さらに推進する必要があります。
- ◆歴史、文化遺産を保存・継承するためには、市民の理解が必要です。
- ◆都市化の進行に伴い各種開発が行われ、埋蔵文化財保護が課題となっています。
- ◆平成 19 年に、「下総小金中野牧跡」が鎌ケ谷市初の国史跡に指定されました。

<基礎調査では…>

◇地域懇談会にて「文化面での鎌ケ谷市としての個性の創出」が提起されています。

鎌ケ谷市指定文化財一覧

平成 21 年 3 月 31 日現在

国指定文化財	
1	下総小金中野牧跡
県指定文化財	
1	小金中野牧の込跡
市指定文化財	
1	鎌ケ谷大仏
2	官軍兵士の墓
3	魚文の句碑
4	清田家の墓地
5	駒形大明神
6	錦絵「貴婦人の図」
7	版画集「子ども遊戯風俗」
8	「庭訓往来」三月之部
9	土地記念講碑
10	豊作稲荷神社「手水鉢」
11	豊作稲荷神社 額「絵馬」
12	豊作稲荷神社「鈴」
13	豊作稲荷神社 額「豊作社」
14	渋谷総司書簡
15	三橋家の墓地（歴代墓石含む）
16	朝礼「慶応四年太政官布告」
17	妙蓮寺板碑及び五輪塔
18	北方前板碑
19	大仏板碑
20	キンモクセイ
21	道標地蔵
22	おしゃらく踊り
23	庚申道標
24	百庚申
25	八輪・春日神社の森
26	根頭神社の森
27	下総牧開墾局知事北島秀朝等旅宿看板

資料：文化スポーツ振興課

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 多様な市民文化活動の推進	芸術文化に親しむ機会と場が、団体等との協働により、広く提供されています。また、市民の組織的かつ自主的な文化活動が行われるよう、文化団体が育成されています。	◆市民文化祭参加団体数

2) 歴史・文化遺産の保存・継承・活用の推進	歴史・文化遺産が適切に保存・継承されるとともに、周知・活用されています。	◆市史等刊行図書数
------------------------	--------------------------------------	-----------

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 主体的に芸術文化を創造し、積極的に活動します。
- 郷土の歴史を正しく理解し、文化財の保護・継承・活用に努めます。

□事業者



- 地域芸術文化振興の支援に努めます。
- 文化財の保護に努めます。

□行政



- 芸術文化活動の機会や場の提供を行うとともに、芸術文化団体への支援を行います。
- 郷土の歴史、文化財を保護・保存します。
- 郷土の歴史、文化財に関する調査、研究を行い、その成果を情報提供し、活用します。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
◆市民文化祭等市主共催芸術文化事業参加・発表者数	2,312 人 (平成 20 年度)	2,500 人	2,800 人
◆指定文化財数	29 件 (平成 20 年度)	30 件	32 件

部門計画名 「鎌ヶ谷市生涯学習推進基本計画」「国史跡下総小金中野牧跡保存管理計画」

政策 1-3 人間性豊かな子どもの育成環境をつくれます【重点政策】

施策 1 豊かな人間性を育む幼児教育の充実

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

家庭、幼稚園・保育所、地域社会の連携が深まり、幼児たちがいきいきと活動しています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆ 地域での教育力が低下し、幼児教育の必要性が高まっています。
- ◆ 幼稚園に対し、預り保育や子育て支援など多様なニーズが求められてきています。
- ◆ 共働き世帯・ひとり親世帯の増加により、保育需要は年々増加していますが、幼稚園児数は減少してきています。



資料：統計かまがや

<基礎調査では…>

- ◇ 幼稚園の施設充足率は、千葉県平均を上回るとともに、類似都市・近隣都市の中でも高い整備水準となっています。

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 幼児教育体制の充実	家庭、幼稚園・保育所、地域社会の連携により、幼児に対する教育が行われています。	◆ 幼稚園振興費補助金支出件数
2) 幼稚園への就園奨励	幼稚園の入園者に、適切な支援がなされています。	◆ 幼稚園就園奨励費補助金支出件数

まちづくり主体ごとの役割

□市民



■地域での教育に積極的に取り組みます。

□事業者



■労働条件の整備を進め、子育てしやすい職場環境づくりに努めます。

□行政



■教育の充実及び子育て家庭の負担の軽減を図るために補助を行います。
■家庭、幼稚園・保育所、地域社会の連携を支援します。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
◆市内幼稚園児・保育所児童数	3,396 人 (平成 20 年度)	3,450 人	3,500 人

部門計画名 「こどもサポートプラン」「鎌ヶ谷市生涯学習推進基本計画」

政策1-3 人間性豊かな子どもの育成環境をつくれます【重点政策】

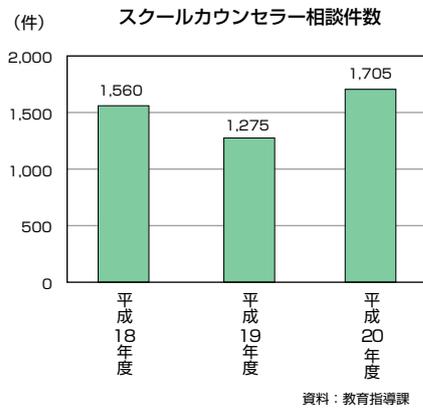
施策2 生きる力を育てる義務教育の充実

施策のねらい（めざす姿）

良好な学習環境の中で、児童・生徒がたくましく生きる力を身につけています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆平成23年度からの「学習指導要領」では、「生きる力を育てる」根源としての「知識の習得」が重視されています。
- ◆核家族化や地域の教育力の低下により、子どもたちを取り巻く人間関係が希薄化し、「困った時に相談できる体制」の整備が求められています。
- ◆大地震に備え、児童・生徒の安全性の確保のため、小中学校の耐震化を着実に進めていく必要があります。



<基礎調査では…>

◇重点施策の方向性として、「少人数指導教育や特別支援教育などによる一人ひとりの個性に応じた教育」「小中学校の耐震化や地域との連携をはじめとする子どもたちの教育環境の整備」が掲げられています。

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 地域とともに育つ特色ある学校づくり	児童・生徒の基礎学力が高められているとともに、一人ひとりの個性や生きる力を伸ばす教育が進められています。 また、学校と家庭、地域社会が一体となって教育活動に取り組んでいます。	◆特別支援教育推進指導教員配置人数 ◆学校支援ボランティア数

2) 専門性と社会性を備えた教職員の育成	教職員が新たな学習課題に応じた高い専門性を身につけるとともに、幅広い視野と社会性を兼ね備え、指導にあたっています。	◆教職員研修受講割合
3) 安全・安心な教育環境づくり	児童・生徒が安全で快適な環境で学んでいます。	◆改修済み施設数 ◆スクールカウンセラー相談件数

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 家庭教育を充実させ、心身の調和のとれた子どもを育成します。
- 地域の教育力を高め、地域で子どもたちを育てます。

□事業者



- 職場体験などへの協力により、「生き方教育（キャリア教育）」の支援を行います。

□行政



- 地域とともに育つ特色ある学校づくりを支援します。
- 専門性と社会性を備えた教職員の育成を推進します。
- 安全・安心な教育環境づくりを推進します。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
◆少人数指導教員配置数	14人 (平成 20 年度)	14人	14人
◆特別支援教育推進指導教員配置数	10人 (平成 20 年度)	14人	14人
◆不登校児童生徒出現率	1.1% (平成 20 年度)	0.8%	0.5%
◆義務教育施設耐震化率	39.2% (平成 20 年度)	80.4%	100.0%

※「義務教育施設耐震化率」について、小中学校施設の耐震基準は国の補助基準により構造耐震指標（IS 値）0.7 未満の建物を耐震化することとしています。

部門計画名 「鎌ヶ谷市生涯学習推進基本計画」〔(仮称) 学校教育計画〕

政策 1-3 人間性豊かな子どもの育成環境をつくれます【重点政策】

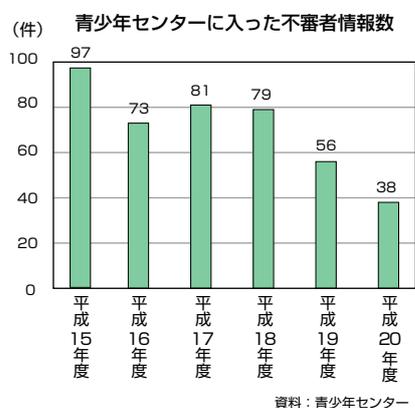
施策3 児童・生徒の健康と安全の確保

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

すべての児童・生徒が心身ともに健康で安全な学校生活を送っています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆全国的に、学校内外を問わず、子どもが犠牲になる事件が発生し、市内でも不審者事案が発生しています。
- ◆学校給食の充実や食の安全に対する関心が高まっています。



<基礎調査では…>

- ◇子ども懇談会にて「現在の鎌ヶ谷市の良いところ」として、「こども110番があり、地域の方のパトロールが行われている」ことが挙げられています。

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 保健安全教育の充実	児童・生徒が健康や安全に関する知識を得、自ら健康管理を行い、安全に対する心構えをもっています。	◆学校定期健康診断受診率 ◆災害共済給付申請率
2) 児童・生徒の安全確保	家庭、学校、地域が連携して児童・生徒の安全確保に取り組んでいます。	◆「こども110番の家」協力者数

3) 学校給食の充実と施設の整備	児童・生徒が安全で安心な給食を楽しみ、食に対する理解や望ましい習慣のための学習の場として活用しています。	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校給食アレルギー対応品目数 ◆学校給食残菜率
------------------	--	---

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 保護者は、子どもの健康管理に努めます。
- 子どもの安全に関心を持ち、地域の子どもたちを見守ります。
- 食に対する正しい理解と望ましい習慣を身につけます。

□事業者



- 市民・行政との協働により、犯罪防止活動に協力します。
- 従業員に安全運転、交通マナーを啓発します。

□行政



- 児童・生徒の安全確保のため、計画的な対策を講じます。
- 定期健康診断の実施など、児童・生徒の健康管理を行います。
- 安全で美味しい学校給食の提供を図るとともに、食に対する理解を高めます。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
◆学校災害件数の割合	6.0% (平成 20 年度)	5.5%	5.0%
◆子ども安全メール登録者数	5,494 人 (平成 20 年度)	6,200 人	7,000 人
◆学校給食残菜率	14.4% (平成 20 年度)	13.2%	12.0%

部門計画名 「鎌ヶ谷市生涯学習推進基本計画」「通学路安全対策推進行動計画」

政策 1-3 人間性豊かな子どもの育成環境をつくれます【重点政策】

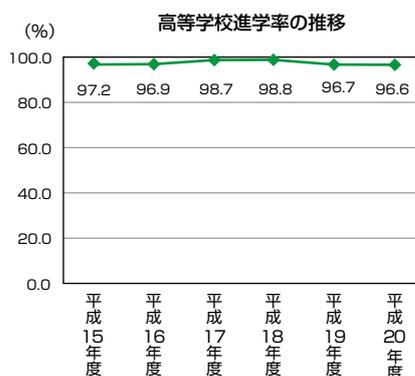
施策 4 高等教育の充実

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

義務教育修了後の生徒が、その能力や適性に応じて幅広い進路選択ができています。
自己実現を図るための高度で専門的な学習環境が提供され、市民の学習ニーズが満たされています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆「知識・技術の習得や資格取得活動」への学習ニーズは、若い世代を中心に多く、幅広い進路選択がなされる傾向にあります。
- ◆「生きがい・教養」にとどまらない高度な学習機会が求められています。



資料：教育指導課

<基礎調査では…>

- ◇団体懇談会にて「大学等への鎌ヶ谷市の立地的優位性のPRと誘致」という提起がされています。

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 義務教育修了者の進路選択への支援	義務教育修了後の生徒一人ひとりの教育機会が確保されています。	◆高等学校進学率
2) 高度学習ニーズへの対応	高等教育機関との連携等により、市民の高度化した学習ニーズへの対応がなされています。	◆オープンカレッジかまがや参加者数

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 子どもの能力や適性に応じた進路選択に努めます。
- 多様な学習機会に参加し、専門的な知識を習得します。

□事業者



- 高度な学習機会の提供に努めます。

□行政



- 幅広い進路選択に向けた情報提供等を行います。
- 学習センター講座の充実を図ります。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
◆オープンカレッジかまがや参加者数	906 人 (平成 20 年度)	1,000 人	1,200 人

部門計画名 「鎌ヶ谷市生涯学習推進基本計画」

政策1-3 人間性豊かな子どもの育成環境をつくれます【重点政策】

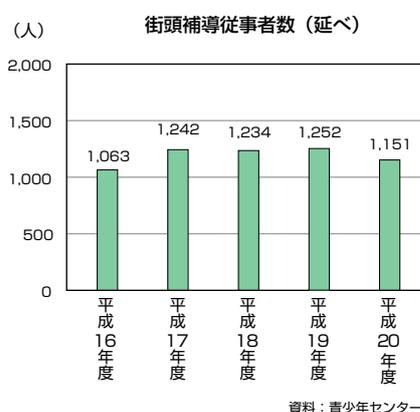
施策5 青少年の健全育成

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

青少年が、社会性や社会規範を身につけ、自己を確立し、協調性や連帯感を育んでいます。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆核家族化、少子化等の進行に伴い、異年齢間での社会性形成の場が少なくなるとともに、宅地開発の進行による遊び場の減少も進み、自然体験の機会も減少しています。
- ◆青少年の問題行動が増加する傾向にあります。
- ◆教育基本法や社会教育法等が改正され、地方公共団体は家庭教育支援に努めるべきことが規定されました。



<基礎調査では…>

- ◇「青少年の健全活動」は、「行政・家庭・地域等が、状況に応じ互いに相談して実施する」との市民意識が示されています。

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 青少年の育成指導体制の充実	学校、家庭、地域社会、行政が相互に連携し、青少年の健全育成に取り組んでいます。	◆青少年団体会員数
2) 青少年の社会参加・体験活動の機会づくり	青少年が、社会体験や人びととの交流を通じて社会性や社会規範を身につけ、自立心や思いやりの心を培っています。	◆青少年社会参加・体験活動参加者数

3)非行防止対策の推進	家庭、学校、地域が連携して非行の早期発見・早期指導に取り組んでいます。	◆街頭補導従事者数
4)家庭・地域の教育力の向上	保護者が家庭教育の大切さを認識し、実践しています。 また、地域社会が青少年を見守り、健全に育てています。	◆「おやじの会」等設立数

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 青少年健全育成活動に参画・協力します。
- 家庭・地域の教育力を高めます。
- 補導活動に協力します。

□事業者



- 青少年の健全育成に努めます。

□行政



- 青少年健全育成活動に係る団体を育成支援します。
- 家庭・地域・学校の連携により地域の教育力向上を図り、青少年の健全育成活動支援を行います。
- 情報提供や有害環境の浄化により、青少年の非行防止に取り組みます。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
◆地域見守り活動従事者数(延べ)	1,151人 (平成20年度)	1,250人	1,300人
◆ジュニアリーダースクラブ新規加入者数	3人 (平成20年度)	3人	3人

部門計画名 「鎌ヶ谷市生涯学習推進基本計画」

政策 1-4 個人が尊重しあう多様な市民交流をつくれます

施策 1 個性豊かなコミュニティづくり

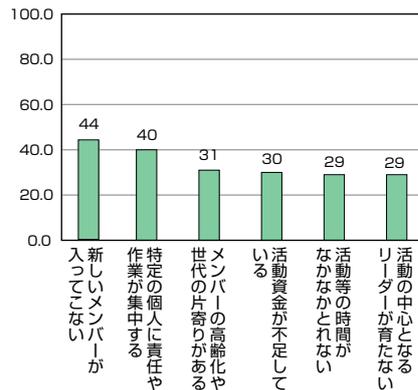
■ 施策のねらい（めざす姿） ■

地域コミュニティ活動や、テーマに沿った市民活動が盛んに行われ、市民一人ひとりが地域社会の中で役割を認識しています。
地域のきずながあり、特色のあるコミュニティが形成され、安心して暮らしています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆ 福祉・環境・防犯・防災などの活動における自治会の役割は大きなものがありますが、活動の拠点となる集会所は老朽化が進んでいます。
- ◆ 市民公益活動は、保健・福祉・医療分野を中心に各種まちづくり活動が行われていますが、人材の育成・確保や活動資金などの課題を抱えています。
- ◆ 「過去1年間に地域活動に参加した市民」は、64%、「今後のまちづくり活動に参加したい市民」は、61.5%と市民の参加意識は高い状況にあります。

市民公益活動団体の活動上の課題（上位6つ）



資料：平成16年 市民公益活動団体アンケート

<基礎調査では…>

◇子ども懇談会にて「現在の鎌ヶ谷市の良いところ」として、「人と人との交流が盛ん」であることが挙げられています。また、市民意識調査では、市民の参加意識は6割を超える状況となっています。

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 地域社会との関わり意識の醸成	地域社会に関心を持ち、主体的にまちづくりに関わろうとする市民の意識が高まっています。	◆自治会加入世帯数 ◆「市政に参加したい」と思う市民割合（市民意識調査）

2) コミュニティ施設の整備と管理	地域コミュニティ活動や市民活動がしやすい環境が整っています。	◆コミュニティセンター利用者数（年間）
3) 市民の組織的まちづくり活動の促進	地域コミュニティ活動や、テーマに沿った市民活動が盛んに行われています。	◆市内 NPO 法人数 ◆市民活動推進センター登録団体数

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 自治会活動や市民活動に積極的に参加します。
- 地域住民同士が交流を深めます。

□事業者



- 地域の一員として、自治会活動や市民活動を応援します。
- 開発事業者は、自治会への市民参加を啓発します。

□行政



- 情報提供や活動安定のための支援など、自治会や市民活動団体に対して、活動支援を行います。
- 自治会集会所の整備に対して、計画的な助成を行います。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
◆自治会加入世帯数	28,915 世帯 (平成 20 年度)	29,500 世帯	29,800 世帯
◆市民活動推進センター登録団体数	69 団体 (平成 20 年度)	90 団体	105 団体
◆過去 1 年間に地域活動をした市民割合（市民意識調査）	64.0% (平成 20 年度)	66.0%	68.0%

部門計画名 「市民との協働戦略プラン」

政策 1-4 個人が尊重しあう多様な市民交流をつくります

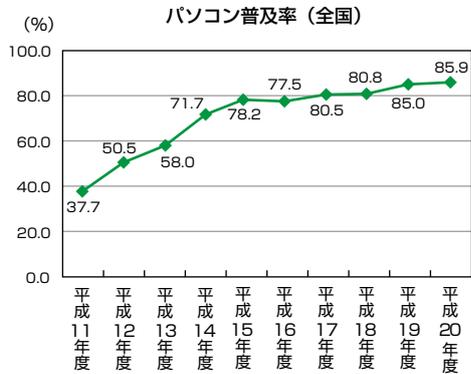
施策 2 市民生活を支える地域情報化の推進

施策のねらい（めざす姿）

市民が情報通信システムを活用し、必要な情報を入手したり、時間や距離に制限されない交流をしています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆パソコン・携帯電話などの情報通信機器が急速に普及し、また多機能かつ高度化しています。
- ◆光通信の発達によりインターネットの高速化・大容量化が進んでいます。
- ◆テレビ放送のデジタル化が本格化しています。
- ◆市民のICT（※1）に関する知識の向上が必要となっています。
- ◆情報システムの利便性の向上が求められています。
- ◆質・量両面から情報内容の充実が求められています。



資料：総務省「通信利用動向調査報告書」

<基礎調査では…>

◇社会潮流の一つとして「高度情報ネットワーク社会の到来」を掲げています。

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) ICT 知識の啓発	市民の情報通信機器及びシステムに関する知識が向上しています。	◆まなびい大学などのICT 関係講座の開催数

2) 地域情報システムの基盤整備	市民が、多様な情報通信機器を活用し、必要な情報をより入手しやすくなっています。また各種行政手続きがオンラインやワンストップサービスで行われています。	◆市ホームページ年間アクセス数 ◆まなびいネット利用件数
3) 情報通信システムのまちづくりへの活用	情報通信システムがまちづくりに活用されています。	◆電子メール受信数

まちづくり主体ごとの役割

□市民



■正しいICT知識を身につけると同時に、情報通信機器（パソコン、携帯電話、モバイル端末など）を生活に活用します。

□事業者



■市民生活に役立つ情報を分かりやすく提供します。

□行政



■市民のICT知識の向上を図ると同時に、市民や事業者に必要な行政情報を分かりやすく提供します。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
◆市ホームページ年間アクセス数	397,286件 (平成20年度)	410,000件	420,000件
◆まなびいネット利用件数	48,928件 (平成20年度)	53,500件	56,000件

部門計画名 「鎌ヶ谷市情報化計画」

用語説明

※1 ICT：Information and Communication Technologyの略。
情報（information）や通信（communication）に関する技術の総称

政策 1-4 個人が尊重しあう多様な市民交流をつくります

施策3 男女共同参画社会づくり

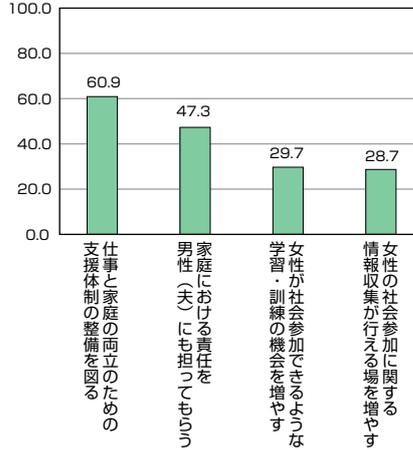
■ 施策のねらい (めざす姿) ■

男女が互いに人間として平等に尊重されつつ、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮し、いきいきと暮らしています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆ 審議会等における女性委員の割合がなかなか増加しない等、女性の政策・方針決定過程への参画が課題です。
- ◆ 平成 19 年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）（※1）憲章」および「仕事と生活の調和のための行動指針」が策定され、また雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正がなされるなど、仕事と生活の調和した働く環境が整備されつつあります。
- ◆ また、女性の社会参加の推進のために必要と市民が考えることは、多い順に「仕事と家庭の両立のための支援体制の整備」（60.9%）、「家庭における責任を男性（夫）にも担ってもらおう」（47.3%）（市民意識調査）となっています。
- ◆ 平成 13 年に DV 防止法が制定され、さらに 19 年の法改正により被害者保護の範囲が広がり、DV が犯罪であるとの認識が定着しつつあります。
 <基礎調査では…>
 ◇「男女が平等であると考える市民割合」が 24.4%という市民意識が示されています。

(%) 女性の社会参加の推進方法（上位4つ）



資料：鎌ヶ谷市市民意識調査

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい (めざす姿)	基本事業成果指標
1) 男女平等意識の醸成と普及・啓発	市民の間に広く男女平等意識が育っています。市民がそれぞれ機会や生き方の可能性が平等であると感じています。また、女性・男性に対するあらゆる暴力がありません。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 男女が平等であると考える市民割合（市民意識調査） ◆ 男女共同参画推進センター主催事業参加者数 ◆ DV 予防講座受講者数

2) 女性の政策・方針決定過程への参画	政策・方針決定過程に関わる女性が増えています。	◆審議会等女性委員割合 ◆女性職員・女性教員の管理職比率
3) 女性の就労支援と環境の整備	就労を希望する女性・就労している女性に対して適切な支援が行われています。	◆就学前人口に対する保育所入所率

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- セミナーや研修会等の啓発事業へ主体的に参画します。
- 社会のあらゆる分野において男女共同参画社会づくりへ寄与します。
- 男女平等の視点をもって、慣行や古いしきたりを見直します。

□事業者



- 男女ともに能力を発揮し、働きやすい職場環境をつくります。
- 子育てや介護を続けながら働ける環境づくりに努めます。

□行政



- 情報提供及びセミナーや研修会等の啓発活動を推進します。
- 女性のための相談体制の充実を図ります。
- 活動拠点施設を充実します。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
◆男女が平等であると考えてる市民割合 (市民意識調査)	24.4% (平成 20 年度)	30.0%	35.0%
◆審議会等女性委員割合	23.2% (平成 20 年度)	27.0%	30.0%

部門計画名 「鎌ヶ谷市男女共同参画計画」

用語説明 ※1 ワークライフバランス：仕事と私生活の調和が必要とする考え方

政策 1 - 4 個人が尊重しあう多様な市民交流をつくります

施策 4 世界と結びつく国際化の促進

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

市民による国際交流が盛んに行われています。
国際平和の意識が高く、様々な分野で国際化への対応が行われています。
外国人にも暮らしやすい鎌ヶ谷市になっています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆ 近年の情報技術の発達により、政治・経済・情報の各分野や人的交流において、急速な勢いでグローバル化が進展しています。
- ◆ 鎌ヶ谷市における外国人登録者数も平成 14 年度から 20 年度の 6 年間で 902 人から 1,205 人へと 30% 以上増加しています。
- ◆ 終戦から 60 年以上が経過し、戦争の記憶が薄れつつあるとともに、平和行事において重要な役割を担う戦争体験者の高齢化が進んでいます。



<基礎調査では…>

◇本市の特性として、「平成 22 年の成田新高速鉄道開通」を掲げています。

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 国際交流のきっかけづくり	市民の国際交流の推進やネットワークの構築など、交流のきっかけづくりが活発に行われています。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国際交流協会イベント参加者数 ◆ 姉妹都市交流事業実施回数

2)国際化の意識づくり	日本人と外国人の相互理解など、国際化の意識が浸透しています。また、すべての人が平和の尊さを認識し、恒久平和の実現に努めています。	◆国際交流・国際協力活動に参加した人の割合（市民意識調査） ◆平和関連行事に対する市の後援数
3)外国人にも暮らしやすい環境づくり	行政サービスや情報の提供・収集が充実し、外国人にも暮らしやすい環境が整えられています。	◆語学ボランティア派遣数 ◆行政資料の新規翻訳数 ◆国際交流協会日本語教室参加者数

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 市民や地域に根ざした多文化共生社会（※1）のための活動に主体的に取り組めます。
- 平和の尊さ・戦争の悲惨さを認識し、後世に伝えます。

□事業者



- 外国人にも利用しやすいサービスの提供や適切な労働環境の整備に努めます。

□行政



- 市民同士の交流や支えあいのきっかけづくりを進め、支援を行います。
- 平和の尊さ・戦争の悲惨さを啓発し、平和への意識の高揚を図ります。

施策の成果目標値

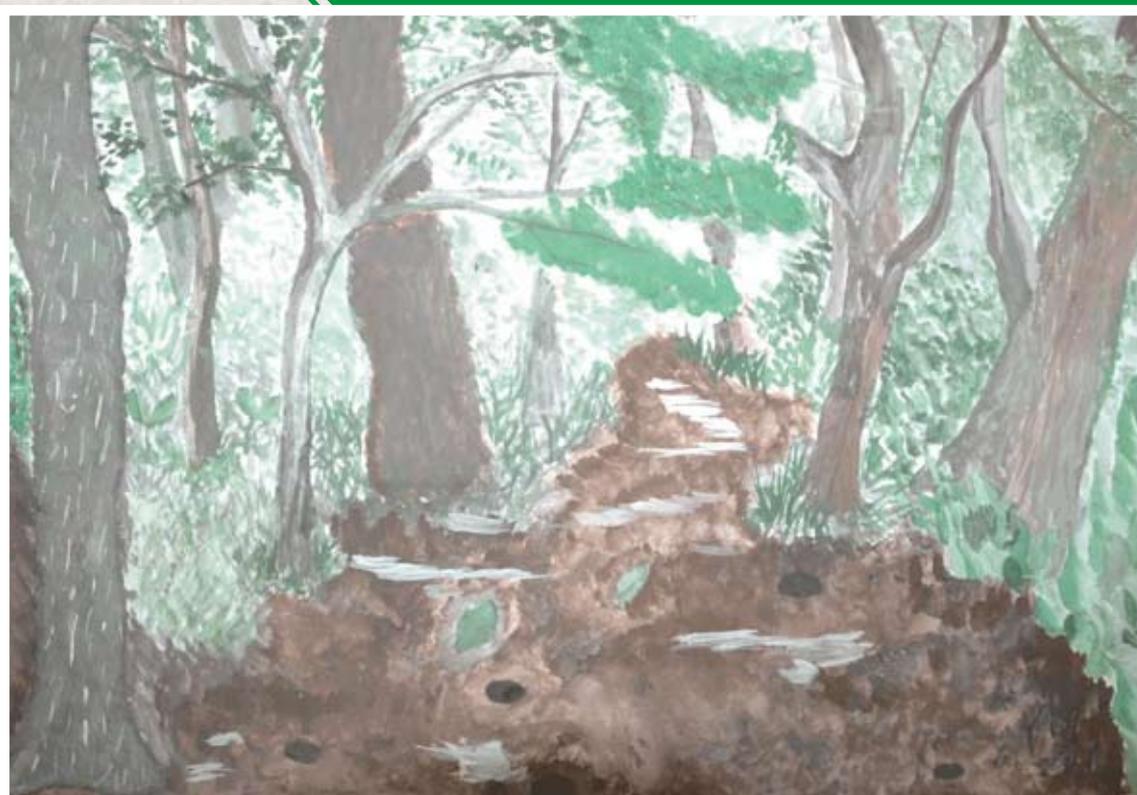
指標名	現状値	目標値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
◆通訳ボランティア登録人数	25人 (平成20年度)	28人	30人
◆姉妹都市ワカタネを知っている人の割合（市民意識調査）	54.9% (平成20年度)	60.0%	65.0%

部門計画名 「鎌ケ谷市多文化共生推進計画」

用語説明 ※1 **多文化共生**：海外出身者や国籍の異なる人々がお互いの文化的な違いを尊重しあい、地域の一員として暮らすことのできる状態

基本目標2

「自然と社会が調和する 環境共生都市」をめざして



私の好きなかがや 絵画・写真展(平成20年度) 小学生の部

辻本一真さん 「ぼくの好きな場所」

政策2-1 人と自然にやさしい地域社会をつくり ます

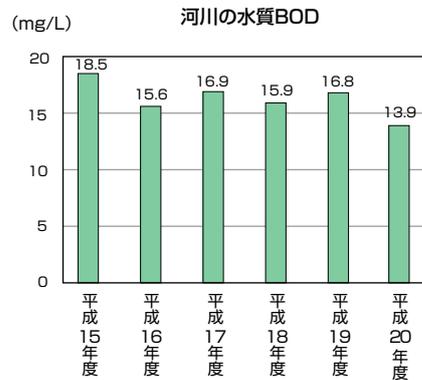
施策1 環境保全の促進

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

市民一人ひとりの環境意識が高まり、身近な生活環境や自然環境、そして地球環境までに配慮した生活をおくっています。
市民・事業者・行政が協働して環境保全活動に取り組んでいます。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆すべての市民・事業者が環境について考え、かつ、個別具体的な取り組みをいかに実践するかが課題となっています。
 - ◆大気、水・土壌に加わる負荷を持続的に吸収・浄化し、健全な環境を保ち続けることが課題となっています。
 - ◆ふる里の自然と文化とともに豊かな生物多様性を子どもたちや未来の人びとに伝えなければなりません。そのために、可能な限り早めに保全にあたることが求められています。
 - ◆地球温暖化が進む中で、温室効果ガスの排出量削減や新エネルギーの活用が急務となっています。
 - ◆住環境や生活様式の多様化に伴い、騒音、野焼きの煙害や不法投棄など様々な日常生活や経済活動による都市生活型公害といわれる新しい公害が市内でも多く発生しています。
- <基礎調査では…>
- ◇団体懇談会にて「市民との協働による自然環境の保全」が提起されています。



資料：鎌ヶ谷市環境の概要

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 環境保全活動の促進と市民参加	市民が環境保全に関する正しい知識を習得し、生活習慣を身につけています。 また、環境保全活動に市民が参加しています。	◆環境保全活動団体数

2) 環境保全への監視・指導體制の充実	環境保全に関する監視が適切に行われ、必要な指導が徹底されています。	◆公害苦情相談受付件数
3) 環境保全へのルール・計画づくり	環境保全活動に取り組むためのルールや計画が明確になっています。	◆環境計画策定・改定市民関与数

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 地域社会で環境保全活動に取り組みます。
- エネルギーの効率的利用を行います。
- 都市生活型公害にかかる対応については当事者において完結する意識で対応します。

□事業者



- 企業としての社会的責任を理解して、環境保全活動に積極的に取り組みます。

□行政



- 環境変化に対する的確な情報提供を行います。
- 環境講座など啓発活動の充実を図ります。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
◆河川の水質 BOD 値 (※1)	13.9mg/L (平成20年度)	9.0mg/L 以下	5.0mg/L 以下
◆市内全域の温室効果ガス排出削減率	— (平成2年度基準年)	—	25%

※「市内全域の温室効果ガス排出削減率」の基準年は、京都議定書の基準年（平成2年）としています。

部門計画名 「環境基本計画」

用語説明

※1 河川の水質 BOD 値：BOD 値は、水中の有機物が微生物によって一定時間内に酸化分解される時に必要な酸素量で、水が汚れていれば有機物も多く、酸素も多く必要となります。なお、標記の BOD 値は、市内の河川（水路）12 箇所です。年約 4 回の水質検査を行った平均値

政策2-1 人と自然にやさしい地域社会をつくり ます

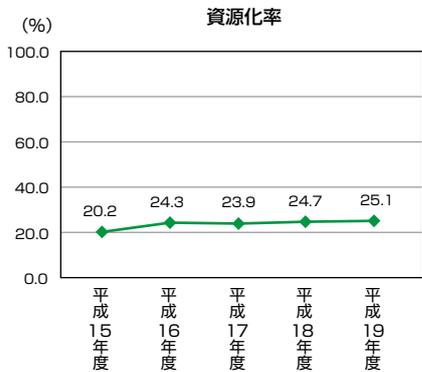
施策2 循環型社会の構築

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

市民の資源の保全に関する意識が高まり、市民・事業者・行政が協働して、ごみ減量化、リサイクルへの積極的な取り組みが進められています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆全国的に、ごみ減量・リサイクル運動が高まっています。
- ◆容器包装リサイクル法や家電リサイクル法、自動車リサイクル法などリサイクルに関する各種法律が整備されました。
- ◆廃棄物の処理に関する技術革新がなされています。
- ◆家庭や事業所でのごみを出さない、つぐらない、また、分別の徹底をし資源化するという取り組みとともに、安全に適正かつ効率よく環境に負荷をかけない処理を行っていくことが必要です。
- ◆ごみ処理施設が老朽化し、施設の更新等の必要性が高まっています。



資料：クリーン推進課

<基礎調査では…>
◇「ごみ処理対策」は、「現在の満足度」・「将来の重要度」とも高いという市民意識が示されています。

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1)ごみ減量の促進	市民や事業者がなるべくごみを出さないようにしています。	◆市民1人1日当たりごみ排出量
2)リユースの促進	物を大切に、「壊れたら捨てる」から繰り返し利用しようとする意識が高まっています。	◆リサイクル情報の掲載件数

3)リサイクルの促進	ごみ分別の徹底、リサイクルの促進により、資源の有効利用がなされています。	◆資源化率（※1）
4)最終処分量の減量の促進	中間処理や資源化により、最終処分量の減量がなされています。	◆最終処分量

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- ごみの分別を徹底し、ごみの減量化を図ります。
- 再生資源を使用した製品を購入します。
- 物を大事に使用し、ごみを出さないようにします。
- 子どもから大人までを対象にした3R（※2）についての学習を行い、循環型社会に向けた意識の高揚を図ります。
- 子どもから大人まで地域ぐるみで環境美化に取り組みます。

□事業者



- ごみの減量化を図るとともに、自己処理を徹底します。
- ごみとして廃棄されることが少なくなるように、物を製造・加工・販売します。

□行政



- ごみの適正処理とリサイクルを促進します。
- ごみの減量、リサイクルに関する情報を提供します。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
◆資源化率	25.1% (平成 19 年度)	上昇	上昇
◆最終処分量率（※3）	8.2% (平成 19 年度)	減少	減少

部門計画名 「一般廃棄物処理基本計画」（柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合策定）

用語説明

- ※1 **資源化率**: 搬入されたごみの総量に対して Recycle (リサイクル: 再資源化) されたごみの量の割合
- ※2 **3R (スリーアール)**: Reduce (リデュース: 廃棄物の発生抑制)、Reuse (リユース: 再使用)、Recycle (リサイクル: 再資源化) をキーワードとする循環型社会を形成していくための政策
- ※3 **最終処分量率**: 搬入されたごみの総量に対して最終的に埋め立て等により処分されたごみの量の割合

政策2-2 快適な暮らしの環境をつくります

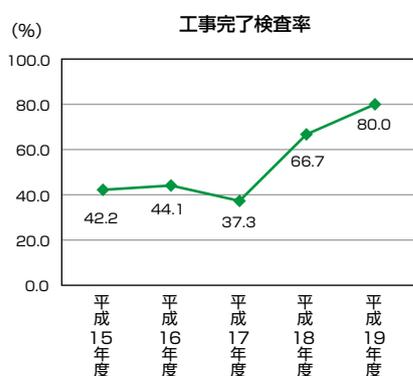
施策1 良好な住宅の整備

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

市民が、良好な居住環境の下、良質な住宅で暮らしています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆全国各地で地震が発生し、旧耐震基準で建築された建築物に多くの被害が出ていることが報告されており、無料耐震診断の利用など、市民の耐震改修に対する関心は高まっています。
 - ◆建築関係法令の改正、更には消費者保護を目的とした住宅瑕疵担保履行法等新しい制度が施行しています。
 - ◆住環境に対する満足度から、市民が安全、安心に居住できる環境が求められています。
 - ◆地球環境に配慮した住宅建設が求められています。
 - ◆道路が狭いと感じている市民がいます。
 - ◆市営住宅については、施設の老朽化に伴う計画的な改修が必要となっています。また、入居者の高齢化が進展しています。
- <基礎調査では…>
- ◇重点施策の方向性として、「規制、誘導を中心とした周辺環境と調和した良好な住環境形成」が掲げられています。



資料：建築住宅課

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 良好な住環境の確保	違反建築や乱開発を防止し、住環境が向上しています。	◆工事完了検査率（※1）
2) 安全で快適な住宅の整備	地震に対する安全性の向上など、市民が安全・安心に居住できる住環境が整備されています。	◆無料耐震診断相談会の実施率

3)住みよい公営住宅の充実	必要とする市民に公営住宅が提供されるとともに、その住環境が改善されています。	◆市営住宅入居率
---------------	--	----------

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 建築関係法令に対する正しい意識をもちます。
- 建築物を適正に維持管理します。
- 新築、増改築時等は法令を遵守し、完了時に検査を受けます。

□事業者



- 依頼人に対して適正に法令の説明をします。(法令遵守と説明責任を果たします。)
- 行政と協力して市民に対して住情報を提供します。

□行政



- 市民が安全で快適に暮らすことのできる環境を構築するための情報提供窓口を整えます。
- 建築パトロール等を通じて、違反建築物の早期発見、是正に努めます。
- 市営住宅について、計画的な改修を実施します。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
◆工事完了検査率	76.5% (平成 20 年度)	88%	100%
◆無料耐震診断相談会申込者への診断実施率	100% (平成 20 年度)	100%	100%

部門計画名 「耐震改修促進計画」

用語説明

- ※ 1 **工事完了検査率**：建築確認の取得済み件数に対して完了検査（※ 2）を実施した件数の割合
- ※ 2 **完了検査**：工事が完了した段階で、建築物が建築申請とおりに建築されたかを確認する検査

政策2-2 快適な暮らしの環境をつくります

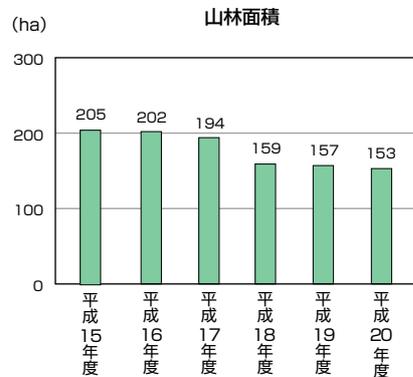
施策2 快適な公園・緑地環境の整備

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

市民と行政が一体となって自然の緑地を保全し、さらに緑の空間の創造に取り組んでいます。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆ 近隣市町村と同様に、鎌ヶ谷市の山林の減少が見られます。
 - ◆ 市民意識調査における「緑の多さ（公園・緑地など）」について重要度が高い傾向となっています。
 - ◆ 宅地化等により、緑が減少傾向にあります。
 - ◆ 市民が、身近な自分たちの公園・緑地としての意識を持つことができる維持・管理体制をつくるのが課題となっています。
 - ◆ 緑を取り巻く環境意識の変化により、緑の重要性が認識される中、緑の保全、緑化の推進が課題となっています。
- <基礎調査では…>
- ◇ 各種懇談会では、「自然・緑の保全」というキーワードが多くなっています。



資料：統計かまがや

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 花とみどりのふれあい空間づくり	各種公園の整備によるふれあい空間づくりが行われています。	◆ 市民一人当たりの公園面積
2) パートナーシップによる緑づくりと保全	地域住民とのパートナーシップによる公園や樹林地の維持管理が行われるとともに、市民参加による緑地保全がなされています。	◆ 公園等サポーター数

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 自分たちにとって愛着のある公園となるよう公園等の管理に参加しています。
- 生垣、樹木の植栽、既存樹木の保全などの緑化に努めます。

□事業者



- 開発事業者は、樹木の保全及び公園の設置に協力します。
- 事業地内の緑化に努めます。

□行政



- 都市公園整備事業を推進します。
- 地域の植生に配慮し、市内に残る樹林地や緑地の保全を促進します。
- 四季折々の花が楽しめる緑のスポットづくりを推進します。
- 公共施設の緑化を推進します。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
◆市民一人当たりの公園面積	2.1㎡/人 (平成20年度)	3.3㎡/人	3.8㎡/人

部門計画名 「鎌ヶ谷市緑の基本計画」

政策2-2 快適な暮らしの環境をつくります

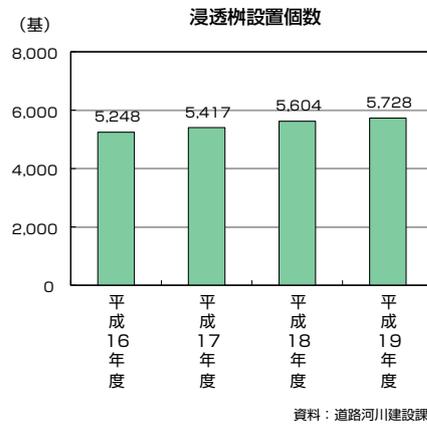
施策3 うるおいある河川・水路の整備

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

市民が水辺に親しみをもっています。
河川・水路等の整備が進み、市民が安心して生活できています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆ 建築確認申請が民間業者でも可能となったことにより、浸透枳（※1）設置の指導及び設置確認が難しくなっています。
- ◆ 宅地化が進み、地下への雨水浸透が不足し、浸水区域が増加傾向にあります。また、湧き水が減少しています。
- ◆ 鎌ヶ谷市は、河川の最上流部に位置しており、下流側の河川整備と、公共下水道としての雨水整備が、大きな課題となっています。



<基礎調査では…>

- ◇ 「河川や水路の整備」に対する将来の重要度は「比較的高い」との市民意識が示されています。

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 安心して暮らせる治水対策	河川、水路、貯留池の整備と適切な維持管理がされ、市民が水害に対し、安心して生活できています。	◆ 貯留量（※2）
2) うるおいある水辺環境づくり	緑と調和した魅力ある水辺環境が整備され、市民が水辺に親しみを持っています	◆ 河川・水路に対する満足度（市民意識調査）

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 浸透柵を設置し、雨水を浸透させ流出を抑制します。
- 河川区域の環境美化活動を行います。

□事業者



- 事業地内において、浸透施設や貯留施設を設置し、雨水の流出を抑制します。
- 河川区域の環境美化活動を行います。

□行政



- 親水性に配慮した河川、水路、貯留池の整備と維持管理を行います。
- 浸透施設設置の指導、啓発を行います。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
◆浸水面積 (※ 3)	127.2ha (平成 20 年度)	123.9ha	121.1ha
◆浸透柵設置個数	5,728 基 (平成 19 年度)	6,800 基	7,800 基

用語説明

- ※ 1 **浸透柵**：降雨時に雨桶などからの雨水を集めて地中へ浸透させるための施設
- ※ 2 **貯留量**：降雨時に雨水を一時的に貯めておく貯留池、調整池などの施設が雨水を貯めておくことのできる量
- ※ 3 **浸水面積**：降雨時にU字溝、排水管、河川、水路などが溢れることなどにより雨水に浸かってしまう土地の面積

政策 2 - 2 快適な暮らしの環境をつくります

施策 4 上・下水道の整備

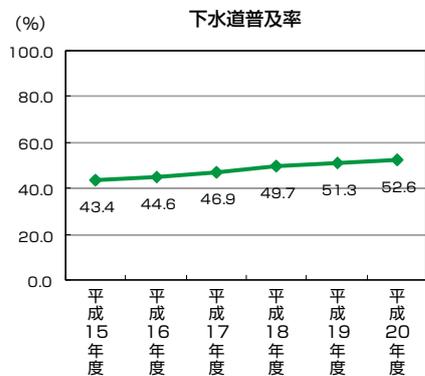
■ 施策のねらい (めざす姿) ■

すべての市民が、良質で安定した水を利用しています。
下水道(汚水)が整備され、市民が衛生的な環境の中で生活しています。

※鎌ヶ谷市の上水道は、市内全域が千葉県水道局による供給区域となっています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆安全で良質な水の供給が求められています。
- ◆下水道の計画人口を縮小しました。
- ◆同じ汚水処理施設である公共下水道と合併処理浄化槽(※1)の整備手法について、設置費、維持管理費を比較したB/C等(※2)により選択する必要があります。(現在は、公共下水道整備が経済的)
- ◆公共下水道の施設が老朽化しており、改築や大規模改修が必要となってきます。



<基礎調査では…>

- ◇下水道普及率は、千葉県平均を下回るとともに、類似都市・近隣都市の中でも低い整備水準となっています。

施策を実現する手段(基本事業の構成)

基本事業	ねらい(めざす姿)	基本事業成果指標
1) 上水道の普及と水の有効利用	市民が、良質で安定した水を利用しています。また、水資源の有限性について理解し、節水行動をとるなど、水を有効利用しています。	◆上水道普及率
2) 公共下水道の充実	公共下水道に接続できる区域が拡大し、接続利用しています。	◆下水道普及率

3) 社会の状況に即した計画の策定・見直し	公共下水道は、長期事業であり、将来を見通した適正な計画になっています。	◆全県域汚水適正処理化構想見直し数（※3） ◆全体計画見直し等の実施数
4) 公共下水道施設の維持管理	公共下水道施設がいつも良好な状態にあります。	◆下水道管渠清掃延長

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 水資源の重要性を認識し、節水に努めます。
- 公共下水道整備区域に居住している場合には、公共下水道へ接続します。

□事業者



- 水資源の重要性を認識し、節水に努めます。
- 排出基準を守り、公共下水道へ接続します。

□行政



- 水資源の重要性の周知に努めます。
- 上水道の普及について、関係機関と必要な調整を行います。
- 効率的な下水道整備計画を策定し、適切な維持管理を行います。
- 公共下水道への接続の啓発を行います。
- 江戸川左岸流域下水道が早期利用出来るよう関係機関に働きかけます。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
◆上水道普及率	73.8% (平成19年度)	上昇	上昇
◆下水道普及率（処理区域内人口 / 行政区域内人口）	52.6% (平成20年度)	60.0%	68.0%
◆下水道水洗化戸数	21,550戸 (平成20年度)	25,500戸	29,300戸

部門計画名 「下水道全体計画」「各流域（江戸川左岸・印旛沼・手賀沼）関連公共下水道事業計画」「公的資金補償金免除繰上げ償還に係る公営企業経営健全化計画」「全県域汚水適正化構想」

用語説明

- ※1 **合併処理浄化槽**：し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗面所等の排水）を併せて処理することができる浄化槽のことで、し尿だけしか処理できない単独処理浄化槽に比べ、水質汚染物質の削減率が極めて高い。
- ※2 **B/C（ビー・バイ・シー）**：費用便益化。BはBenefit（便益）、CはCost（費用）の略で、B/Cは $B \div C$ のこと。
- ※3 **全県域汚水適正処理化構想**：効率的な污水处理施設の整備を目的に各污水处理施設の役割、水質保全効果、経済性などに応じた適正な整備手法を選定する構想

政策 2 - 2 快適な暮らしの環境をつくります

施策 5 環境衛生の充実

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

市民が、清潔な生活環境で暮らしています。

施策をとりまく環境変化と課題

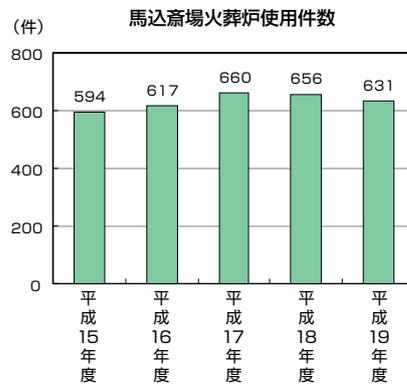
◆公共下水道及び合併処理浄化槽（※1）が普及してきています。

◆し尿汲取及び単独処理浄化槽（※2）から公共下水道または合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。

◆四市複合事務組合構成市（鎌ヶ谷市・船橋市・八千代市・習志野市）の人口増加に伴い、火葬件数が増加しています。

◆火葬件数の増加による火葬処理施設等の増設や新設の必要性が高まっています。

◆愛玩動物の適正飼育・動物愛護思想の啓発や、畜犬登録・狂犬病予防注射を普及させることが課題となっています。



<基礎調査では…>

◇「環境衛生の充実」に対する将来の重要度は「比較的高い」との市民意識が示されています。

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 合併処理浄化槽の設置促進	合併処理浄化槽の設置が促進されるとともに、維持管理が適正になされ、公共用水域の水質が保全されています。	◆し尿汲取利用者数 ◆単独処理浄化槽利用者数
2) し尿、浄化槽汚泥の適正処理	し尿・浄化槽汚泥が適正処理されています。	◆し尿、浄化槽汚泥処理率

3)愛玩動物の適正な飼育	畜犬登録や狂犬病予防注射が適正に行われるなど、愛玩動物の飼い犬が生活環境に害を及ぼさない飼育をしています。	◆狂犬病予防注射接種率
4)斎場等の充実	斎場等の整備が進められています。	◆四市（鎌ヶ谷市・船橋市・八千代市・習志野市）複合事務組合斎場利用率

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 汲取便所または浄化槽を適正に維持管理します。
- 家庭から出る水の汚れを減らします。
- 愛玩動物を適正に飼育します。
- 畜犬を飼育する際は登録を行い、年に1回狂犬病予防接種を行います。

□事業者



- 汲取便所または浄化槽を適正に維持管理します。
- 事業所から出る水の汚れを減らします。

□行政



- し尿を適正に収集します。また、処理施設に搬入されたし尿及び浄化槽汚泥を適正に処理します。
- 畜犬登録制度の普及・促進を行い、未登録畜犬を減少させます。
- 狂犬病予防注射接種率を向上させます。
- 斎場施設を整備・拡充します。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
◆生活排水処理率（※3）	73.0% (平成 20 年度)	88.0%	94.2%

部門計画名 「一般廃棄物（生活排水）処理計画」

用語説明

- ※1 **合併処理浄化槽**：し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗面所等の排水）を併せて処理することができる浄化槽のことで、し尿だけしか処理できない単独処理浄化槽に比べ、水質汚染物質の削減率が極めて高い。
- ※2 **単独処理浄化槽**：し尿しか処理できない浄化槽。平成 13 年 4 月 1 日以降、設置が原則禁止されている。
- ※3 **生活排水処理率**：（公共下水道を使っている人口＋合併処理浄化槽を使っている人口）／行政人口

政策2-3 安全に暮らせる社会システムをつくり ます【重点政策】

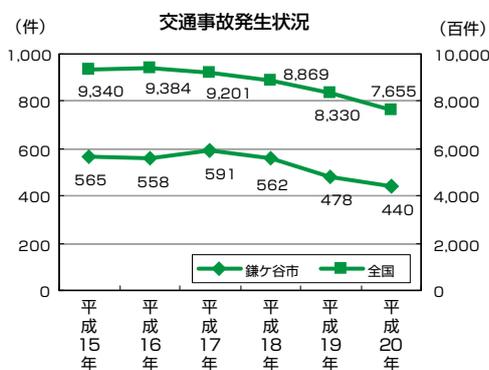
施策1 交通安全の推進

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

子どもや高齢者、障がい者を含めたすべての人が安心して快適に通行できる交通環境になっています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆全国的に交通事故による死傷者数が発生件数も含めて減少傾向になっています。
- ◆交通事故件数は減少傾向になっていますが、高齢者の事故や自転車の事故が増加しています。
- ◆市民の安全に対する関心は高まっています。



資料：千葉県交通白書

<基礎調査では…>

- ◇「交通安全対策」に対する将来の重要度は「高い」との市民意識が示されています。

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1)交通安全意識の高揚	誰もがルール・マナーを守り交通事故のない地域社会が形成されています。	◆交通安全運動及び交通安全教室参加者数
2)道路交通環境の充実	道路や交通安全施設などが整備・改良され、すべての人が安心して通行できています。	◆交通安全施設の整備量

3)交通安全に関する調査・研究の推進	事故多発地点や道路診断の実施により、交通安全に関する情報が提供されています。	◆交通安全対策満足度
4)交通事故被害者への支援	交通事故の被害者や家族の経済的・精神的不安が軽減されています。	◆千葉県交通災害共済加入率

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 交通ルール・マナーを守ります。
- 交通安全運動、交通安全教室に参加します。

□事業者



- 従業員に対して、交通安全教育を行います。
- 交通安全運動、啓発活動に参加します。

□行政



- 警察等の関係機関との連携強化及び情報共有化を図り、交通安全施設の整備及び啓発活動並びに交通安全教育を推進します。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
◆交通事故発生件数	442件 (平成20年)	407件	349件
◆人口千人当たりの交通事故死 傷者数	4.9人 (平成20年)	4.4人	3.8人

部門計画名 「鎌ヶ谷市交通安全計画」

政策2-3 安全に暮らせる社会システムをつくり ます【重点政策】

施策2 防犯対策の促進

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

市民が、犯罪のない明るい地域社会で安心して暮らしています。

施策をとりまく環境変化と課題

◆本市の刑法犯認知件数（※1）は減少傾向で推移しているものの、身を感じる不安感が大きくなっていることから、市民の治安に対する要望は強く、地域の自主防犯組織が多く設立されています。

◆今後も市民一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪にあわないよう心がけるとともに、地域ぐるみの積極的な防犯活動ができるように、地域の防犯体制の充実を図る必要があります。

◆通学路等への防犯灯の設置や犯罪が多発する場所での監視の強化など、警察や関係機関、行政が連携し、犯罪が起きにくい環境づくりを行う必要があります。

<基礎調査では…>

◇子ども懇談会にて「10年後の鎌ヶ谷市の姿」として、「犯罪などのない安全なまち」が提起されています。



資料：千葉県警察

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 防犯施設・設備の充実	防犯上配慮した施設整備や交番の誘致、防犯灯等の整備により、犯罪の起こりにくい環境になっています。	◆防犯灯設置灯数
2) 防犯活動の推進	警察、防犯協会等と連携しながら、市民が日常的に防犯活動に参加しています。	◆防犯パトロール隊参加者数

3)防犯知識の普及	市民一人ひとりが防犯に関する知識を持っています。	◆防犯サテライト事業（※2）参加者数
4)防犯体制の整備	市民の自主的な防犯活動が展開され、防犯体制が整備されています。	◆防犯パトロール隊団体数

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 市民一人ひとりが防犯対策を講じます。
- 防犯に関する講習会などへの参加や家庭教育を通じて、防犯意識を高めます。
- 地域で行う防犯パトロールなど、防犯活動の強化に積極的に取り組みます。

□事業者



- 事業者において防犯対策を講じます。
- 地域が行う防犯活動に、積極的に参加します。
- 防犯に関する講習会などを通じて、従業員の防犯意識を高めます。

□行政



- 警察等の関係機関との連携強化及び情報共有化を図り、市民、事業者が行う防犯対策を推進します。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
◆刑法犯認知件数	1,498件 (平成20年)	1,400件	1,300件
◆防犯パトロール隊団体数	37団体 (平成20年度)	38団体	40団体

用語説明

- ※1 **刑法犯認知件数**：刑法犯の総数から交通事故に係る罪を除いた、凶悪犯・粗暴犯・窃盗犯・知能犯・風俗犯などの犯罪について、被害の届出、告訴、告発等により、その発生を警察が確認した件数
- ※2 **防犯サテライト事業**：警察、防犯協会、市が中心となって、市内の6コミュニティに対し、防犯に係る巡回指導を展開する事業。事業内容は①防犯現地診断事業②防犯キャンペーン巡回事業③自主防犯活動団体研修事業④防犯パトロール支援強化事業の4事業で、事業メニューは地域の要望により選択できる。

政策 2-3 安全に暮らせる社会システムをつくり ます【重点政策】

施策3 防災対策の強化

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

市民や企業、行政が一体となった防災活動が展開され、災害に強いまちになっています。

施策をとりまく環境変化と課題

◆近年、全国各地で地震や台風、集中豪雨などによる想定を超える規模の災害が発生しています。また、山林の荒廃や宅地化等による保水力の低下など、災害発生の際の危険性が高くなっています。

◆災害の被害を最小限に抑えるためには、環境の整備とともに、一人ひとりの防災意識の向上と備えが大切であり、災害に対応する力を高めておく必要があります。

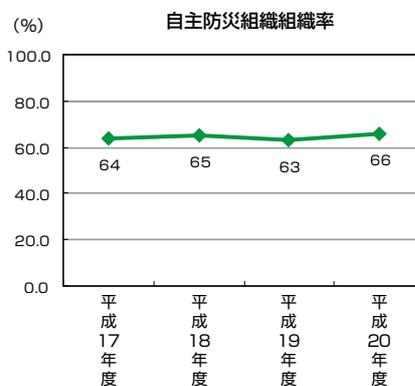
◆高齢者や災害時に助けが必要な世帯が増加する中で、地域ぐるみの防災活動の重要性が高まっています。

◆市は災害が発生した場合に対応と復旧の中心的な役割を担うことから、日頃から関係機関、団体、民間とも協力・連携して設備や体制を整えておく必要があります。

◆また、自然災害に対する防災とは異なるが、武力攻撃事態（※1）や緊急対処事態（※2）及び、市関連施設や小中学校での事件・事故等の発生、感染症などによる健康被害など、市民生活に多大な影響を及ぼす新たな災害に対する取り組みが求められています。

<基礎調査では…>

◇重点施策の方向性として、「災害に強い都市の形成」が掲げられています。



資料：安全対策課

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 地域防災体制の充実	地域における防災体制が充実しています。	◆自主防災訓練実施組織数

2)防災意識の高揚	市民の防災意識が高まっています。	◆総合防災訓練参加者数
3)応急活動・災害復旧体制の強化	万一の災害発生時の応急活動、災害復旧活動が円滑に行えるような体制が整っています。	◆防災備蓄倉庫設置箇所数
4)災害に強い都市構造づくり	災害による被害を最小限にとどめるような都市の構造になっています。	◆公共施設耐震化率

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 自主防災組織（※3）等の地域コミュニティの形成に努めるとともに、防災活動に積極的に参加します。
- 「自分たちが住む地域は、自分たちが守る」という考えを基本に、災害時には自分たちで活動します。

□事業者



- 従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等が図れるよう、防災活動を推進します。

□行政



- 地域防災計画を作成し、適切に実施します。
- 災害に強い都市構造づくりに努めます。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
◆自主防災組織組織率（※4）	66% (平成20年度)	68%	70%
◆防災訓練参加延べ人数	1,334人 (平成20年度を基準年)	5,800人 (平成20年度から延べ)	10,300人 (平成20年度から延べ)

部門計画名 「地域防災計画」「耐震改修促進計画」

用語説明

- ※1 **武力攻撃事態**：地上部隊が上陸する攻撃、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、弾道ミサイルによる攻撃、航空機による攻撃などの武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態のこと。
- ※2 **緊急対処事態**：原子力発電施設の爆破、ターミナル駅等の爆破、水源地に対する毒素等の混入、航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロなどの武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものこと。
- ※3 **自主防災組織**：災害対策基本法第5条第2項に規定されており、地域住民が自主的な防災活動を行ううえで、主に自治会、町内会を単位として組織するもの。
- ※4 **自主防災組織組織率**：自主防災組織加入世帯数÷市世帯数

政策 2-3 安全に暮らせる社会システムをつくり ます【重点政策】

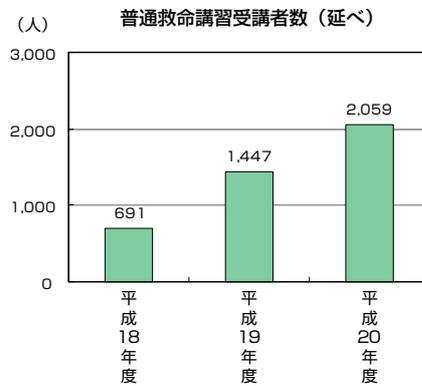
施策 4 消防力の強化

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

市民の生命、財産等の被害を最小限に抑える体制を整えています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆市民の救命に対する関心は高まってきています。
- ◆救命に必要な AED（自動体外式除細動器）（※1）の設置について、事業者に理解と協力を求めることが必要です。
- ◆全国的に、住宅火災による死者数の6割が高齢者となっているため、住宅用火災警報器の設置を進めていく必要があります。



<基礎調査では…>

- ◇「消防力の充実」は、「現在の満足度」・「将来の重要度」とともに高いという市民意識が示されています。

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 消防体制の充実	火事や災害時に、より早く消防活動が行われ、被害が最小限に抑えられる体制が整っています。	◆消防車両更新台数
2) 火災予防の推進	市民や事業者の防火意識が高まり、火災が発生しにくいまちになっています。	◆住宅用火災警報器普及率 ◆立入検査実施数

3) 安心できる救急・救助体制づくり

救命の向上を図るため、高規格救急自動車及び救助資機材の更新や救急救命士の養成が図られるとともに、市民自らが救急救命処置の知識・技術を身につけています。

◆普通救命講習受講者数

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 普通救命講習を受講します。
- 住宅用火災警報器を設置します。

□事業者



- AED を積極的に設置します。
- 事業所単位で普通救命講習を受講します。
- 消防用設備等を法令に基づき、適正に維持管理します。

□行政



- 普通救命講習を定期的を実施します。
- 住宅用火災警報器の設置普及及び啓発活動を行います。
- 防災拠点施設の整備や消防・救急車両の更新整備を行います。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
◆普通救命講習受講者数	2,059 人 (平成 20 年度)	7,000 人	10,000 人
◆住宅用火災警報器普及率	34.0% (平成 20 年度)	49.5%	65.0%
◆人口 1 万人当たりの出火率 (※ 2)	3.6 件 (平成 20 年)	3.6 件	3.6 件

用語説明

※ 1 AED : 突然、心臓の筋肉が痙攣状態となった場合に、心臓に電気ショックを与えて、正常なリズムに戻すための器械

※ 2 出火率 : 人口 1 万人当たりの火災件数 (平成 20 年全国平均出火率 : 4.1 件)

基本目標 3

「躍動感と魅力あふれる
交流拠点都市」をめざして



私の好きなかがや 絵画・写真展(平成20年度) 中学生の部

對間恵梨子さん 「発展する新鎌ヶ谷」

政策 3-1 魅力あふれるまちづくりを進めます 【重点政策】

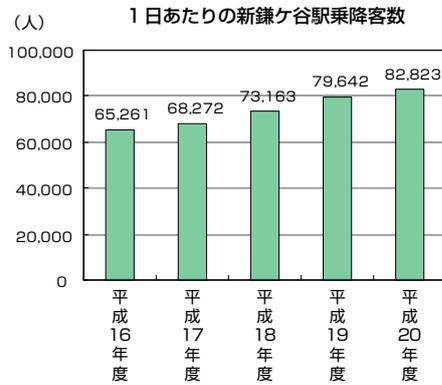
施策 1 広域交流拠点の整備

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

新鎌ヶ谷駅周辺地区は、交通結節点として、千葉県北西部地域を代表する躍動感と魅力ある交流拠点となっています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆ハード面（都市基盤）の整備は概ね完了し、土地所有者や事業者へ土地利用の誘導が必要となっています。
 - ◆新鎌ヶ谷地区への市民の期待は大きく、賑わいのあるまち並みの創出のため、魅力あるまち並み形成が必要となっています。
 - ◆新市街地という新しいまちのため、コミュニティの確立が必要です。
 - ◆成田新高速鉄道の開通予定などにより、国際化の進展に対応したまちづくりを意識することが必要です。
 - ◆新京成線連続立体交差事業が実施中です。
 - ◆東京 10 号線延伸新線の整備構想があります。
- <基礎調査では…>
- ◇本市の特性として、「鉄道 3 線の結節点という新鎌ヶ谷駅周辺の優位性」を掲げています。



施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 広域交流拠点の基盤づくり	商業・業務・文化・娯楽等の集積が可能で、快適性・安全性・利便性に配慮した都市基盤が整備されています。	◆新鎌ヶ谷駅周辺地区市街地整備促進事業（※1）の進捗率

2) 広域交流拠点機能の集積誘導

賑わいとふれあいのある魅力的な商業・業務施設が集積しています。

◆新鎌ヶ谷地区事業所数

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 交流拠点にふさわしい土地活用を目指します。
- コミュニティに参加します。
- ソフト面でのまちづくりへ参加します。

□事業者



- ソフト面でのまちづくりへ参加します。
- 交流拠点にふさわしい景観形成への協力を行います。
- 魅力のある事業展開を行います。

□行政



- 賑わいのあるまちづくりの誘導を行います。
- コミュニティ確立への支援を行います。
- 都市基盤整備を行います。
- 新鎌ヶ谷駅西側についての土地利用のあり方について検討します。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
◆新鎌ヶ谷駅乗降客数（1日あたり）	82,823人 (平成20年度)	92,000人	100,000人
◆新鎌ヶ谷地区事業所数	164件 (平成20年度)	230件	270件

部門計画名 「鎌ヶ谷市中心市街地活性化基本計画」「鎌ヶ谷市都市計画マスタープラン」

用語説明 ※1 新鎌ヶ谷駅周辺地区市街地整備促進事業：新鎌ヶ谷利用者の回遊性や利便性を確保するために実施する事業

政策 3-1 魅力あふれるまちづくりを進めます 【重点政策】

施策 2 鉄道新線開業等に対応した新市街地の整備

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

東京 10 号線延伸新線の整備を確かなものとするため、中沢地区などの市街地の整備の検討が進められています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆千葉ニュータウンの計画人口が当初計画の 340,000 人から 143,300 人へ見直しされました。
- ◆平成 14 年に鉄道事業が廃止され、「東京 10 号線延伸新線」は整備構想の位置づけとなっています。
- ◆社会・経済情勢の変化により、土地区画整理等による市街地整備が難しくなっています。
- ◆「東京 10 号線延伸新線」については、次回の交通政策審議会（※ 1）（平成 27 年予定）での鉄道建設の位置づけが必要です。
- ◆鉄道事業にかかる沿線の新たな市街地整備による鉄道利用者の確保などの採算性についても課題です。

<基礎調査では…>

- ◇「前期基本計画の実績」として、「平成 14 年に千葉県が鉄道免許を返上し、鉄道事業が整備構想レベルに変化した」状況を掲げています。

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 東京 10 号線延伸新線の事業化	本八幡から新鎌ヶ谷を区間とする「東京 10 号線延伸新線」が事業化されています。	◆東京 10 号線延伸新線の事業化の可否
2) 新たな市街地の形成	「東京 10 号線延伸新線」の新駅が予定されている中沢地区で、新たな市街地の形成に向けて動きが始まっています。	◆新市街地整備事業着手地区数

まちづくり主体ごとの役割

□市民



■市街地整備に向けた話し合いを行います。

□事業者



■市街地整備等のまちづくりに協力をします。

□行政



■鉄道建設を実現化するために、県及び沿線市とともに検討、陳情を行います。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
◆新市街地整備事業着手地区数	0 地区 (平成 20 年度)	0 地区	1 地区

部門計画名 「鎌ヶ谷市都市計画マスタープラン」

用語説明

※ 1 交通政策審議会：国土交通大臣の諮問に応じて、交通政策の重要事項を調査審議する。

政策3-1 魅力あふれるまちづくりを進めます 【重点政策】

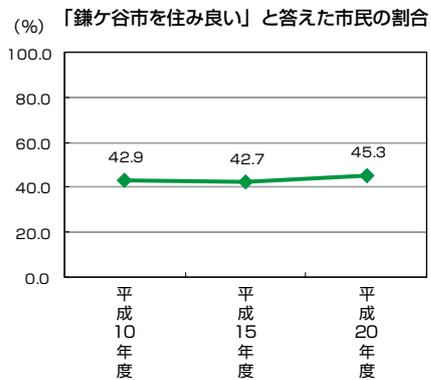
施策3 質の高い既成市街地の整備

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

賑わいと魅力あふれる中心市街地が形成されています。
自然と調和した質の高い居住環境が整備されています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆ まちのにぎわいや魅力づくりに対し、協働のまちづくり意識が高まりつつあり、協働事業における施策や体制・組織づくりが必要となっています。
- ◆ 周辺市街地においては、良好な居住環境が求められており、規制誘導など関係者との調整が必要です。
- ◆ 現在の社会情勢に対応した安全で効率的なまちづくりを実現するため、ハード面（都市基盤）の整備だけでなく、ソフト面における施策展開が必要です。
- ◆ 地域コミュニティを重視するとともに、中心市街地を中心に、既存の都市機能を効率よく活用したまちづくりが求められています。



資料：鎌ヶ谷市市民意識調査

<基礎調査では…>

- ◇ 「既成市街地の整備」に対する将来の重要度は「比較的高い」との市民意識が示されています。

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 都市軸の整備	都市基盤が整備され、拠点にふさわしい賑わいが生まれています。	◆ 都市軸形成促進事業（※1）整備箇所数
2) 近隣商業拠点の整備	身近な近隣商業業務が集積し、利便性が確保されています。	◆ 近隣商業拠点整備事業（※2）整備箇所数

3)住みよい周辺市街地の整備	インフラ（都市基盤）が整備され、良好な居住環境が確保されています。	◆鎌ケ谷市を住み良いと答えた市民割合（市民意識調査）
----------------	-----------------------------------	----------------------------

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 協働のまちづくりに積極的に参加します。
- まちづくりの方針への理解と協力をします。

□事業者



- まちづくりの方針への理解と協力をします。
- 規制誘導への理解と協力をします。

□行政



- 協働のまちづくりのための情報共有を行います。
- 都市基盤整備と土地利用の規制誘導を行います。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
◆鎌ケ谷市を住み良いと答えた市民割合（市民意識調査）	45.3% (平成 20 年度)	50.0%	55.0%
◆既成市街地整備事業（※3） 着手地区数	1 地区 東武鎌ケ谷駅 西口地区 (平成 20 年度)	1 地区 東武鎌ケ谷駅西 口地区	2 地区 初富駅・北初富 駅周辺地区

部門計画名 「鎌ケ谷市中心市街地活性化基本計画」「鎌ケ谷市都市計画マスタープラン」

用語説明

- ※1 **都市軸形成促進事業**：新鎌ケ谷、初富、東武鎌ケ谷駅周辺を「核」として、それぞれの拠点性・連続性を強めることにより、市民が安全・安心に過ごし、利便性の高い魅力ある市街地を形成するために実施する事業
- ※2 **近隣商業拠点整備事業**：鎌ケ谷大仏、北初富、くぬぎ山の各駅周辺及び（仮称）中沢駅周辺において、市民の日常生活に身近な商業等のサービス機能の充実を目指すために実施する事業
- ※3 **既成市街地整備事業**：既成市街地において、都市基盤の面的な整備・誘導等を行う事業

政策3-1 魅力あふれるまちづくりを進めます 【重点政策】

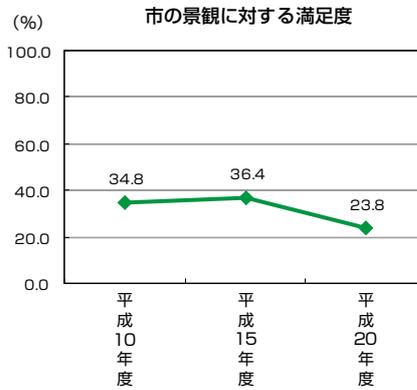
施策4 鎌ヶ谷市の魅力あふれるまち並みづくり

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

地域で話し合いがされ、愛着の持てる魅力あるまちの実現を目指しています。
魅力あるまち並みや恵まれた自然を活かした景観づくりが進められています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆ 公共施設等の整備のみならず、住み心地の良い生活環境の向上が求められています。
- ◆ 平成16年に景観法が制定されました。
- ◆ 新鎌ヶ谷地区については、景観の誘導を行っています。
- ◆ 市民と行政等との協働によるまち並みや景観づくりの体制及び制度づくりが課題となっています。



<基礎調査では…>

◇ 重点施策の方向性の4つの大きな柱の一つとして、「魅力あるまちづくり」が掲げられています。

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 魅力あふれるまち並みづくりのための仕組み・制度づくり	鎌ヶ谷市の魅力づくり・景観形成を進めるための仕組み・推進組織体制が整備されています。	◆ 景観づくり地域活動団体認定数
2) 魅力あふれるまち並みづくりのための計画づくり	鎌ヶ谷市の魅力づくりのための景観計画が策定されています。	◆ 景観計画、景観条例の策定

3) 魅力あふれるまち並みづくりの実践

各分野で、鎌ヶ谷市の魅力を高める取り組みがなされています。

◆景観条例の適用数

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 景観形成に関する施策に協力します。
- 生垣、樹木の植樹、既存樹木の保全などの緑化に努めます。
- 良好なまち並みをつくるために自宅建物・工作物の意匠・形態等に配慮します。

□事業者



- 屋外広告物などの景観への配慮をします。
- 建築物・工作物の新築については、景観に配慮した意匠・形態とします。
- 事業地内の緑化に努めます。

□行政



- 景観行政団体への移行と景観計画及び関連する施策の策定を実施します。
- 街路樹の整備など公共空間の緑化を図ります。
- 景観に配慮した公共施設整備を行います。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
◆市の景観への満足度（市民意識調査）	23.8% (平成 20 年度)	28.0%	33.0%

部門計画名 「鎌ヶ谷市都市計画マスタープラン」

政策3-2 都市活動を支える交通網整備を進めます

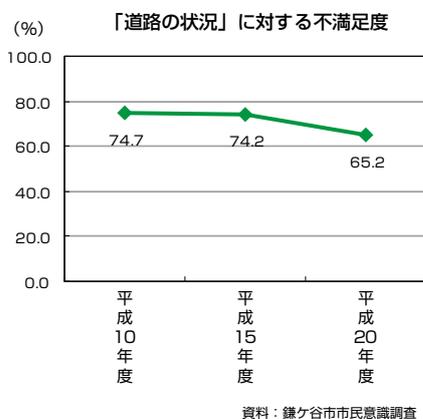
施策1 安全でゆとりある道路の整備

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

道路利用者が、安全でゆとりある道路を円滑に利用することができています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆ 通過交通が多く、交差点や踏切で交通渋滞が多発し、騒音・振動・排気ガスなどで沿線市街地の生活環境が悪化しています。
 - ◆ 都市化の進展に対して、幹線道路の整備が追いついていない状況であり、機能的な道路ネットワークが形成されていない状況です。
 - ◆ 道路改修の遅れにより、道路利用者の安全性・利便性が確保されていない状況です。
 - ◆ 誰もが安全・安心に移動できるバリアフリー化された道路整備（環境）が求められています。
 - ◆ 平成19年度に都市計画道路整備プログラムを策定し、都市計画道路（※1）の整備優先順位を明確にしました。
 - ◆ 広域的な幹線道路である北千葉道路の整備の必要性が高まっています。
- <基礎調査では…>
- ◇ 「道路の整備」に対する将来の重要度は42施策中「最も高い」との市民意識が示されています。



施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 道路網の整備・促進	幹線道路を整備することにより、道路利用者の安全性・利便性が向上し、交通渋滞が緩和されています。	◆ 主要市道（※2）整備延長 ◆ 都市計画道路整備延長
2) 生活道路の整備	生活道路を整備することにより、地域住民の利便性と生活環境が向上しています。	◆ 一般市道（※3）整備延長

3)安全で快適な道づくり	市民が安全で安心して移動できるよう、バリアフリー型の歩道整備や、ゆとりのある道路では、自転車の通行や、植樹帯による緑の創設を含めた道路整備を進めています。	◆歩道整備延長 ◆街路樹整備延長
--------------	---	---------------------

まちづくり主体ごとの役割

□市民		<ul style="list-style-type: none"> ■交通法規を遵守します。 ■道路愛護活動（清掃、道路美化、道路愛称名等）に参加します。
□事業者		<ul style="list-style-type: none"> ■交通法規を遵守します。 ■道路美化運動に参加します。
□行政		<ul style="list-style-type: none"> ■道路の整備を推進し、適正な維持管理を行います。 ■道路の維持管理を協働で推進します。 ■環境（ヒートアイランド現象）にやさしい舗装や街路樹の整備を推進します。 ■道路の利便性を高めるために、道路案内標識を設置します。 ■バリアフリーに対応した道路の整備を推進します。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
◆「道路の状況」不満足度 (市民意識調査)	65.2% (平成 20 年度)	58.0%	50.0%
◆都市計画道路整備率	30.1% (平成 20 年度)	38.0%	43.0%

部門計画名 「都市計画道路整備プログラム」

- 用語説明**
- ※ 1 **都市計画道路**：都市の骨格を形成し、良好な市街地形成を誘導するとともに、様々な都市活動を支える都市の根幹的な施設
 - ※ 2 **主要市道**：広域に渡り、道路網の中心的役割を担う道路
 - ※ 3 **一般市道**：日常生活に必要となる生活道路

政策3-2 都市活動を支える交通網整備を進めます

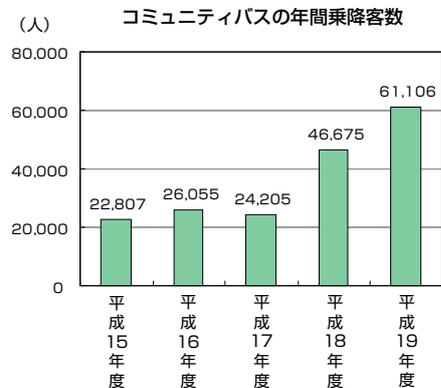
施策2 利便性の高い公共交通体系の充実

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

環境に配慮した公共交通を利用して、目的地まで円滑に移動できています。連続立体交差事業等の進展により、交通渋滞が解消されています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆平成22年度に成田新高速鉄道が開通予定となっております。
- ◆新京成線連続立体交差事業が実施中です。
- ◆新京成線連続立体交差事業に伴う市街地整備等の実施が課題となっています。
- ◆平成13年度からコミュニティバス（アイドリングストップバス）が運行されています。



資料：都市計画課

<基礎調査では…>

- ◇各種懇談会にて「市内に8つの駅があることを活かしたまちづくり」が提起されています。

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 公共交通網の充実	鉄道、バス、タクシー、自転車など様々な交通機関が有機的に連携した誰もが利用しやすい総合的・効率的な交通体系が整備されています。	◆新京成線連続立体交差事業進捗率 ◆公共交通利用者数
2) 交通環境の充実	駅利用者の利便性、安全の確保や鉄道とバス・タクシー等との円滑な連絡が図られています。	◆駅前広場整備数 ◆市内駅エレベータ・エスカレータ設置率

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 自家用車の利用を控えて公共交通利用を高めます。
- 高架下利用として必要な施設について共に考えます。
- 駅・バス停の周辺環境整備（美化等）に協力します。

□事業者



- サービスの向上、施設のバリアフリー化を推進します。
- 乗り継ぎ駅では、利用者が円滑に乗り継ぐことができるように、施設間の誘導案内等を行います。

□行政



- 公共交通網の整備をします。
- 道路や駐輪場、駐車場などに関する高架下利用計画を策定し、実現に向けて施設の誘導等を行います。
- 鉄道駅の利便性向上のため円滑な歩行者動線等の確保を図ります。
- 鉄道駅と周辺の特定建築物間（※1）のバリアフリーネットワークを構築します。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
◆鉄道駅乗降客数（1日あたり）	181,914 人 (平成 20 年度)	192,000 人	200,000 人
◆市内バス利用者数(1日あたり)	1,794 人 (平成 19 年度)	1,900 人	2,000 人

部門計画名 「鎌ヶ谷市都市計画マスタープラン」「鎌ヶ谷市バリアフリー基本構想」

用語説明 ※1 **特定建築物**: 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他多数の者が利用する建築物

政策3-3 活力ある産業を育成します

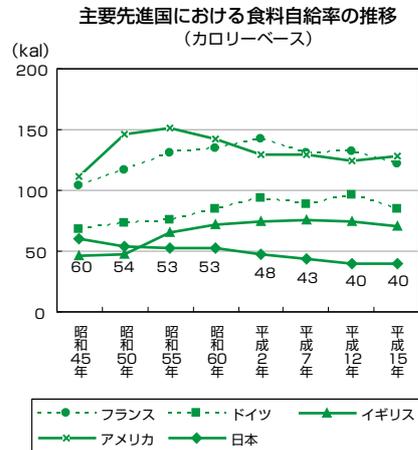
施策1 都市農業の育成

■ 施策のねらい (めざす姿) ■

農業と市民とのふれあいが強化し、農業が持続的に発展する中で農業生産が行われ、新鮮・安全・安心な食料が提供されています。また、農地の有する多面的機能からも本市の魅力づくりに貢献しています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆日本のカロリーベースの食料自給率（※1）は、平成10年度（1998年）以降40%と、主な先進国の中でも最も低い水準となっています。
 - ◆日本の農業は、所得が低く、経営することが厳しい状況です。若い後継者も少なくなり、高齢化が進むなど、深刻な担い手不足が進んでいます。
 - ◆本市の農業は、梨の生産・販売において全国トップクラスにあり、また野菜も県内屈指の生産地ですが、都市化の進行により農地は年々減少し、農業の衰退が危惧されています。
 - ◆食の新鮮・安全・安心に対する市民のニーズや環境への関心は高まっており、ニーズに合った農産物の生産や、環境にやさしい生産活動への取り組みが注目されています。
 - ◆今、農業の多面的機能（※2）が注目されています。国の食料・農業・農村基本計画では、農業関係者ばかりでなく消費者を含めた市民全体の共通認識の下に、その役割が将来に渡って十分発揮されることを目指しています。
 - ◆消費者と生産者が相互の理解を深めるため、身近で親しみのある関係を築く地産地消（※3）などの取り組みが始まっています。
- <基礎調査では…>
- ◇子ども懇談会にて「現在の鎌ヶ谷市の良いところ」として「梨、新鮮な野菜」が挙げられています。



施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい (めざす姿)	基本事業成果指標
1) 担い手の育成・販路の拡大	農業を安定して経営できる担い手が増えているとともに、流通・販売経路の拡大が図られています。	<ul style="list-style-type: none"> ◆認定農業者数 ◆新規就農者数 ◆特定農業団体数

2) 農地の保全	効率的な農業ができる生産基盤が整っているとともに、それらの適切な保管理がなされています。同時に、農地の保全に関する国の政策動向を視野に入れながら、耕作放棄地の解消など、市独自の支援策が進められています。	◆耕作放棄地面積 ◆なし剪定枝リサイクル率
3) 時代のニーズにあった農業生産	消費者のニーズに対応した特色ある農業生産が行われ、産地化が進むとともに、環境に配慮した安全・安心の農産物づくりが行われています。	◆ブランド化認定数
4) 食と農の関係づくり	市民農園や体験農園、農業まつりなどを通して、生産者と消費者の相互理解が進み、援農や地産地消などの仕組みづくりが定着し、心の通い合う食と農の関係が築かれています。	◆市民農園利用者数 ◆援農ボランティア数

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 食料・農業の大切さを認識し、その理解に努めます。
- 地元の農産物や農産物加工品の消費を心がけ、地産地消を応援します。

□事業者



- 新鮮、安全・安心な農産物を提供します。
- 農産物や農産物加工品の販売力強化に取り組みます。
- 農産物や農産物加工品のブランド化や産地化を進め、生産力の向上を図ります。
- 地元の農産物を活用した料理をPRするなど、地産地消をめざします。

□行政



- 新規就農者が継続して農業を営むために支援を行います。
- 農業を営むために必要な環境整備を行います。
- 担い手の組織化やリーダーの育成に取り組みます。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
◆販売農家数	362 戸 (平成 17 年度)	330 戸	330 戸
◆経営耕地面積	41,500a (平成 17 年度)	37,500a	37,500a

※市が関与する以上に社会環境によるところが大きく、施策を展開する中で成果目標値の達成に努めます。

部門計画名 「鎌ヶ谷市みどりあふれる都市農業創造プラン(農業振興ビジョン)」

用語説明

- ※ 1 **カロリーベースの食料自給率**：国内の食料消費について、国産でどの程度賅っているかを示す食料自給率を、栄養価であるエネルギー（カロリー）に換算して生産量 / 消費量で算出したもの。
- ※ 2 **農業の多面的機能**：国土の保全、自然環境の保全等、農業生産活動が行われることにより生ずる農産物の供給以外の多面に渡る機能のこと。
- ※ 3 **地産地消**：地域で取れた農産物を地域の人たちが消費すること。地産地消の推進により生産者と消費者の物理的、心理的距離を縮め消費者のニーズに応えた生産や、農業への理解を促進することが期待される。

政策3-3 活力ある産業を育成します

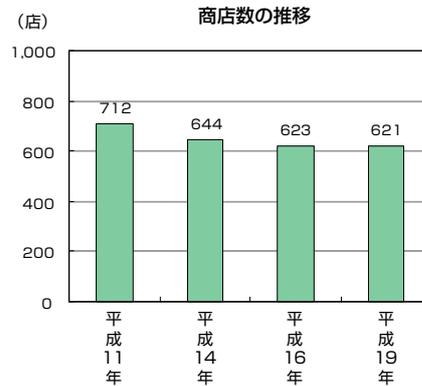
施策2 魅力ある商業の育成

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

消費者ニーズを的確にとらえ、より豊かな生活を提供する商業・サービス業が多数集積し、特に個性ある魅力的な個店には市外からも多くの消費者が訪れています。
また、高齢者へのきめ細かな対応など、商店街が地域とのつながりをより深めています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆本市の商店街は、日常生活に必要な商品やサービスを提供する地域経済の中心として、また、生活に密着した地域文化の継承、発展と創造の担い手として、子供から高齢者までが集う地域の「顔」としての役割を果たしてきました。
 - ◆中小小売店は、経営者の高齢化、後継者難、店舗の老朽化、競争の激化など厳しい経営環境にさらされ、売り上げ不振に陥り、転廃業したところもあります。一方では大型店内で営業する店舗が増えています。
 - ◆それぞれの商店が、消費者のニーズをつかみ、魅力ある品揃えや質の高い商品を提供することで、市外からも消費者をひきつけることが求められています。このような商店が集積することによって波及効果が高まり、市全体の商業活性化につながります。
 - ◆商店街は、各地域の特色を活かし、商店街全体で質の高い消費生活を提案できる商業集積を進め、楽しめる商業空間を創出する必要があります。
 - ◆地域資源を活かした観光との連携により、まち歩きのポイントとなるような、もてなしの心を持ち何度も訪れたい個店の集積が求められています。
- <基礎調査では…>
◇子ども懇談会にて「現在の鎌ヶ谷市の良いところ」として「新鎌ヶ谷駅周辺などのショッピングモール」が挙げられています。



資料：統計かまがや

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 個性と魅力ある個店・商店街の振興	市民が気軽に訪れる「なじみの店」や「こだわりの店」、「隠れた名店」が増え、商店街も賑わっています。	◆商店数 ◆商店会数

2) 店舗情報の活用	店の紹介や空き店舗の情報が提供され、買物や起業に活用されています。	◆鎌ヶ谷情報ナビ登録件数 ◆空き店舗情報公開件数
3) 観光の振興	観光情報が効果的に発信され、市外から多くの人を訪れています。また、市の特産品も販路が開拓され、受注が拡大されています。	◆ふるさと産品認定件数 ◆観光入込客数

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 身近にあるよいお店を再発見し、買い物をして、多くの人にその店のよさを伝えます。
- 身近な商店を利用するとともに、商店街による各種イベントに参加します。

□事業者



- 消費者の嗜好を敏感に察知して、魅力ある個店づくりに取り組むとともに、宅配サービスなど高齢者に配慮した事業にも取り組みます。
- 商店街を活用した交流イベントを行い、市民の参加を促進します。
- 環境を整備し、安心して買い物ができる商店街をつくります。

□行政



- 個店や商店街の特性を活かした販売促進や誘客イベントなど活性化に取り組む活動を支援します。
- イベントによる交流・誘客の推進に努めます。
- 地域資源を活かした新商品の開発支援など地場産業の育成、強化に努めます。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
◆年間商品販売額	8,645 千万円 (平成 19 年)	8,700 千万円	8,700 千万円
◆小売業における売り場面積	90,354㎡ (平成 19 年)	90,400㎡	90,400㎡

※市が関与する以上に社会環境によるところが大きく、施策を展開する中で成果目標値の達成に努めます。

部門計画名 「鎌ヶ谷市中心市街地活性化基本計画」「鎌ヶ谷市商業ビジョン」

政策3-3 活力ある産業を育成します

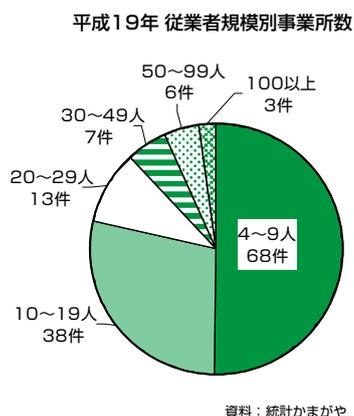
施策3 活力ある工業の育成

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

企業が技術革新を進めるとともに、その技術や技能を継承発展させ、付加価値の高い製品を生み出し、市内外に販路を拡大させています。また、新たなニーズに対応したコミュニティビジネス（※1）やSOHO（※2）などの立地も進むなど、これまでの産業の集積と新しい産業の進出による調和が生まれています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆ 長期の景気低迷や後継者不足等により、市内の事業所数は漸減傾向にあります。
 - ◆ 事業所の多くは、中小企業です。
 - ◆ 住工混在の弊害の解消や操業環境の保全に努める必要があります。
 - ◆ 市民や市内法人によるコミュニティビジネスへの支援はもとより、都心、成田空港への立地的な優位性を活かし、付加価値の高い企業を市内に呼び込むような戦略的な企業誘致、起業を進めるための環境整備に努める必要があります。
 - ◆ 市内企業に就労の意欲がある若者の雇用を促すとともに、女性や団塊世代が地域で活躍できる場を創出していくことが求められます。
- <基礎調査では…>
- ◇ 地域懇談会・団体懇談会にて「都心、成田空港への立地的な優位性のPRと企業の誘致」が提起されています。



施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 中小企業への支援	市内企業の経営基盤が強化され、経営が安定しています。	◆ 預託金額及び融資金額
2) 起業の促進	起業に関する支援制度が創出され、企業進出が増えています。	◆ 新規起業数及び起業相談件数

3) 企業立地の促進と雇用の創出	企業が立地、集積し、雇用の場が生まれています。	◆新たに立地した誘致企業数及び雇用従業員数
4) 勤労者が働きやすい環境づくり	多くの企業では、働く意欲のある人々が能力を発揮できるように、安全で快適な労働環境になっています。	◆退職金共済加入者数

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 地域のニーズを把握し、自らの志向にあったビジネスを立ち上げ、また自らの目指す企業に就職します。
- 現役を退いた市民も、企業・家庭で培った技術や知識を活かし、地域の人たちの役に立つビジネス等を通じて生きがいを持って働きます。

□事業者



- 企業の経営革新に努め、事業を発展させます。
- 後継者を育成し、伝統・技術を継承していきます。
- 新しいビジネス開発、商品開発に取り組みます。
- 地元住民を雇用し、地元企業との取引機会を増やします。
- 従業員の雇用安定を図るとともに、安全確保や健康管理に努めます。

□行政



- 既存企業の技術開発、高度化、新分野進出への支援を行います。
- 経営安定のため、融資制度の充実を図り、活用を促進します。
- 起業者に対して、ノウハウや情報の提供などの支援を行います。
- 企業ニーズの把握に努め、企業立地に関する情報を発信し、企業立地を促進します。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
◆製造品出荷額	3,843 千万円 (平成 19 年)	3,900 千万円	3,900 千万円
◆資金融資件数	18 件 (平成 20 年度)	30 件	40 件
◆無料職業紹介所の紹介による就職件数	122 件 (平成 20 年度)	120 件	120 件

※市が関与する以上に社会環境によるところが大きく、施策を展開する中で成果目標値の達成に努めます。

部門計画名 「鎌ヶ谷市工業ビジョン」(策定予定)

用語説明

- ※ 1 **コミュニティビジネス**：市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、またコミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業の総称
- ※ 2 **SOHO**：Small office home office の略で、個人企業家や自営業者が自宅や小規模なオフィス仕事をする新しいワークスタイル

政策3-3 活力ある産業を育成します

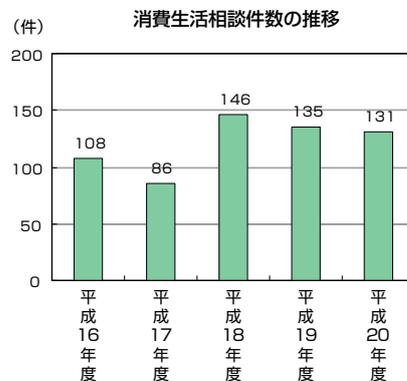
施策4 安心できる消費生活の推進

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

消費者が安心して買い物をすることができています。
また、市民一人ひとりが環境と調和した消費行動を実践しています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆「架空請求」に代表される不当請求、人の不安に付け込む悪質商法、多重債務などの借金問題、食の偽装問題などの対応が重要な課題となっています。
 - ◆インターネット等の高度情報化社会に伴い、消費生活相談の内容が複雑多岐化するとともに、消費生活の多様化や情報の氾濫により、相談件数が増加しています。
 - ◆消費者トラブルに遭わない賢い消費者になるため、意識の啓発を図るとともに、トラブルにあった場合でも、相談して問題解決ができる体制づくりが必要です。
 - ◆被害を未然に防ぐための消費者教育や啓発活動を進めるとともに、安心できる消費生活について市民が学びあうような仕組みづくりが必要です。
 - ◆環境問題への対応の一環として環境に配慮した消費行動が求められています。
- <基礎調査では…>
- ◇「前期基本計画の課題・実績に関する調査」では、「後期基本計画」においても継続して取り組みを行うこととしています。



※相談件数は市の相談窓口における件数で、国や県等他の相談機関に紹介した件数は含んでおりません

資料：商工振興課

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1)消費活動への支援	消費者意識が向上し、市民が消費に関する正しい知識を身に付け、被害に遭わないようにしています。 また、環境と調和した消費行動をとっています。	◆くらしの講座参加者数 ◆出前講座開催回数 ◆消費生活展来場者数
2)消費生活相談の充実	消費者トラブルやクレームに対して相談できる体制が充実しています。	◆消費生活相談件数

まちづくり主体ごとの役割

□市民



■消費に関する正しい知識を身に付けます。

□事業者



■不当表示や誇大広告をせず、消費者に対する適正なサービスを提供します。

□行政



■市民が被害に遭わないよう相談体制を充実します。
■消費に関する正しい知識を身に付けるため、講座等を開催します。
■市広報やホームページで消費に関する情報を提供します。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
◆消費生活相談件数	131 件 (平成 20 年度)	300 件	300 件

※目標値は、現在よりも相談窓口を充実した結果、相談件数が増えるという考え方で設定しましたが、相談原因のトラブルや被害を未然に防ぐために安心できる消費生活への啓発や支援を行い、消費者が被害に遭わないよう努めます。

計画の実現のために



私の好きなかまがや 絵画・写真展(平成20年度) 小学生の部

芦田望さん 「ぼくの家のでんご」

政策 4 - 1 計画の実現のために

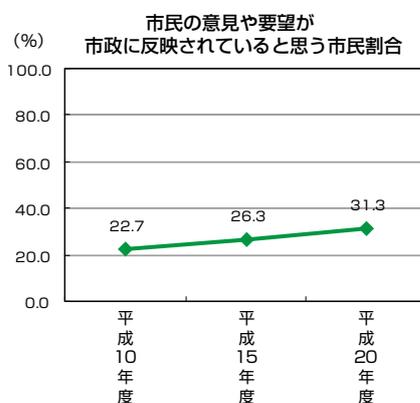
施策 1 地方分権と市民参加の推進

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

市民と行政が情報を共有し、共通の目標に向かってお互いの責任を自覚し、役割を分担しながら自らの選択と責任で協働のまちづくりをしています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆平成 12 年 4 月の地方分権一括法施行により、市町村・県・国は対等、協力の関係が強化されました。
 - ◆国においては継続的に地方分権に関する検討がなされ、引き続き地方分権は進展する方向にあります。
 - ◆こうした中で、「わたしたちのまち」について市民と行政とが一緒になって責任を持ちながらまちづくりを行うことが必要です。
 - ◆また、市民参加の機会を増やすとともに、参加の前提となる情報の共有についても取り組んでいく必要があります。
 - ◆退職者が地域に帰って来ることにより、地域活動の担い手が増加し、こうした方々が生きがいをもって暮らすことができるような仕組みづくりが必要になっています。
- <基礎調査では…>
- ◇まちづくりを進めていく上での役割分担は「行政・家庭・地域等が状況に応じ互いに相談して実施する」という意見が比較的多いという市民意識が示されています。



施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 地方分権に対応した体制整備	地方分権に対応できる市政運営体制が整備されています。	◆地方分権戦略プラン実現率
2) 市民参加の促進	市民が、鎌ヶ谷市のまちづくりに参加しています。	◆市内 NPO 法人数 ◆1 回あたりパブリックコメント意見件数

3) 市民と行政の適正な役割分担	市民と行政とが共通の目標に向かって、それぞれの役割を果たしています。	<ul style="list-style-type: none"> ◆過去1年間に地域活動に参加した市民割合(市民意識調査) ◆市民協働提案事業提案件数
4) 市民との情報共有化の推進	まちづくりにあたって必要な情報が、市民と行政とで共有されています。	<ul style="list-style-type: none"> ◆審議会公開率 ◆知りたい情報の提供・公開が進んだと思う市民割合(市民意識調査)

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 市民一人ひとりが「自分たちのまち」という意識を持ち、まちづくりに関する知識を習得します。
- まちづくりに積極的に参加します。

□事業者



- 情報を共有し、連携してまちづくりに参加します。

□行政



- 地方分権に対応できるような体制を整えます。
- 情報収集に努め、必要な情報をわかりやすく市民に伝えるよう努めます。
- 市民がまちづくりに参加しやすいように、住民参加を促進するような環境整備に努めます。
- 市民活動団体に対して支援を行い、市民活動の推進に努めます。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
◆市政に関する情報を得られている市民割合(市民意識調査)	36.4% (平成20年度)	43.0%	50.0%
◆過去1年間に地域活動をした市民割合(市民意識調査)	64.0% (平成20年度)	66.0%	68.0%
◆市民の意見や要望が市政に反映されていると思う市民割合(市民意識調査)	31.3% (平成20年度)	40.0%	50.0%
◆市政への参加の機会が進んだと思う市民割合(市民意識調査)	18.1% (平成20年度)	25.5%	33.0%

部門計画名 「鎌ヶ谷市地方分権戦略プラン」「市民との協働戦略プラン」

政策4-1 計画の実現のために

施策2 効率的で健全な行財政運営の推進

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

最少の経費で最大の効果を生み出す行政運営が行われています。
年間の支出をその年の収入でまかなう財政運営が確立されています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆平成16年度から実施された三位一体の改革によって、税源移譲はあったものの、国庫支出金や地方交付税は大幅な減少となりました。
- ◆歳入全体が減少する中、少子高齢化の進展によって福祉に要する経費である民生費が大幅な上昇傾向を示しています。
- ◆厳しい財政状況の中、行財政改革により予算編成を行っていますが、依然として厳しい状況です。
- ◆業務の効率的な運営やサービスの向上が求められています。

<基礎調査では…>

- ◇「効果が少ない行政サービスを廃止して、負担を減らしてほしい」が39.7%、「現在の行政サービスを維持するためには、多少負担が増えても構わない」が17.6%という市民意識が示されています。



資料：鎌ケ谷市決算書

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 行財政改革の推進	不断の行財政改革により、常に最適な行財政運営がなされています。	◆将来負担比率（※1） ◆実質公債費比率（※2）
2) 計画行政と健全な財政運営	「鎌ケ谷市総合基本計画」に基づいた計画的な行政運営がなされ、「持続可能な財政運営」が確立しています。	◆経常収支比率（※3） ◆「後期基本計画」目標達成率
3) 行政情報化の推進	情報システムの利用により、業務効率が上がり、経費削減がなされています。	◆行政の簡素化や事務の合理化が進んだと思う市民割合（市民意識調査） ◆職員数

4) 組織・人事マネジメントの充実	多様化・高度化する行政ニーズに対応できる職員・組織になっています。また、人事評価制度の活用により、業務目標の共有化が図られ、活力ある組織風土が醸成されています。	◆行政の簡素化や事務の合理化が進んだと思う市民割合（市民意識調査）
5) 公正、確実な事務と市民サービスの向上	事務が、公正かつ確実に執行され、窓口等では、迅速で丁寧なサービスが行われています。	◆市職員の市民への対応が良くなったと答えた市民割合（市民意識調査）

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 事務事業の統廃合に合わせ、市民ができることは自ら行います。
- 市の財政状況に関心をもち、市政に参加します。

□事業者



- 事業者ができることは自ら行います。
- 協働によるまちづくりを行います。

□行政



- 第三者の視点を踏まえた行政評価により定期的に評価・検証を行い、その結果を行政改革や計画の進行管理・見直し、予算編成や組織・人事に活用します。
- 市民や事業者が財政運営に納得できる予算編成、情報提供を行います。
- 計画的な財政指標の数値改善を行います。
- 質の高い行政サービスを行います。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
◆ 経常収支比率	95.6% (平成 20 年度)	95.0%	95.0%
◆ 市職員の市民への対応が良くなったと答えた市民割合 (市民意識調査)	26.1% (平成 20 年度)	28.0%	30.0%
◆ 職員一人あたりの人口	147.7 人 (平成 20 年度)	160.3 人	160.3 人

部門計画名 「定員適正化計画」、「市民との協働戦略プラン」

用語説明

- ※ 1 将来負担比率：将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率
- ※ 2 実質公債費比率：収入に対する債務返済額の比率を示す財政指標
- ※ 3 経常収支比率：毎年度経常的に収入される一般財源に対する毎年度経常的に支出される経費に充てられた一般財源の割合

政策4-1 計画の実現のために

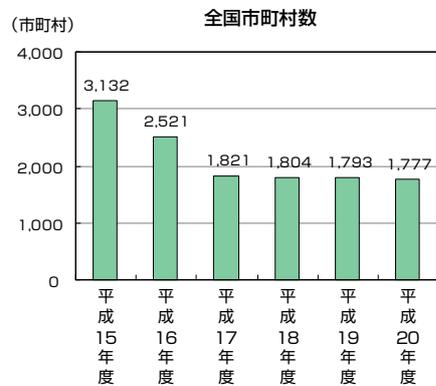
施策3 広域行政の推進

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

自治体間の広域的な連携により、行政が効率化し、市民の利便性や福祉が向上しています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆自治体の処理すべき事務について単独で処理することが困難な課題が増加しています。
- ◆これらの課題に対応するため、近隣自治体と連携し、事業の共同実施や共通課題解決に向けた取り組みや研究を進めています。
- ◆広域的な取り組みを進める方法の一つとして市町村合併があり、市としても将来的な方向性を模索する一環として合併・政令市移行について近隣市とともに研究を行っています。
- ◆合併・政令市移行については、情報提供を行いながら、広く市民と共に協議・検討を進めていく必要があります。



<基礎調査では…>

◇各種懇談会では、市町村合併の研究に対する意見が多く提起されました。

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 広域行政体制の強化	既に広域体制で実施している事業が、構成市の連携関係を維持強化しながら効果的かつ効率的に推進されています。	◆広域連携で行っている事業数

2)近隣自治体との連携	これまでの広域体制にとられない新たな広域連携により、行政の合理化・効率化・市民の利便性や福祉向上のための協議が具体的に行われています。	◆広域要望の実現度
3)合併及び政令指定都市に関する調査研究と情報提供	市町村合併及び政令指定都市に関して調査研究が行われ、必要な情報が共有されています。	◆合併及び政令指定都市に関する広報実施回数

まちづくり主体ごとの役割

□市民



■行政から発信される情報に関心を持ち、まちづくりに積極的に関わります。

□事業者



■情報を共有し、連携して広域行政のあり方について考えていきます。

□行政



■広域行政に関する調査研究結果等について、情報を分かりやすく市民に伝えるよう努めます。
 ■特に、合併・政令市移行については、必要な情報を分かりやすく提供するように努めるとともに、市の将来について共に考えていけるよう環境整備に努めます。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
◆共同処理事務数	4 件 (平成 20 年度)	増加	増加
◆公共施設の共同利用数	0 件 (平成 20 年度)	増加	増加
◆広域要望の実現度	— (平成 20 年度)	増加	増加

資料編

用語解説

- (1) ここには、計画本文中で※印を付した用語を収めました。
 ※印は、原則として、用語が使用された所に付しましたが、同じページに2か所以上ある場合ははじめの用語に付します。
- (2) 用語説明の末尾の数字は、用語が使用されているページです。

用語	解説	該当ページ
【ア行】		
一般市道	日常生活に必要となる生活道路	102
【カ行】		
介護給付・訓練等給付費	障がい者（児）が事業者から介護や訓練などのサービスを受けるために市から給付される費用	42
河川の水質BOD値	BOD値は、水中の有機物が微生物によって一定時間内に酸化分解される時に必要な酸素量で、水が汚れていれば有機物も多く、酸素も多く必要となります。なお、標記のBOD値は、市内の河川（水路）12箇所年約4回の水質検査を行った平均値	72
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗面所等の排水）を併せて処理することができる浄化槽のことで、し尿だけしか処理できない単独処理浄化槽に比べ、水質汚染物質の削減率が極めて高い	82、84
カロリーベースの食料自給率	国内の食料消費について、国産でどの程度賄えているかを示す食料自給率を、栄養価であるエネルギー（カロリー）に換算して生産量/消費量で算出したもの。	106
完了検査	工事が完了した段階で、建築物が建築申請とおりに建築されたかを確認する検査	76
既成市街地整備事業	既成市街地において、都市基盤の面的な整備・誘導等を行う事業	98
緊急対処事態	原子力発電施設の爆破、ターミナル駅等の爆破、水源地に対する毒素等の混入、航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロなどの武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもののこと。	90
近隣商業拠点整備事業	鎌ヶ谷大仏、北初富、くぬぎ山の各駅周辺及び（仮称）中沢駅周辺において、市民の日常生活に身近な商業等のサービス機能の充実を目指すために実施する事業	98

経常収支比率	毎年度経常的に収入される一般財源に対する毎年度経常的に支出される経費に充てられた一般財源の割合	116
刑法犯認知件数	刑法犯の総数から交通事故に係る罪を除いた、凶悪犯・粗暴犯・窃盗犯・知能犯・風俗犯などの犯罪について、被害の届出、告訴、告発等により、その発生を警察が確認した件数	88
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性が一生の間に産む子の数	40
工事完了検査率	建築確認の取得済み件数に対して完了検査を実施した件数の割合	76
交通政策審議会	国土交通大臣の諮問に応じて、交通政策の重要事項を調査審議する。	96
国民医療費	医療機関における傷病の治療に要する費用	46
コミュニティビジネス	市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、またコミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業の総称	110

【サ行】

最終処分率	搬入されたごみの総量に対して最終的に埋め立て等により処分されたごみの量の割合	74
資源化率	搬入されたごみの総量に対してRecycle（リサイクル：再資源化）されたごみの量の割合	74
自主防災組織	災害対策基本法第5条第2項に規定されており、地域住民が自主的な防災活動を行ううえで、主に自治会、町内会を単位として組織するもの。	90
自主防災組織組織率	自主防災組織加入世帯数÷市世帯数	90
実質公債費比率	収入に対する債務返済額の比率を示す財政指標	116
就学前人口に対する保育所 入所率	保育所入所者数/就学前人口×100	40
出火率	人口1万人当たりの火災件数（平成20年全国平均出火率：4.1件）	92
将来負担比率	将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率	116
主要市道	広域に渡り、道路網の中心的役割を担う道路	102
新鎌ヶ谷駅周辺地区市街地 整備促進事業	新鎌ヶ谷駅利用者の回遊性や利便性を確保するために実施する事業	94
浸水面積	降雨時にU字溝、排水管、河川、水路などが溢れることなどにより雨水に浸かってしまう土地の面積	80

浸透枳	降雨時に雨桶などからの雨水を集めて地中へ浸透させるための施設	80
生活排水処理率	(公共下水道を使っている人口+合併処理浄化槽を使っている人口)/行政人口	84
全県域汚水適正処理化構想	効率的な汚水処理施設の整備を目的に各汚水処理施設の役割、水質保全効果、経済性などに応じた適正な整備手法を選定する構想	82

【タ行】

多文化共生	海外出身者や国籍の異なる人々がお互いの文化的な違いを尊重しあい、地域の一員として暮らすことのできる状態	70
単独処理浄化槽	し尿しか処理できない浄化槽。平成13年4月1日以降、設置が原則禁止されている。	84
地域活動支援センター	軽作業や創作的活動を行う通所施設	42
地産地消	地域で取れた農産物を地域の人たちが消費すること。地産地消の推進により生産者と消費者の物理的、心理的距離を縮め消費者のニーズに応えた生産や、農業への理解を促進することが期待される。	106
貯留量	降雨時に雨水を一時的に貯めておく貯留池、調整池などの施設が雨水を貯めておくことのできる量	80
特定建築物	学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他多数の者が利用する建築物	104
都市計画道路	都市の骨格を形成し、良好な市街地形成を誘導するとともに、様々な都市活動を支える都市の根幹的な施設	102
都市軸形成促進事業	新鎌ヶ谷、初富、東武鎌ヶ谷駅周辺を「核」として、それぞれの拠点性・連続性を強めることにより、市民が安全・安心に過ごし、利便性の高い魅力ある市街地を形成するために実施する事業	98

【ナ行】

日中活動系サービス	施設において行う介護や訓練などのサービス	42
ネットワーク	複数の要素が個々に機能するのではなく、有効に作用し合えるよう互いに網状に連続させ、相互の機能を高めること。	36
農業の多面的機能	国土の保全、自然環境の保全等、農業生産活動が行われることにより生ずる農産物の供給以外の多面に渡る機能のこと。	106

【ハ行】

パートナーシップ	立場の異なる人同士が信頼の上に協働し、地域福祉サービスを必要としている人へ支援を行うことにより地域福祉を推進すること。	36
バリアフリー	誰もが安全・安心に移動できるまちをめざし、高齢者、障がい者等の活動の妨げとなる生活分野における障がい（バリア）をなくすこと。	36
ひとり親世帯等医療費等助成	18歳未満の児童がいる母子家庭や父子家庭に医療費の一部を助成する制度	40
ファミリーサポートセンター	育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織	40
武力攻撃事態	地上部隊が上陸する攻撃、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、弾道ミサイルによる攻撃、航空機による攻撃などの武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態のこと。	90
防犯サテライト事業	警察、防犯協会、市が中心となって、市内の6コミュニティエリアに対し、防犯に係る巡回指導を展開する事業。事業内容は①防犯現地診断事業②防犯キャンペーン巡回事業③自主防犯活動団体研修事業④防犯パトロール支援強化事業の4事業で、事業メニューは地域の要望により選択できる。	88
訪問系サービス	ホームヘルパーが居宅を訪問して行うサービス	42

【ワ行】

ワークライフバランス	仕事と私生活の調和が必要とする考え方	68
------------	--------------------	----

【略語】

3R（スリーアール）	Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）をキーワードとする循環型社会を形成していくための政策	74
AED	突然、心臓の筋肉が痙攣状態となった場合に、心臓に電気ショックを与えて、正常なリズムに戻すための器械	92
B/C（ビー・バイ・シー）	費用便益化。BはBenefit（便益）、CはCost（費用）の略で、B/CはB÷Cのこと。	82
ICT	Information and Communication Technologyの略。情報（information）や通信（communication）に関する技術の総称	66
SOHO	Small office home officeの略で、個人企業家や自営業者が自宅や小規模なオフィス仕事をする新しいワークスタイル	110

基本構想（平成 12 年 9 月 28 日市議会議決）

第 1 章 まちづくりの基本理念

“まち”は、人が住み、働き、学び、憩い、文化を創造する人間活動の拠点です。そして、自然的・歴史的な諸条件を背景として、まちを愛する人たちによって支えられながら他都市との交流のもとで形づくられ、成長していくものです。

私たちの鎌ヶ谷市には、「谷地や緑地、自然が豊富に残るまち」、「緑と調和する落ち着いた雰囲気のあるまち」、「鉄道 3 線が交差する利便性の高いまち」、「プロ野球球団の施設がありスポーツへの関心が高いまち」、「国内有数の梨産地の顔を持つまち」、「全国に誇れる福祉の先進サービスが享受できるまち」など、感性に響く個性的な魅力がたくさんあります。

こうした魅力を活かしながら、鎌ヶ谷市を愛する人たちの協力や他都市との交流のもとに進める 21 世紀の鎌ヶ谷市のまちづくりとは、市民一人ひとりが豊かさを実感しながらいきいきと暮らせる質の高い生活を築くことです。

そのため、まちづくりの根本的な考え方となる“基本理念”として、鎌ヶ谷市は、「鎌ヶ谷市民憲章」の精神に則って、「人間尊重・市民生活優先」を堅持します。そして、市民と行政が一体となって魅力あるまちづくりを進めていきます。

それぞれの理念にこめられた考えは次のとおりです。

人間尊重

「人間尊重」という言葉には、市民一人ひとりの持つ権利と役割を尊重しながら、まちづくりを進めるという考えがこめられています。

市民生活優先

「市民生活優先」という言葉には、すべての市民が、健康で生きがいを持ち、便利で快適、安心して生涯を過ごすことのできるような、魅力あるまちづくりを実現していくという考えがこめられています。

第2章 21世紀の鎌ヶ谷市の姿

「21世紀の鎌ヶ谷市の姿」は、鎌ヶ谷市総合基本計画の目標年度である平成32年度（2020年度）における鎌ヶ谷市の姿を「都市像」、「人口」、「土地利用」という視点から描いています。

- 「都市像」は、21世紀の鎌ヶ谷市の姿を、キャッチフレーズを用いて表現したものです。
- 「人口」は、21世紀の鎌ヶ谷市の姿を、人口・世帯数という指標を用いて数値で表現したものです。
- 「土地利用」は、21世紀の鎌ヶ谷市の土地利用の方針と方向を図などを用いて表現したものです。

第1節 都市像

「人間尊重・市民生活優先」の基本理念のもとに、鎌ヶ谷市がめざすべき都市像を「緑とふれあいのあるふるさと 鎌ヶ谷」とします。

緑

鎌ヶ谷市は、先人が大切に育んできた自然環境や地域の個性を受け継ぎながら今の暮らしに活かしてきました。

「緑」という言葉には、豊かな自然環境が21世紀も大切に保全・育成されること、市街地にも緑の空間が増えて自然に接する機会が充実すること、身近な自然を通して新しい発見や創造が生まれ市民の心の豊かさが深まること、地球環境にやさしい暮らしが行われること、といった鎌ヶ谷市の姿がこめられています。

ふれあい

鎌ヶ谷市は、市民が気軽に出会えるまちの良さを活かすことで、常に人と人とのつながりやまとまりを大切にしてきました。

「ふれあい」という言葉には、高齢者と若者の間、市内に在住する人と市外から訪れる人の間など世代や地域を越えて人びとの会話が行われること、お互いに個人の価値観や立場の違いを越えて理解し合い、助けあえる暮らしがあること、といった鎌ヶ谷市の姿がこめられています。

ふるさと

「ふるさと」という言葉には、日々の暮らしの場所、家族とともに暮らす場所、心のよりどころになる場所など住み心地が良く、市民であることに誇りと喜びを持てるまちであること、市外から訪れる人が住んでみたいと感じる、魅力あふれるまちであること、といった鎌ヶ谷市の姿がこめられています。

第2節 人口

鎌ケ谷市は、環境に配慮しながら計画的に市街地整備を進めることで、適正な将来人口をめざします。

将来人口は、平成22年度で112,000人、平成32年度で116,000人と想定します。

将来世帯数は、平成22年度で48,000世帯、平成32年度で53,000世帯と想定します。

将来人口・将来世帯数

	平成22年度（2010年度）		平成32年度（2020年度）	
		構成比		構成比
総人口（人）	112,000	100%	116,000	100%
15歳未満（年少人口）	17,000	15%	14,500	13%
15～65歳未満 （生産年齢人口）	73,500	66%	72,500	62%
65歳以上（老年人口）	21,500	19%	29,000	25%
総世帯数（世帯）	48,000		53,000	

第3節 土地利用

1. 土地利用の方針

鎌ケ谷市は、市内に立地する複数の鉄道駅周辺及び主要道路にそって市街地が形成されてきた都市であり、各駅が地域核として機能する都市構造となっています。

今後の土地利用は、こうした都市構造を踏まえ、社会経済の変化に的確に対応しつつ、全体として、人と自然環境と都市活動が調和した秩序ある有効利用をめざし、都市計画制度の運用に主体性、自主性を最大限発揮しながら、総合的かつ計画的に行います。

市の中心部に位置する新鎌ケ谷駅周辺を基点として、東武鎌ケ谷駅に至る地域を、鎌ケ谷市の商業・業務などの機能が集積する都市軸として形成します。

都市軸を取り囲む住宅地については、計画的・段階的に秩序ある整備を進め、住宅環境の向上を図ります。

市街地調整区域については、都市農業の振興及び良好な自然環境を確保し、優良な農地及び都市環境上重要な樹林地の保全に努めます。

工業地については、公害対策や工場の緑化などによって周辺環境と調和を図るとともに、物流面での利点を活かした新しい工場適地への集約化に努めます。

2. 土地利用の方向

(1) 商業・業務ゾーン

① 広域交流拠点

新鎌ケ谷駅センター地区は、鉄道交通の結節機能を活かしながら、鎌ケ谷市の顔にふさわしい地区として、市外から集客可能な商業・文化・情報・娯楽、さらには情報化産業などを中心とする業務などの多様な機能が複合的に集積する広域交流拠点として機能充実を図ります。

② 地域商業拠点

東武鎌ヶ谷駅周辺地区と新京成初富駅周辺地区は、新鎌ヶ谷駅周辺地区との機能分担を図りながら、市民に日常的な買物や飲食、各種サービスを提供する地域商業拠点として機能充実を図ります。

③ 近隣商業拠点

新京成鎌ヶ谷大仏駅、北初富駅、くぬぎ山駅及び鉄道北千葉線（仮称）中沢駅の周辺地区は、市民が毎日の生活に直結した買物が手軽にできるとともに、地域コミュニティづくりの場にもなる、利便性の高い近隣商業拠点として機能充実を図ります。

④ 都市軸

広域交流拠点である新鎌ヶ谷駅周辺地区から地域商業拠点である東武鎌ヶ谷駅周辺地区に連なる都市軸は、各拠点の機能充実や、軸上の道路沿道や高架下を機能的に利用することにより、にぎわいあふれる鎌ヶ谷市のシンボル空間として機能充実を図ります。

また、都市軸と周辺に位置する近隣商業拠点や住宅ゾーン、スポーツ・レクリエーション拠点ゾーンとの間は、都市計画道路などによってネットワークし、効率的で魅力あふれる土地利用を図ります。

(2) 住宅ゾーン

東武鉄道野田線及び新京成電鉄線の各駅を中心に広がる既成市街地の住宅地は、今後も住宅地として配置し、建物用途の純化を図り、住環境の整備に努めます。計画的に開発、整備された住宅や団地については、良好な環境の維持に努めます。

また、現在、市街化が進行している地域については、市街地整備事業などにより計画的で良好な住宅地を整備するとともに、新鎌ヶ谷駅及び（仮称）中沢駅周辺などの新市街地についても、住宅地として整備します。

さらに、住工混在地区については、相互機能の阻害防止に努めます。

(3) 農地・樹林・緑地ゾーン

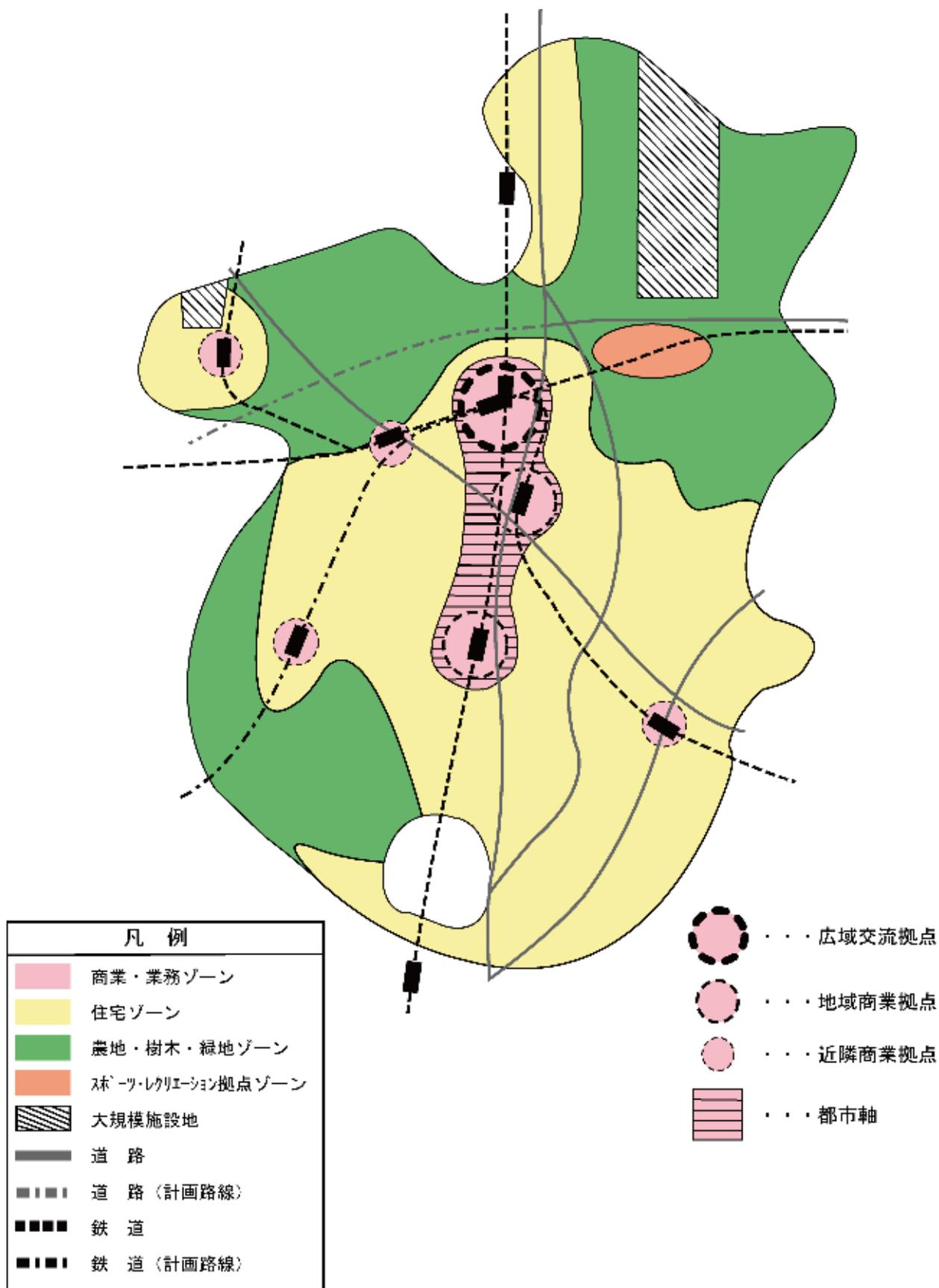
農地は、都市農業のモデルとして、果樹栽培を中心とする農業振興や観光農園としての機能強化を図りながら優良農地の保全に努めます。

また、樹林や斜面緑地などの緑については、良好な都市環境を形成するうえからも欠くことのできない重要な資源であることから、積極的な保全や新たな創造を図り、緑のネットワークづくりを推進します。

(4) スポーツ・レクリエーション拠点ゾーン

市制記念公園から陸上競技場、市民体育館に連なる地域は、交通アクセスの良さや緑の多い立地条件を活かしながら、多目的なスポーツ・レクリエーション機能を有する（仮称）総合運動公園として計画的に整備を図ります。

土地利用イメージ



第3章 基本目標と施策の基本方向

第1節 基本目標

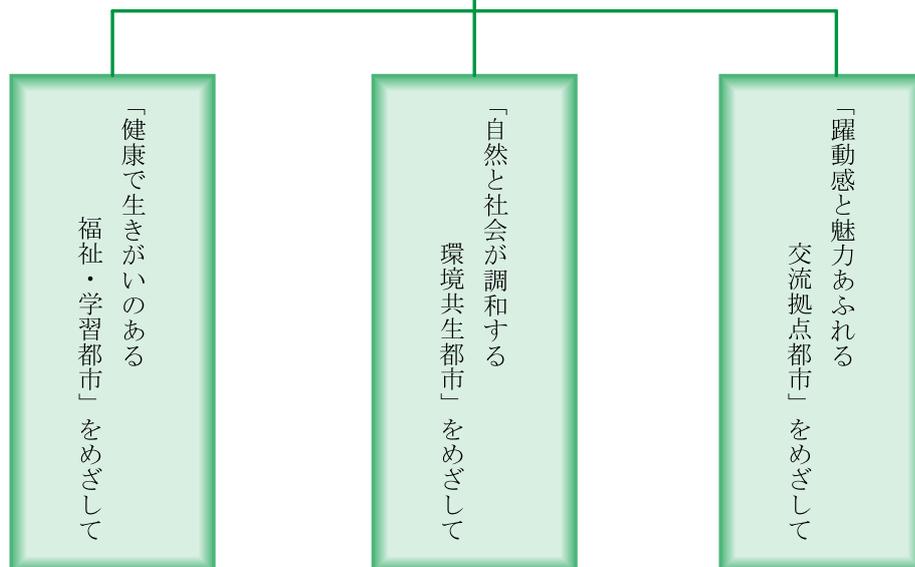
「21世紀の鎌ヶ谷市の姿」を実現するため、次の3つの基本目標を定めてまちづくりを進めます。

21世紀の鎌ヶ谷市の姿と基本目標

【21世紀の鎌ヶ谷市の姿】

- 都市像（「緑とふれあいのあるふるさと 鎌ヶ谷」）
- 人口（人口116,000人、世帯数53,000世帯）
- 土地利用（第2章 第3節）

【基本目標】



「健康で生きがいのある 福祉・学習都市」とは、鎌ヶ谷市で暮らす「人」の視点から定める目標で、全ての市民が、いつまでも明るく健康で暮らせるための社会システムづくりをめざしています。

目標実現のために、健康を守るための保健・医療・福祉や生きがいづくりとしての生涯学習活動、健康と生きがいを地域で支えあえるコミュニティづくりなどの施策分野を包括して実施します。

「自然と社会が調和する 環境共生都市」とは、鎌ヶ谷市の暮らしを支える「生活環境」の視点から定める目標で、市内に残る豊かな自然環境が保全

された中で、自然のうらおいを身近に感じながら、やすらぎのある質の高い市民生活が送れる社会をめざしています。

目標実現のために、自然環境の面では、自然景観や緑の保全・創造と地球環境レベルで求められる環境負荷の少ない社会づくりなどの施策分野を包括して実施します。

生活環境の面では、日常生活に直結する住宅や公園・緑地の充実、災害などから市民の安全を守る防災面や安全面にも配慮した施策分野を包括して実施します。

「躍動感と魅力あふれる 交流拠点都市」とは、鎌ヶ谷市で行われる「都市活動」の視点から定める目標で、21世紀の鎌ヶ谷市を象徴する「人・もの・情報」が交流する魅力あふれる新たな拠点の整備や、道路や鉄道などの都市活動を支える社会基盤の充実、そこで躍動する様々な産業のある社会などをめざしています。

目標実現のために、都市活動を支える社会基盤と、その基盤を活かして躍動する産業振興の施策分野を包括して実施します。

第2節 施策の基本方向

施策の基本方向は、3つの基本目標を達成するために取り組むべき施策を総合的・体系的に示すものです。

1. 「健康で生きがいのある 福祉・学習都市」をめざして

(1) 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります

① 地域で支えあう福祉社会の形成

高齢者や障害者をはじめとするすべての市民が、ノーマライゼーションの理念のもと、住み慣れた地域の中で支えあい、助けあえる地域社会をつくる必要があります。

そのため、市民一人ひとりの自立自助を基本として、市民と行政、家庭と地域社会が役割を分担し、地域ぐるみの福祉活動を一層進めます。

また、福祉と保健・医療の連携による地域ケアサービス体制の充実を図るとともに、社会福祉協議会やボランティアグループなどへの支援、福祉ネットワークの連携強化に努め、地域に根ざした質の高い福祉施策を推進します。

② いきいきとした高齢社会の形成

高齢化や核家族化など、高齢者や家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、社会制度の充実や生きがいづくりなどを通して、高齢者にとっても暮らしやすい社会を形成する必要があります。

そのため、高齢者ニーズに対応した適切な介護サービスについて、在宅あるいは施設利用にかかわらず提供できる体制を充実させるとともに、介護を支える側の負担を軽減する相談・指導体制を充実します。

また、高齢者の健康保持、ねたきり防止のため、機能訓練などの予防事業・生活支援事業を充実するとともに、社会参加を促進する生涯学習活動やボランティア活動などを支援します。

③ 健やかに子どもが育つ児童福祉の推進

少子化や核家族化が進む中、次代を担う子どもたちの権利を尊重し、心身ともに健やかに育つ環境を整えていく必要があります。

そのため、多様化する保育ニーズに対応して保育環境の充実を図ります。

また、行政と関係機関、家庭と地域社会が連携しながら、安心して遊べる場の確保や世代間交流など、様々な子育て支援を進めます。

さらに、ひとり親家庭の援護制度や相談・支援体制を充実します。

④ 社会参加に向けた障害者（児）福祉の推進

ノーマライゼーションの理念のもと、障害者の能力に応じて自立した生活が実現できる仕組みをつくる必要があります。

そのため、医療機関、関係機関との連携により、障害の早期発見、早期療育に努めるとともに、障害者のニーズに対応した在宅福祉と施設福祉の充実を図ります。

また、障害者の社会参加を促進するため、教育、就労の場の確保や、バリアフリー化した公共公益施設の整備、情報提供・コミュニケーション支援、防災など、幅広い分野の施策を総合的に進めます。

⑤ 安心して暮らせる社会保障の充実

保健・医療・福祉分野の負担が大きくなる高齢社会に対応し、安定した財源に支えられた社会保障制度の充実を図る必要があります。

そのため、国民健康保険制度をはじめ、老人保健制度、介護保険制度の適正な運営に努め、財政措置の充実など、制度の改善について関係機関に要請します。

また、国民年金制度の周知徹底に努め、未加入者の解消など、年金権の確保を図るとともに、制度の改正及び給付内容の充実について関係機関に要請し、将来にわたり安定した年金制度の確立を促進します。

さらに、低所得者の福祉を推進するため、生活保護制度の充実を促進するとともに、生活相談や自立更生指導などの援護施策の充実も図ります。

⑥ 健康を支える保健・医療の充実

健康は、人が幸せに暮らすための最も基本となるものであり、生涯にわたって健康が保たれる体制を築く必要があります。

そのため、自らの健康は自らが守るという自立意識の高揚と、健康増進から疾病の予防、早期発見、機能訓練に至る一貫した保健事業を、関係団体の協力を得て推進します。

また、急病への対応など、地域医療の拠点となる施設の整備を進めます。

(2) 生きがいのある暮らしができる生涯学習社会をつくります

① いきいきとした生涯学習の推進

市民生活の高度化や価値観の多様化が進み、市民が心豊かで生きがいのある生活を送るうえで、生涯学習の果たす役割は重要性を増してきます。

そのため、市民が主体的に充実した生活を送れるよう、生涯の各時期に応じた学習活動を促進するとともに、地域で活動する団体やグループ・サークルの育成、指導者の確保と活用などの支援を行います。

また、社会教育関係施設の整備を図り、学習機会の拡充に努めます。

② 生涯スポーツ・レクリエーションの振興

スポーツ・レクリエーション活動は、趣味や健康増進、家族とのふれあいなど、多様なニーズに応じて取り組まれている重要な活動であり、これからもますます充実させる必要があります。

そのため、市民が日常生活の中で、生涯にわたりそれぞれの目的や体力に応じたスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、健康で明るい市民生活が送れる活動の機会拡充と場の確保に努めるとともに、市民が一流のスポーツ選手に接することができる様々な機会を設けます。

また、団体の育成、指導体制の充実を図るとともに、多目的なスポーツ・レクリエーションの拠点施設の整備に努めます。

③ 芸術・文化の振興

市民のふるさと意識が生まれつつある中で、さらに地域に根ざした自主的で多様な芸術・文化活動を通じた、個性ある市民文化の創造を図る必要があります。

そのため、市民生活の中で、優れた芸術や文化に触れる機会の創出と市民の自主的な芸術・文化活動の支援を行うとともに、芸術・文化施設の整備・促進、文化団体の育成などを図り、文化水準の向上に努めます。

また、歴史的遺産である文化財については、積極的・計画的な保護・継承に努め、市民のふるさと意識の醸成、新たな地域文化創造の素材として多様な活用を図ります。

(3) 人間性豊かな子どもの育成環境をつくります

① 豊かな人間性を育む幼児教育の充実

幼児期は、人間形成にとって重要な時期であり、幼児教育への関心の高まりも踏まえ、教育環境のより一層の充実を図る必要があります。

そのため、家庭、幼稚園・保育所、地域社会が一体となり、各園や地域の実態に即した教育内容の充実に努めるとともに、地域の幼児教育施設として子育て支援活動を促進します。

② 生きる力を育てる義務教育の充実

国際化・情報化・科学技術の発展やいじめ、不登校など、児童・生徒を取り巻く様々な環境に対応するとともに、「ゆとり」の中で「生きる力」を育成する教育を行う必要があります。

そのため、一人ひとりを大切に、基礎学力の習得や特色ある教育を進め、人を思いやる心や主体的に考え行動できる能力を育むなど、家庭や地域社会と連携を図り、たくましく生きる力を養います。

また、教職員の資質の向上など、指導体制の強化を図り、将来の児童・生徒数の変化に対応して、学校規模の適正化やゆとりある教育環境の整備・充実に努めます。

③ 児童・生徒の健康と安全の確保

すべての児童・生徒が心身ともに健康で安全な学校生活をおくれるよう、児童・生徒の健康・体力の増進と安全教育を行う必要があります。

そのため、学校保健や学校体育、学校給食の充実と健康管理指導の徹底、交通安全をはじめとした安全指導の強化に努めます。

④ 高等教育の充実

市民の生涯にわたる学習ニーズが高まる中で、高度で専門的な学習機会を提供していく必要があります。

そのため、義務教育終了後の生徒が、その能力や適正に応じて幅広い選択ができるように、進路指導などの充実に努めます。

また、近隣市にある大学との連携による大学開放講座などを積極的に活用し、市民と大学の交流を深めるとともに、高等教育機関の受け皿づくりを進めます。

⑤ 青少年の健全育成

豊かな人間性と創造性を備えた、次代を担う青少年を育成していく必要があります。

そのため、家庭、学校、地域社会、行政が一体となり、生活体験、社会体験、自然体験などの機会充実や、青少年団体活動、世代間交流活動、国際交流活動などを促進するとともに、相談・指導体制の充実・強化を図ります。

(4) 個人が尊重しあう多様な市民交流をつくります

① 個性豊かなコミュニティづくり

市民一人ひとりが地域社会の中で、人づくり、まちづくりというそれぞれの役割を認識し、「地縁」や「知縁」で結ばれた新しいコミュニティづくりを進めていく必要があります。

そのため、地域に根づいたコミュニティ活動を育成・支援するとともに、その活動拠点の整備・充実を図ります。

また、福祉・医療、環境保護、災害復旧などの分野で活動するNPOについても、育成・支援に努めます。

② 市民生活を支える地域情報化の推進

様々な情報通信ネットワークを活用し、行政情報の提供や情報交換などを促進し、誰もが必要な情報に自由にアクセスしたり、時間や距離に制限されない交流を目標に地域情報化を推進する必要があります。

そのため、マルチメディアの活用や地域情報化システムの構築などを進め、企業による情報通信基盤の整備を促進します。

また、21世紀を担う人材の育成をめざした情報化教育を充実させるとともに、情報化についての啓発などに努めます。

③ 男女共同参画社会づくり

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって様々な分野の活動に参画する機会が確保され、男女が均等に社会の利益を享受できる社会づくりが必要です。

そのため、男女平等意識の高揚に努め、女性の地域における社会活動への参画や審議会などへの登用を促進し、女性が働きやすく、働き続けるための環境づくりなどを進めます。

④ 世界と結びつく国際化の促進

個人や企業の国際活動が活発化していく「地球時代」に対応した国際化を進める必要があります。

そのため、姉妹都市交流を中心として、市民レベルの国際交流をさらに促進し、国際交流を推進する組織の強化を支援します。

また、市民や外国人にも多様な学習機会や情報の提供に努めるとともに、外国人にも暮らしやすい環境づくりに努めます。

さらに、国際平和の意識の醸成や国際交流拠点施設の整備・促進に努めながら、市民・企業・行政が連携のもと、教育・文化・経済など、様々な分野における地域に根ざした国際化への対応を図ります。

2. 「自然と社会が調和する 環境共生都市」をめざして

(1) 人と自然にやさしい地域社会をつくります

① 環境保全の促進

地球規模で環境問題の深刻化が進み、市内の緑が徐々に減少する中、市民の健康を考えると自然にふれる機会を設けるなど、環境意識をさらに高める必要があります。

そのため、環境に関する教育の推進や学習機会の充実を図り、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任のもと、環境保全に関する取り組みを進められるよう、総合的な施策を進めます。

また、公害を未然に防止するため、発生源に対する監視体制を強化します。

さらに、自然環境の保全や貴重な生物の保護に努めるとともに、それらの自然環境などが市民の憩いの場や、子ども達のふれあいの場として活用されるよう努めます。

② 循環型社会の構築

都市活動が、大気や水、自然など、環境に大きな負担をかけてきたことの反省から、水資源やエネルギーの有効利用、廃棄物の減量、リサイクルの促進など、循環型社会の構築に向けた取り組みの必要が高まっています。

そのため、省エネルギーやリサイクルなどに関する教育の推進や意識の高揚を図り、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任のもと、循環型社会の構築に向けた総合的な施策を進めます。

(2) 快適な暮らしの環境をつくります

① 良好な住宅の整備

より魅力あるまちとするためには、良好な居住環境の形成と良質な住宅が確保される必要があります。

そのため、市街地整備事業などの促進を図るとともに、民間活力による土地の有効利用、公営住宅の整備・促進、適切な建築指導や宅地開発の規制・誘導などに努めます。

② 快適な公園・緑地環境の整備

緑は人びとの心をなごませ、都市景観の形成や貴重な生態系の維持等の環境保全をはじめ、防災空間としても重要であり、積極的に守り育てていく必要があります。

そのため、公園については、計画中の（仮称）総合運動公園を核として、防災面などにも配慮しながら適正配置に努め、各公園が相互に補完し合いながら機能が発揮できるよう、緑のネットワーク化を推進します。

また、高齢者や障害者にも利用しやすい公園のバリアフリー化や、市民が多

目的に利用できる公園の実現、市民参加による公園の維持・管理に努めます。

さらに、残された貴重な緑地の保全・活用を進めるとともに、公共空間や公共施設などの緑の創造、緑を育てる市民意識の高揚を積極的に図ります。

③ うるおいある河川・水路の整備

市街地における浸水被害や水質汚濁の改善に対応するとともに、うるおいを感じられる水辺空間を整備していく必要があります。

そのため、下流地域に配慮した流出抑制を基本としながら、河川・水路、地域排水施設、雨水貯留池などの効率的な整備・改善や維持管理体制の充実を推進します。

また、民間の開発行為、建築行為などへの、流出抑制施設の設置指導を促進します。

さらに、流域の水辺環境の創出や河川・水路の浄化を通して、緑と調和した魅力ある水辺環境の創出に努めます。

④ 上・下水道の整備

上・下水道は、快適な都市生活を送るうえで欠くことのできないインフラです。

そのため、上水道については、良質で安定した水の供給と未給水地域の解消を関係機関に要請するとともに、水資源の重要性を認識し、水の有効利用と市民の節水意識の高揚に努めます。

また、下水道については、生活環境の改善や河川などの水質保全の観点から公共下水道事業を推進し、事業の進捗にあわせた水洗化の普及や維持管理の充実を図ります。

⑤ 環境衛生の充実

快適で豊かな市民生活を実現するためには、清潔な生活環境などを確保する必要があります。

そのため、市内の環境衛生の向上や霊園の整備に努めるとともに、し尿処理については、現行収集方式の効率的運営などを図りながら、完全処理体制の強化に努めます。

また、下水道の未普及地域については、各家庭、事業所への合併処理浄化槽の設置を促進し、公共用水域の水質保全に努めます。

(3) 安全に暮らせる社会システムをつくります

① 交通安全の推進

モータリゼーション社会の中で、市民の安全を確保し、歩行者優先の立場から交通安全対策を進める必要があります。

そのため、運転者、歩行者それぞれの交通安全に対する意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備・充実や各種交通規制の徹底を関係機関に要請するなど、総合的・計画的な交通安全対策を推進します。

② 防犯対策の促進

市民が安心して暮らせるために犯罪のない明るい地域社会をつくる必要があります。そのため、地域住民、警察署、防犯協会など関係機関、関係団体と連携し、市民の防犯意識の高揚や地域ぐるみの防犯活動を促進します。

③ 防災対策の強化

予想される東海地震をはじめ、風水害や都市型災害などから市民の安全を守ることは都市の基本条件であり、戦後最大級の被害となった阪神・淡路大震災の教訓も十分に踏まえた防災対策を推進する必要があります。

そのため、地域防災計画のもと、災害に強い都市基盤の整備や防災資機材の整備・充実を図るとともに、安全な避難路の確保、地域防災拠点にもなる公園、オープンスペースの確保など、防災対策の充実を図ります。

また、防災訓練の実施などを通して市民や企業の防災意識を高め、地域ぐるみの自主防災組織の育成に努めます。

さらに、災害時において、迅速かつ的確に対応できる広域的に連携した防災体制の確立に努めます。

④ 消防力の強化

市民の生命、身体、財産を守るため火災を未然に防ぐとともに、火災時にも柔軟に対応できる体制をつくる必要があります。

そのため、消防組織の充実、消防施設の更新・整備をはじめ、火災予防体制の充実や自主防火組織の育成、市民一人ひとりの防火意識の高揚を図ります。

また、大規模災害に即応できる救助体制の充実、医療機関との連携による高度な救急体制の確立、市民への救急応急処置の普及活動を推進します。

3. 「躍動感と魅力あふれる 交流拠点都市」をめざして

(1) 魅力あふれるまちづくりを進めます

① 広域交流拠点の整備

新鎌ヶ谷駅周辺地区は、都心や成田空港などへのアクセス性の高さや周辺都市への交通結節機能など、高い潜在能力を活かして開発を進める必要があります。

そのため、民間活力の誘導を図りながら効率的な市街地の整備を進め、単なる商業・業務活動の場だけではなく、人びとの交流の場として、また、鎌ヶ谷市の文化などの魅力を実感できる場として整備を進めます。

② 鉄道新線開業等に対応した新市街地の整備

市川市の本八幡から新鎌ヶ谷に至る計画路線の「鉄道北千葉線」を確かなものとする（仮称）中沢駅周辺地区などの新市街地整備を進める必要があります。

そのため、豊かな自然との調和を基調とした良好な住宅地の整備と、快適で安全性の高い市街地の形成を進めます。

③ 質の高い既成市街地の整備

自然と調和した質の高い市街地整備を進めるとともに、中心市街地においては商業やコミュニティ空間としてのまちづくりを進める必要があります。

そのため、市民の積極的な参加を得ながら、東武鎌ヶ谷駅西口周辺地区及び新京成初富駅周辺地区については市街地整備事業などによる計画的・効率的な整備を推進し、21世紀の豊かな暮らしを支える魅力とにぎわいあふれる市街地形成に努めます。

また、周辺市街地については、都市施設の充実と適切な規制・誘導などに努めます。

④ 鎌ヶ谷市の魅力あふれるまち並みづくり

市民の定住意向やふるさと意識の醸成を図るためには、愛着を持ち、誇りに思えるまちづくりを進める必要があります。

そのため、恵まれた緑豊かな自然を活かし、歴史的・文化的背景を踏まえた個性と魅力あふれるまち並みづくりなどを、市民・企業・行政が一体となって進めます。

(2) 都市活動を支える交通網整備を進めます

① 安全でゆとりある道路の整備

土地利用との整合を図り、バリアフリー化や防災への対応の視点を踏まえながら、円滑な都市活動に資する体系的な道路網整備を進める必要があります。

そのため、都市計画道路の整備をはじめとして主要市道や生活道路の整備・拡充を図るとともに、広域幹線道路としての国道及び県道については、その充実を関係機関に要請します。

② 利便性の高い公共交通体系の充実

踏切遮断による交通渋滞を解消し、都市交通の円滑化及び都市機能の向上を図り、市内地区間や市外地域間の移動が円滑に行える総合的な公共交通体系を充実させる必要があります。

そのため、鎌ヶ谷市の都市軸に集散している東武鉄道野田線及び新京成電鉄線については、引き続き連続立体交差化を促進し、道路交通の円滑化や踏切で分断されている市街地の一体化による生活環境・都市機能の向上に努めます。

また、既存の鉄道、バスなどの輸送力増強とサービスの向上については、関係機関に要請するとともに、駅前広場や駐車場の整備に努めます。

さらに、鉄道北千葉線の事業化も含め都市構造の進展に対応する総合的・効果的な交通体系の確立に努めます。

(3) 活力ある産業を育成します

① 都市農業の育成

農業を取り巻く構造変化が進む中、首都圏に位置する地理的条件を活かしながら農業を地域の特性に応じた魅力ある産業として育成する必要があります。

そのため、全国屈指の「梨」産地のブランドイメージ強化や観光農園の充実、野菜類の付加価値を高める取り組みを進めます。

さらに、減農薬や有機栽培などの環境にやさしい農業を促進するとともに、都市における農地の緑地機能を考慮し、農作物の販売を通し、市民が農業に親しむ場の充実に努めます。

② 魅力ある商業の育成

モータリゼーションの進展、規制緩和、大型店の進出、消費者ニーズの多様化などを背景として、中小商店の経営環境の悪化や商店街の停滞傾向が進んでおり、市民の買物の場、コミュニティの場を確保するうえから、魅力ある商業育成の必要があります。

そのため、広域交流拠点である新鎌ヶ谷駅周辺地区は都市基盤整備にあわせた商業集積や情報産業などの誘致を進め、映画館や劇場などの娯楽機能を備えた時間消費型の商業都市空間の確保に努めます。

また、地域商業拠点となる東武鎌ヶ谷駅及び新京成初富駅の周辺地区については、にぎわいのある中心商業地の形成に努めるとともに、鉄道高架下の利用促進を図ります。

近隣商業拠点については、地域コミュニティとの連携を図り、ふれあいを大切にした商業展開を促進します。

さらに、特産品の開発、販売拡大を通じた地場産業や商業の振興を図ります。

③ 活力ある工業の育成

規制緩和や高度情報化などの進展により、比較優位な技術力や斬新な発想による製品開発などを容易にし、新しい市場の創造が期待される一方、柔軟な企業経営が重要となってきます。また、住宅地や農地など周辺環境に配慮した工業地が求められてきます。

そのため、市内工業の首都圏における立地条件を最大限に活用して、「産・学・官」連携による企業の技術力・研究開発力の向上や企業間の交流を図りながら、高付加価値型の産業の育成・振興を図ります。

また、既存の市街地における工業は、公害対策、工場の緑化などを進め、地域環境と共生できる環境整備を促進するとともに、工場適地への集約化に努めます。

さらに、中小企業の経営近代化や勤労者福祉の充実を促進します。

④ 安心できる消費生活の推進

インターネットなどの普及によって新しい商品やサービスが出現しており、それに伴う販売や契約などのトラブルの増加が大きな消費者問題となっています。

そのため、消費者がトラブルに巻き込まれないように、消費者自身で判断できる各種商品情報の提供や支援体制の強化に努めます。

また、消費者による資源のリサイクルなど、地球にやさしい環境への正しい理解と知識を深めることのできる学習機会の充実を努めます。

第4章 基本構想の推進のために

(1) 地方分権と市民参加の推進

地方分権の進展により、地方自治体には政策の自己決定権が広がり、その役割と責任が増してきます。そこでは、これまで以上に自律的な都市経営が求められるとともに、個々の行政課題は自らの選択と責任で取り組む必要があります。そして、市民や企業との協働関係を築き、主体性と独自性を発揮しながらまちづくりを進めることが不可欠な要件となってきます。

そのため、地方分権において車の両輪ともなる自主財政権と自己決定権の拡大に取り組みます。

また、地方分権の動きと連動しながら、コミュニティ活動を基盤とする連帯性に富んだ市民意識の高揚、広報・広聴活動の一層の充実、行政情報の積極的な開示に努め、市民と行政が共通の目標に向かってお互いの責任を自覚し、役割を分担してまちづくりを進めます。

(2) 効率的で健全な行財政運営の推進

限られた人材と財源のもとでまちづくりを進めるには、効率的で弾力的な行政運営と健全な財政基盤を堅持することが必要です。

そのため、行政分野としては、政策・施策・事業の再構築を進め、事業量に応じた最適な組織体制の見直し、事務の電子化などを図ります。

行財政改革を進めていくうえでは、行政が関与すべき範囲の見直しや民間への委託など、民間活力の活用についても検討します。

また、職員の能力向上による政策形成・実現能力の強化や、総合調整機能の一層の充実を図るとともに、行政評価システムを導入し、事業の効率性を高めます。

財政運営については、自主財源はもとより、依存財源の積極的な確保や、国と地方公共団体の財政秩序の確立を積極的に要請し、財政基盤の強化を図ります。

また、実施計画に基づく予算編成を原則とし、健全な行財政構造を堅持しながら新しいまちづくりへの投資的事業の拡大を推進します。

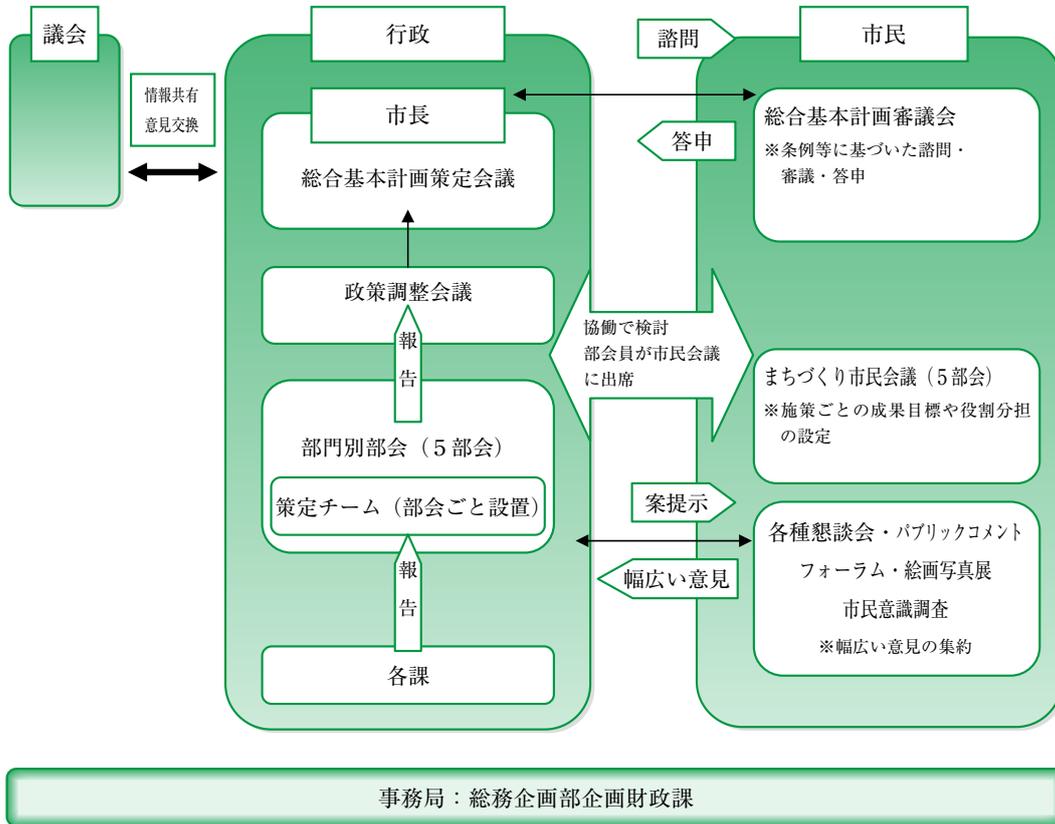
(3) 広域行政の推進

広域交通網や情報網の著しい発達に伴い、市民の日常生活圏の広域化は今後一層進むことが予測され、千葉県北西部地域における鎌ヶ谷市の広域的な役割も、ますます重要となってきます。

そのため、広域市町間の連絡体制や一部事務組合をはじめ、近隣自治体との連携と協調のもと、それぞれの地域の特性を活かした機能分担やネットワーク化を図るなど、広域性のある行政運営に努めます。

計画の策定過程

(1) 計画策定フロー



(2) 計画の策定経過

平成19年（2007年）

12月25日	「後期基本計画策定方針」策定
--------	----------------

平成20年（2008年）

4月1日	広報かまがや「後期基本計画の策定作業を開始します」掲載
4月1日	市ホームページに「後期基本計画のページ」開設
4月8日	「後期基本計画基礎調査」着手
4月15日 ～10月31日	「わたしの好きなかまがや」心象風景募集 /応募総数46名93作品
5月21日	「後期基本計画策定要領」庁内説明会
5月21日 ～7月7日	「前期基本計画の実績・課題等に関する調査」実施
6月1日	広報かまがや「地域懇談会を開催します」掲載
6月2日 ～6月20日	議員懇談会（全会派）開催 /参加者 市議会議員27名
6月9日 ～6月23日	市民意識調査実施 /対象3,000名 有効回答1,945名 有効回収率64.8%
6月22日	地域懇談会（中央東地区・北部地区）開催 /参加者 中央東地区21名、北部地区11名
7月7日	情報公開コーナーに「後期基本計画コーナー」開設
7月13日	地域懇談会（中央地区・西部地区）開催 /参加者 中央地区28名、西部地区20名
7月15日	子ども懇談会開催/参加者 市内小中学校代表者14名
7月29日	団体懇談会開催/参加者32名
8月3日	地域懇談会（南部地区・東部地区）開催 /参加者 南部地区18名、東部地区17名
9月3日	自治会連合協議会との懇談会開催 /参加者 自治会連合協議会理事 24名
9月15日 ～10月14日	総合基本計画審議会公募委員募集
10月6日	商工会との懇談会開催 /参加者 商工会役員等 9名
11月11日	「後期基本計画基礎調査」政策調整会議
11月17日	「後期基本計画基礎調査」総合基本計画策定会議
11月25日	「基本構想の取扱いについて」政策調整会議
11月26日	「基本構想の取扱いについて」政策調整会議
12月1日	「基本構想の取扱いについて」総合基本計画策定会議
12月16日	「後期基本計画基礎調査報告書」確定
12月24日	「基本構想の取扱いについて」決定

平成21年（2009年）

1月13日	「後期基本計画策定要領」政策調整会議
1月19日	「後期基本計画策定要領」総合基本計画策定会議
1月21日	「後期基本計画策定要領」策定
1月27日	「後期基本計画策定要領」庁内説明会
1月27日 ～2月27日	「後期基本計画策定に係る庁内調査」実施
2月3日 ～2月16日	「わたしの好きなかがや絵画・写真展」開催
2月7日	まちづくりフォーラム開催 /参加者 125名
	「わたしの好きなかがや」心象風景表彰式 /最優秀賞 3部門6名 小学生の部 辻本 一真 さん、芦田 望 さん 中学生の部 對間 恵梨子 さん、沼倉 慧 さん 一般の部 高橋 寛 さん、小高 魁 さん
2月15日	広報かがや「後期基本計画基礎調査の結果」掲載
2月20日	総合基本計画審議会委嘱状交付式・平成20年度第1回会議
4月20日	部門別部会及び策定チーム第1回合同会議
4月21日	都市基盤生活環境整備部会策定チーム
4月22日	行財政部会策定チーム 教育文化振興部会策定チーム
4月23日	行財政部会策定チーム
4月27日	行財政部会策定チーム
5月1日 ～5月20日	「まちづくり市民会議」公募委員募集
5月1日	健康福祉部会策定チーム
5月7日	産業振興部会策定チーム
5月8日	都市基盤生活環境整備部会策定チーム
5月11日	健康福祉部会策定チーム
5月13日	教育文化振興部会策定チーム
5月14日	行財政部会策定チーム 産業振興部会策定チーム
5月15日	健康福祉部会策定チーム
5月19日	都市基盤生活環境整備部会策定チーム
5月20日	健康福祉部会策定チーム 教育文化振興部会策定チーム
5月25日	都市基盤生活環境整備部会策定チーム
5月27日	行財政部会策定チーム
5月28日	健康福祉部会策定チーム
6月1日	教育文化振興部会
6月3日	教育文化振興部会 産業振興部会
6月18日	行財政部会
6月22日	産業振興部会
6月23日	健康福祉部会
6月24日	都市基盤生活環境整備部会

6月26日	行財政部会
6月29日	都市基盤生活環境整備部会 教育文化振興部会
6月30日	産業振興部会
7月14日	「後期基本計画（案）」政策調整会議
7月27日	「後期基本計画（案）」総合基本計画策定会議
8月6日	「後期基本計画（案）」策定
8月18日	まちづくり市民会議（第1回）開催
8月27日	市政報告会
9月1日	まちづくり市民会議（第2回）開催
9月2日	総合基本計画審議会平成21年度第1回会議 「後期基本計画（案）」諮問
9月15日 ～10月20日	パブリックコメント
9月25日 ～10月7日	議員懇談会（全会派）開催 /参加者 市議会議員27名
10月3日	地域懇談会（中央地区・西部地区）開催 /参加者 中央地区23名、西部地区21名
10月5日	商工会との懇談会開催 /参加者 商工会役員等 7名
10月6日	自治会連合協議会との懇談会開催 /参加者 自治会連合協議会理事 24名 まちづくり市民会議（第3回）開催
10月10日	地域懇談会（中央東地区・北部地区）開催 /参加者 中央東地区13名、北部地区7名
10月17日	地域懇談会（南部地区・東部地区）開催 /参加者 南部地区35名、東部地区22名 ※パブリックコメント、まちづくり市民会議、各種懇談会で市民等からいただいたご意見総数：392件
10月21日 ～10月28日	「市民等からいただいたご意見に関する対応」庁内調査実施
11月2日	行財政部会
11月4日	教育文化振興部会 都市基盤生活環境整備部会
11月6日	健康福祉部会 産業振興部会
11月9日	教育文化振興部会
11月17日	政策調整会議
11月24日	総合基本計画策定会議
11月27日	「後期基本計画（修正案）」策定
12月1日	総合基本計画審議会平成21年度第2回会議
12月22日	総合基本計画審議会平成21年度第3回会議

平成22年（2010年）

1月19日	総合基本計画審議会平成21年度第4回会議
1月29日	総合基本計画審議会から市長あて答申書提出
2月8日	総合基本計画策定会議
2月10日	「後期基本計画」策定

(3) 鎌ケ谷市総合基本計画審議会

① 鎌ケ谷市総合基本計画審議会条例 (昭和63年3月28日 条例第3号)

(設置)

第1条 本市に、鎌ケ谷市総合基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市の総合基本計画に関する事項について、調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員23人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 諸団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会は、その所掌事務の遂行に必要なと認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合基本計画主管課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

(執行機関の附属機関設置条例の廃止)

2 執行機関の附属機関設置条例（昭和49年鎌ケ谷市条例第1号）は、廃止する。

附 則（平成20年6月27日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年9月24日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

② 諮問及び答申

〔諮問〕

鎌 企 第521号

平成21年9月2日

鎌ヶ谷市総合基本計画審議会
会 長 秋 山 秀 一 様

鎌ヶ谷市長 清水 聖士

鎌ヶ谷市総合基本計画後期基本計画について（諮問）

鎌ヶ谷市総合基本計画を定めるにあたり、鎌ヶ谷市総合基本計画審議会条例（昭和63年鎌ヶ谷市条例第3号）第2条の規定により、鎌ヶ谷市総合基本計画後期基本計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

〔答申〕

平成22年1月29日

鎌ヶ谷市長 清水 聖士 様

鎌ヶ谷市総合基本計画審議会
会 長 秋 山 秀 一

鎌ヶ谷市総合基本計画後期基本計画について（答申）

平成21年9月2日付け鎌企第521号で諮問のあった鎌ヶ谷市総合基本計画後期基本計画（案）について、慎重に審議した結果、次のように答申します。

答 申

「鎌ヶ谷市総合基本計画－かまがやレインボープラン21－」は、21世紀の鎌ヶ谷市を市民と行政が一体となって創造していくための長期的なまちづくりの指針として策定されたものですが、その21世紀が始まってから早10年が経とうとしています。

今回諮問された「後期基本計画（案）」は、平成13～32年度を計画期間とする「基本構想」の後半10年間について、各施策の基本方針や内容などを示すもので、その内容は「目標を市民と行政が共有し、協働でそれを達成する計画」、「重点的に実施する分野を絞った計画」という特徴を備えたものとなっています。

「協働で達成する計画」とするために、分かりやすいレイアウトに心掛け、まちづくり主体ごとの役割を明記するといった工夫がなされたことや、策定過程において、まちづくり市民会議や地域懇談会、パブリックコメントなどにより計画（案）に対し392件もの意見が提出されるなど過去に例のないほどの市民参加がなされたことが評価されます。

また、「前期基本計画」に掲げた事業の完了見込みが50%を下回る状況や少子高齢化の進展とそれによる厳しい財政状況を踏まえると、重点的に実施する分野を絞る必要があります。「重点政策」を設定するとしたことも理解できるところであります。

本審議会は、このような認識を念頭に慎重に審議を重ねた結果、諮問された「後期基本計画（案）」は、総体的に妥当であると認めるとともに、下記の意見を付記します。

なお、今回の策定は、諮問の後、市民等の意見を踏まえて計画（案）を修正する形をとり、平成21年度第1回審議会の審議内容等は、この修正段階で十分検討されたため答申には含みませんが、参考として付記します。

記

1 第1編序論について

- ・「計画の基礎条件（財政）」で、行財政改革で削減した財源を何に充てるのか、明記されたい。

2 第2編分野別計画について

(1) 「健康で生きがいのある福祉・学習都市をめざして」について

- ①福祉施策における社会福祉協議会との連携について記載されたい。
- ②スポーツ施策の取り組みでは、他自治体と連携しながら対外的なアピールにも配慮されたい。

(2) 「自然と社会が調和する環境共生都市をめざして」について

- ・地球温暖化対策では、民生部門における事業者の取り組みが課題となっており、一般家庭だけでなく事業者を含んだ目標設定とされたい。

(3) 「躍動感と魅力あふれる交流拠点都市をめざして」について

- ①域内の交通利用をクリアにするために、個々の施策への取り組みが有機的に繋がるよう工夫されたい。
- ②農業施策では、新しく居住する人が農家に指導を受けつつ農地を持つといったような「市民参加型の都市農業」といった取り組みの検討とともに各種農業施策に関する広報について工夫されたい。

- ③観光の振興では、国の進める「観光立国」を念頭に取組みたい。
- ④企業誘致では、環境問題や道路整備、雇用促進などといった様々な観点から検討し、どういった業種を誘致するのか明確にしながら取組みたい。

(4) 「計画の実現のために」について

- ①退職者が地域に帰って来る点を踏まえ、実際に「後期基本計画」に取り組む中では、ボランティアの登録制度など、市民参加の促進をさらに強化されたい。
- ②計画期間開始後も、リアルタイムに市民の声を把握しながら計画を推進されたい。

3 参考（平成21年度第1回審議会等での主な意見）

- ①市の収入を伸ばす点についての記載が弱く、検討されたい。
- ②「限られた財源だから、あれもこれも出来ない」という財源ありきの考え方を改め、行政・市民の知恵・アイデア等マンパワーで解決策や魅力あるまちづくりを実現されたい。
- ③成果目標値を「現状維持」や「上昇」など言葉で表記すると、担保する制度や施策が曖昧になる可能性が高く、数値で記載されたい。また、矢印やグラフを使用することで、見やすい表記を検討されたい。
- ④成果目標値は過去の数値との比較ではなく、具体的な比較対象を明確にして、他自治体との差別化を図るべく検討されたい。
- ⑤「市民からの意見はどう検討されたのか」は注目が集まる場所であり、市民が見て、「まちづくりに協力したい」と思える計画にされたい。
- ⑥計画は市民の目線で検討し、市民が主役と考え、市民が体験したことを反映できるように検討されたい。
- ⑦計画を推進するためには関係者との連携も必要であり、警察や農業・商業関係者の意見も踏まえて推進願いたい。
- ⑧将来人口推計について、記載方法も含め、検討されたい。
- ⑨市民の不満足度が一番高い「道路の状況」について、最重要とされたい。
- ⑩重点政策について、どういった視点での設定なのか、分かりやすい記載に工夫されたい。
- ⑪「まちづくり主体ごとの役割」では、市民・事業者・行政がどういった取り組みをしていったら目指すべき姿が達成されるのか記載を検討されたい。
- ⑫後期基本計画の推進にあたり、定年退職者の協力について工夫されたい。
- ⑬ウォーキングやジョギングについて、専用コースの確保や推奨コースの発掘等、情報収集も含めて行政のリーダーシップを発揮されたい。
- ⑭「循環型社会の構築」の目標値は、資源化率を上げるだけでなく、減量もセットであることについて留意されたい。
- ⑮「消防力の強化」のめざす姿に「病気」を含めることについて、健康の施策との兼ね合いで検討されたい。
- ⑯生活道路対策は確かに財源が必要な面も多いが、速度規制の問題等、関係者との連携により対応できる方策について検討されたい。
- ⑰「安心できる消費生活の推進」の成果目標値「消費生活相談件数」は、数値が増加することを目標としていいのか、検討されたい。

4 審議経過の概要

(1) 平成20年度第1回審議会（平成21年2月20日）

- ①委嘱状の交付
- ②会長・副会長の選出
- ③後期基本計画基礎調査結果について
- ④後期基本計画策定方針・策定要領について

(2) 平成21年度第1回審議会（平成21年9月2日）

- ①「後期基本計画（案）」の諮問
 - ②「後期基本計画（案）」について
 - ③今後の策定スケジュールについて
- ※平成21年10月20日までの間、書面にて意見提出

(3) 平成21年度第2回審議会（平成21年12月1日）

- ①これまでの検討経緯と今後の審議について
- ②市民等からいただいたご意見への対応について
- ③事前意見提出票でいただいたご意見について
- ④「後期基本計画（修正案）」について
- ⑤「第1編序論」の審議について

(4) 平成21年度第3回審議会（平成21年12月22日）

- ①「第2編分野別計画」の審議について
- ②「計画全体に係る内容」の審議について

(5) 平成21年度第4回審議会（平成22年1月19日）

- ・答申書の内容について

(6) 市長への答申書提出（平成22年1月29日）

- ・会長から市長へ答申

③鎌ヶ谷市総合基本計画審議会委員

(順不同／敬称略)

会 長	秋山 秀一	東京成徳短期大学教授
副 会 長	島岡 貞男	鎌ヶ谷市自治会連合協議会
委 員	平石 正美	国土舘大学教授
	中井 恒雄	鎌ヶ谷市保健・医療・福祉問題協議会
	恵 小百合	鎌ヶ谷市環境審議会
	高橋 渡	鎌ヶ谷市商工会
	鈴木 秀承	鎌ヶ谷市社会福祉協議会
	御代川 泰久	鎌ヶ谷市体育協会
	笹川 種夫	鎌ヶ谷市生涯学習審議会
	川上 伝吉	とうかつ中央農業協同組合
	近藤 勝	東葛飾県民センター
	宮崎 一雄 (～H21.3.31)	習志野健康福祉センター
	進藤 悦男 (H21.4.1～)	
	吉田 文夫 (～H21.9.23)	鎌ヶ谷警察署
	中村 好一 (H21.9.24～)	
滝 克洋	公募委員	
竹内 直榮	公募委員	
早川 昌明	公募委員	

(4) 鎌ケ谷市総合基本計画策定まちづくり市民会議

① 鎌ケ谷市総合基本計画策定まちづくり市民会議設置要領

第1 目的

鎌ケ谷市総合基本計画後期基本計画（案）（以下「計画案」という。）を策定するにあたり、市民の意見を広く求めながら策定を行うため、鎌ケ谷市総合基本計画策定まちづくり市民会議（以下「まちづくり市民会議」という。）を設置する。

第2 所掌事務

まちづくり市民会議は、市が策定する計画案の策定にあたり、市職員との意見交換を行う。

第3 組織

- (1) まちづくり市民会議は、鎌ケ谷市総合基本計画の策定に関する規程（昭和58年鎌ケ谷市訓令第21号）第11条に規定する部門別部会（以下「部会」という。）ごとに設置する。
- (2) まちづくり市民会議は、各部会5人から7人程度の委員で組織する。
- (3) 委員は、公募による市民及び別に定める市内でまちづくり活動を行っている各種団体から推薦を受けた者から市長が委嘱する。
- (4) 公募による市民は各部会原則1人とする。

第4 委員の任期

- (1) 委員の任期は、委嘱した日から、計画案の策定が終了する日までとする。
- (2) 委嘱時に各種団体から委員となった者がその団体を離れたときも計画案の策定が終了するまで引き続き委員の職にとどまるものとする。

第5 部会長及び副部会長

- (1) 各部会に部会長及び副部会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- (2) 部会長は会務を総理する。
- (3) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故ある時はその職務を代理する。

第6 会議

まちづくり市民会議は、市長の要請に基づき部会ごとに部会長が招集し、議長となる。

第7 事務局

まちづくり市民会議の事務局は総務企画部企画財政課企画政策室に置き、その庶務を行う。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、まちづくり市民会議の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成21年3月11日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年5月12日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年5月28日から実施する。

② 鎌ヶ谷市総合基本計画策定まちづくり市民会議委員

(順不同／敬称略)

行財政部会	高橋 修司	国際交流協会
	○竹内 春美	男女共同参画推進懇話会
	◎舟生 國昭	自治会連合協議会
	小林 慶太	公募委員
都市基盤・生活環境整備部会	石井 恵美子	かまがや環境市民会議
	○竹江 文章	(社)千葉県建築士会鎌ヶ谷支部
	熊谷 利和	交通安全協会
	◎高橋 寛	自治会連合協議会
	下通 佑作	公募委員
	飯田 文夫	公募委員
健康福祉部会	太田 健氏苗	私立幼稚園協議会
	西川 久雄	ブルーウォーキング
	◎佐藤 喜夫	民生委員児童委員協議会
	山中 サキ子	老人クラブ連合会
	鮫島 亘	身体障がい者福祉会
	○飯高 優子	手をつなぐ親の会
	柳原 國三郎	こころの健康をささえあうききょうの会
	秋澤 進一	聴覚障がい者福祉会
教育文化振興部会	◎清松 植男	生涯学習審議会
	今村 濃太	小中学校PTA連絡協議会
	○平栗 三男	芸術文化協会
	中村 茂	体育協会
	糟谷 聡介	公募委員
産業振興部会	◎豊田 朋二	商工会
	指旗 和子	消費者の会
	○鈴木 徳市	梨業組合
	山田 芳裕	まごころ会

◎=部会長、○=副部会長

(5) 計画策定の庁内体制

① 鎌ヶ谷市総合基本計画の策定に関する規程

(昭和58年9月29日 訓令第21号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、本市将来の健全な発展と、市民福祉の向上を図るために策定する、鎌ヶ谷市総合基本計画（以下「総合基本計画」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(総合基本計画策定の原則)

第2条 総合基本計画の策定に当たっては、市民及び職員参加を考慮した計画策定とする。

(総合基本計画)

第3条 総合基本計画は、次条から第6条に定める基本構想、基本計画及び実施計画からなるものとする。

(基本構想)

第4条 基本構想は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定により策定するもので、まちづくりの基本理念と将来の本市都市像及び施策の大綱を掲げるものとする。

2 基本構想は、市長が別に定める策定要領により、企画財政課及び策定チームで作成された素案を部門別部会（以下「部会」という。）及び政策調整会議において検討したのち、総務企画部長が調整し、総合基本計画策定会議（以下「策定会議」という。）に図ったのち、市議会の議決を経て決定する。

(基本計画)

第5条 基本計画は、基本構想に基づいて、まちづくりの基本的方向と、具体的整備目標を総合的、体系的に掲げた計画とする。

2 基本計画は、市長が別に定める策定要領により、各部局で作成された素案を、策定チームで検討し、部会及び政策調整会議で検討、調整したのち、総務企画部長が調整し、策定会議に図ったのち市長が決定する。

(実施計画)

第6条 実施計画は、基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施に関して作成する計画とする。

2 実施計画は、市長が別に定める策定要領により、各部局が作成した素案を政策調整会議において調整したのち、総務企画部長が調整し、策定会議に図ったのち市長が決定する。

(総合基本計画審議会への諮問)

第7条 市長は、第4条及び第5条の規定により、基本構想、基本計画を決定しようとするとき又はその他総合基本計画に関する主要な事項を決定しようとするときは、鎌ヶ谷市総合基本計画審議会に諮問するものとする。

(要旨の公表)

第8条 市長は、総合基本計画を策定したときは、その要旨を公表する。

(推進体制)

第9条 総合基本計画の策定を計画的かつ円滑に推進するため策定会議、部会及び策定チームを組織するものとする。

(総合基本計画策定会議)

第10条 策定会議は、市長、副市長及び別表第1に掲げる者をもって構成する。ただし、議長が会議の運営上必要と認めたときは、別表第1に掲げる者以外の出席を求めることができる。

- 2 会議の議長は、市長が行う。
- 3 議長に事故あるときは、副市長がその職務を代行する。
- 4 会議は、必要に応じて、議長が招集する。
- 5 策定会議は、次の各号に掲げる事務を処理する。
 - (1) 総合基本計画案の審議、決定に関すること。
 - (2) 部門別計画の総合調整に関すること。
 - (3) その他総合基本計画の策定に関し、特に必要と認めること。

(部門別部会)

- 第11条 部会の名称、所掌事務及び構成員は、別表第2のとおりとする。
- 2 部会に別表第2に掲げるとおり部会長及び副部会長を置く。
 - 3 部会は、部会長が招集し、総括するものとする。
 - 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 5 部会長は、必要があると認めるときは、当該の部会に属しない、他の職員の出席を求め意見を聞くことができる。
 - 6 部会長は、所管に属する計画について調査又は審議を終了したときは、その結果を総務企画部長を経て、策定会議に報告するものとする。

(策定チーム)

- 第12条 策定チームは、前条に規定する部会ごとに設置する。
- 2 策定チームは係長相当職で構成し、部会長が指名する。
 - 3 策定チームのリーダーは、部会の副会長が行う。
 - 4 会議は、必要に応じてリーダーが招集する。
 - 5 策定チームは、部門別の各課素案の検討を行うとともに、部門別計画原案を作成する。
 - 6 リーダーは、策定チームにおける検討結果等について、部会長に報告するものとする。

(総合基本計画の改定)

- 第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、総合基本計画を改定するものとする。
- (1) 特に著しい社会的、経済的情勢の変化が生じたとき。
 - (2) 国又は県の計画変更その他により、著しい事業量の増減を生じたとき。
 - (3) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。
 - (4) その他市長が必要と認めたとき。

(庶務)

- 第14条 策定会議、部会及び策定チームの庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

- 第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1（第10条関係）

市長事務部局	総務企画部長 市民生活部長 健康福祉部長 都市建設部長
	会計管理者
教育委員会事務局	教育長 生涯学習部長
議会事務局	事務局長
消防本部	消防長

別表第2（第11条関係）

部会名	所掌事務	構成員
行財政部会	1) 人口、財政、所得等基本フレームに関すること。 2) 土地利用計画に関すること。 3) コミュニティ計画に関すること。 4) 市民参加に関すること。 5) 行財政計画に関すること。 6) 他部会に属さない事項に関すること。	部会長 総務企画部長 副部会長 総務企画部次長 総務企画部 総務課長、企画財政課長、秘書広報課長、契約管財課長、課税課長、収税課長 市民生活部 市民課長、農業振興課長、商工振興課長、市民活動推進課長 都市建設部 都市計画課長 会計課 課長 選挙管理委員会事務局 局長 監査委員事務局 局長
都市基盤・生活環境整備部会	1) 都市計画に関すること。 2) 都市開発計画に関すること。 3) 交通計画に関すること。 4) 住宅計画に関すること。 5) 公園緑地計画に関すること。 6) 下水道計画に関すること。 7) 河川・水路計画に関すること。 8) 環境衛生計画に関すること。 9) 環境計画に関すること。 10) 消防・防災計画に関すること。 11) 霊園計画に関すること。 12) 交通安全計画に関すること。	部会長 都市建設部長 副部会長 都市建設部次長 総務企画部 企画財政課長 市民生活部 クリーン推進課長 環境課長、安全対策課長 都市建設部 都市計画課長、道路河川建設課長、道路河川管理課長、建築住宅課長、下水道課長、公園緑地課長、都市整備課長 消防本部 消防総務課長、予防課長、警防課長

部会名	所 掌 事 務	構 成 員
健康福祉部会	1) 社会福祉計画に関すること。 2) 保健衛生計画に関すること。	部会長 健康福祉部長 副部会長 健康福祉部次長 市民生活部 保険年金課長 健康福祉部 社会福祉課長、障がい福祉課長、こども課長、高齢者支援課長、健康増進課長 教育委員会 学務課長、生涯学習課長
教育文化振興部会	1) 教育計画に関すること。 2) 文化振興に関すること。 3) 生涯学習計画に関すること。	部会長 生涯学習部長 副部会長 生涯学習部次長 教育委員会 教育指導課長、学務課長、生涯学習課長、文化スポーツ振興課長、生涯学習推進センター所長
産業振興部会	1) 農業振興に関すること。 2) 商業振興に関すること。 3) 工業振興に関すること。 4) 消費者行政計画に関すること。	部会長 市民生活部長 副部会長 市民生活部次長 市民生活部 クリーン推進課長、環境課長、農業振興課長、商工振興課長 都市建設部 都市計画課長 農業委員会 局長 事務局

各施策成果目標一覧

政策	施策	成果指標	現状値 (直近)	単位	27年度	32年度
政策1-1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります【重点政策】						
1	地域で支えあう福祉社会の形成	福祉環境満足度（市民意識調査）	12.5	%	13.0%	14.0%
		ボランティア登録団体会員数	1,511	人	1,550人	1,600人
2	いきいきとした高齢社会の形成	65歳以上要介護認定率	13.0	%	14.5%	15.5%
		趣味や習い事などを行っている高齢者の割合（高齢者アンケート）	60.7	%	増加	増加
3	健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	合計特殊出生率	1.34	—	1.34	1.34
		保育所待機児童数	63	人	0人	0人
		就学前人口に対する保育所入所率	15.0	%	16.5%	18.0%
4	社会参加に向けた障がい者（児）福祉の推進	障がい者手帳所持者のうち施設入所者を除いた割合	98.1	%	98.4%	98.7%
		訪問系サービス利用者数	65	人	90人	110人
		日中活動系サービス利用者数	223	人	360人	390人
5	安心して暮らせる社会保障の充実	（施策の成果指標なし）				
6	健康を支える保健・医療の充実	平均寿命（男）	79.3	歳	延伸	延伸
		平均寿命（女）	86.0	歳	延伸	延伸
		自分の健康に満足している率（市民健康意識調査）	49.5	%	53%	55%
		乳児死亡率（出生千対）	6.3	人	減少	減少
政策1-2 生きがいのある暮らしができる生涯学習社会をつくります						
1	いきいきとした生涯学習の推進	生涯学習をしている市民割合（市民意識調査）	64.3	%	67.0%	70.0%
		学習施設利用者数	362,895	人	385,000人	400,000人
		図書館資料貸出数	424,600	冊	435,000冊	450,000冊
2	生涯スポーツ・レクリエーションの振興	1年間継続してスポーツをしている市民割合（市民意識調査）	21.0	%	23.0%	25.0%
		余暇時間にスポーツを行っている市民割合（市民意識調査）	12.0	%	13.5%	15.0%
3	芸術・文化の振興	市民文化祭等市主共催芸術文化事業参加・発表者数	2,312	人	2,500人	2,800人
		指定文化財数	29	件	30件	32件

政策	施策	成果指標	現状値 (直近)	単位	27年度	32年度		
政策1-3 人間性豊かな子どもの育成環境をつくります【重点政策】								
	1	豊かな人間性を育む 幼児教育の充実	市内幼稚園児・保育 所児童数	3,396	人	3,450人	3,500人	
			少人数指導教員配置数	14	人	14人	14人	
	2	生きる力を育てる義務 教育の充実	特別支援教育推進指 導教員配置数	10	人	14人	14人	
			不登校児童生徒出現率	1.1	%	0.8%	0.5%	
			義務教育施設耐震化率	39.2	%	80.4%	100.0%	
			学校災害件数の割合	6.0	%	5.5%	5.0%	
	3	児童・生徒の健康と 安全の確保	子ども安全メール登 録者数	5,494	人	6,200人	7,000人	
			学校給食残菜率	14.4	%	13.2%	12.0%	
	4	高等教育の充実	オープンカレッジか まがや参加者数	906	人	1,000人	1,200人	
	5	青少年の健全育成	地域見守り活動従事 者数(延べ)	1,151	人	1,250人	1,300人	
			ジュニアリーダース クラブ新規加入者数	3	人	3人	3人	
	政策1-4 個人が尊重しあう多様な市民交流をつくります							
	1	個性豊かなコミュニ ティづくり	自治会加入世帯数	28,915	世帯	29,500世帯	29,800世帯	
			市民活動推進セン ター登録団体数	69	団体	90団体	105団体	
			過去1年間に地域活動 をした市民割合(市 民意識調査)	64.0	%	66.0%	68.0%	
	2	市民生活を支える地 域情報化の推進	市ホームページ年間 アクセス数	397,286	件	410,000件	420,000件	
			まなびいネット利用 件数	48,928	件	53,500件	56,000件	
	3	男女共同参画社会づ くり	男女が平等であると 考える市民割合(市 民意識調査)	24.4	%	30.0%	35.0%	
			審議会等女性委員割合	23.2	%	27.0%	30.0%	
	4	世界と結びつく国際 化の促進	通訳ボランティア登 録人数	25	人	28人	30人	
			姉妹都市ワカタネを 知っている人の割合 (市民意識調査)	54.9	%	60.0%	65.0%	
	政策2-1 人と自然にやさしい地域社会をつくります							
		1	環境保全の促進	河川の水質BOD値	13.9	mg/L	90mg/L以下	50mg/L以下
				市内全域の温室効果 ガス排出削減率	—	%	—	25% (平成2年度 基準年)
2		循環型社会の構築	資源化率	25.1	%	上昇	上昇	
			最終処分率	8.2	%	減少	減少	

政策	施策	成果指標	現状値 (直近)	単位	27年度	32年度
政策2-2 快適な暮らしの環境をつくります						
1	良好な住宅の整備	工事完了検査率	76.5	%	88%	100%
		無料耐震診断相談会申込者への診断実施率	100	%	100%	100%
2	快適な公園・緑地環境の整備	市民一人当たりの公園面積	2.1	㎡/人	3.3㎡/人	3.8㎡/人
3	うるおいある河川・水路の整備	浸水面積	127.2	ha	123.9ha	121.1ha
		浸透樹設置個数	5,728	基	6,800基	7,800基
4	上・下水道の整備	上水道普及率	73.8	%	上昇	上昇
		下水道普及率（処理区域内人口/行政区域内人口）	52.6	%	60.0%	68.0%
		下水道水洗化戸数	21,550	戸	25,500戸	29,300戸
5	環境衛生の充実	生活排水処理率	73.0	%	88.0%	94.2%
政策2-3 安全に暮らせる社会システムをつくります【重点政策】						
1	交通安全の推進	交通事故発生件数	442	件	407件	349件
		人口千人当たりの交通事故死傷者数	4.9	人	4.4人	3.8人
2	防犯対策の促進	刑法犯認知件数	1,498	件	1,400件	1,300件
		防犯パトロール隊団体数	37	団体	38団体	40団体
3	防災対策の強化	自主防災組織組織率	66	%	68%	70%
		防災訓練参加延べ人数	1,334	人	5,800人 (平成20年度から延べ)	10,300人 (平成20年度から延べ)
4	消防力の強化	普通救命講習受講者数	2,059	人	7,000人	10,000人
		住宅用火災警報器普及率	34.0	%	49.5%	65.0%
		人口1万人当たりの出火率	3.6	件	3.6件	3.6件
政策3-1 魅力あふれるまちづくりを進めます【重点政策】						
1	広域交流拠点の整備	新鎌ヶ谷駅乗降客数（1日あたり）	82,823	人	92,000人	100,000人
		新鎌ヶ谷地区事業所数	164	件	230件	270件
2	鉄道新線開業等に対応した新市街地の整備	新市街地整備事業着手地区数	0	地区	0地区	1地区
3	質の高い既成市街地の整備	鎌ヶ谷市を住み良いと答えた市民割合（市民意識調査）	45.3	%	50.0%	55.0%
		既成市街地整備事業着手地区数	1	地区	1地区	2地区
4	鎌ヶ谷市の魅力あふれるまち並みづくり	市の景観への満足度（市民意識調査）	23.8	%	28.0%	33.0%
政策3-2 都市活動を支える交通網整備を進めます						
1	安全でゆとりある道路の整備	「道路の状況」不満足度（市民意識調査）	65.2	%	58.0%	50.0%
		都市計画道路整備率	30.1	%	38.0%	43.0%
2	利便性の高い公共交通体系の充実	鉄道駅乗降客数（1日あたり）	181,914	人	192,000人	200,000人
		市内バス利用者数（1日あたり）	1,794	人	1,900人	2,000人

政策	施策	成果指標	現状値 (直近)	単位	27年度	32年度
政策3-3 活力ある産業を育成します						
1	都市農業の育成	販売農家数	362	戸	330戸	330戸
		経営耕地面積	41,500	a	37,500a	37,500a
2	魅力ある商業の育成	年間商品販売額	8,645	千万円	8,700千万円	8,700千万円
		小売業における売り場面積	90,354	m ²	90,400m ²	90,400m ²
3	活力ある工業の育成	製造品出荷額	3,843	千万円	3,900千万円	3,900千万円
		資金融資件数	18	件	30件	40件
		無料職業紹介所の紹介による就職件数	122	件	120件	120件
4	安心できる消費生活の推進	消費生活相談件数	131	件	300件	300件
政策4-1 計画の実現のために						
1	地方分権と市民参加の推進	市政に関する情報を得られている市民割合（市民意識調査）	36.4	%	43.0%	50.0%
		過去1年間に地域活動をした市民割合（市民意識調査）	64.0	%	66.0%	68.0%
		市民の意見や要望が市政に反映されていると思う市民割合（市民意識調査）	31.3	%	40.0%	50.0%
		市政への参加の機会が進んだと思う市民割合（市民意識調査）	18.1	%	25.5%	33.0%
2	効率的で健全な行財政運営の推進	経常収支比率	95.6	%	95.0%	95.0%
		市職員の市民への対応が良くなったと答えた市民割合（市民意識調査）	26.1	%	28.0%	30.0%
		職員一人あたりの人口	147.7	人	160.3人	160.3人
3	広域行政の推進	共同処理事務数	4	件	増加	増加
		公共施設の共同利用数	0	件	増加	増加
		広域要望の実現度	—		増加	増加

鎌ヶ谷市総合基本計画後期基本計画

発行日：平成22年3月

発 行：鎌ヶ谷市

編 集：鎌ヶ谷市総務企画部企画財政課企画政策室

〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1

電 話 047-445-1141

F A X 047-445-1400